

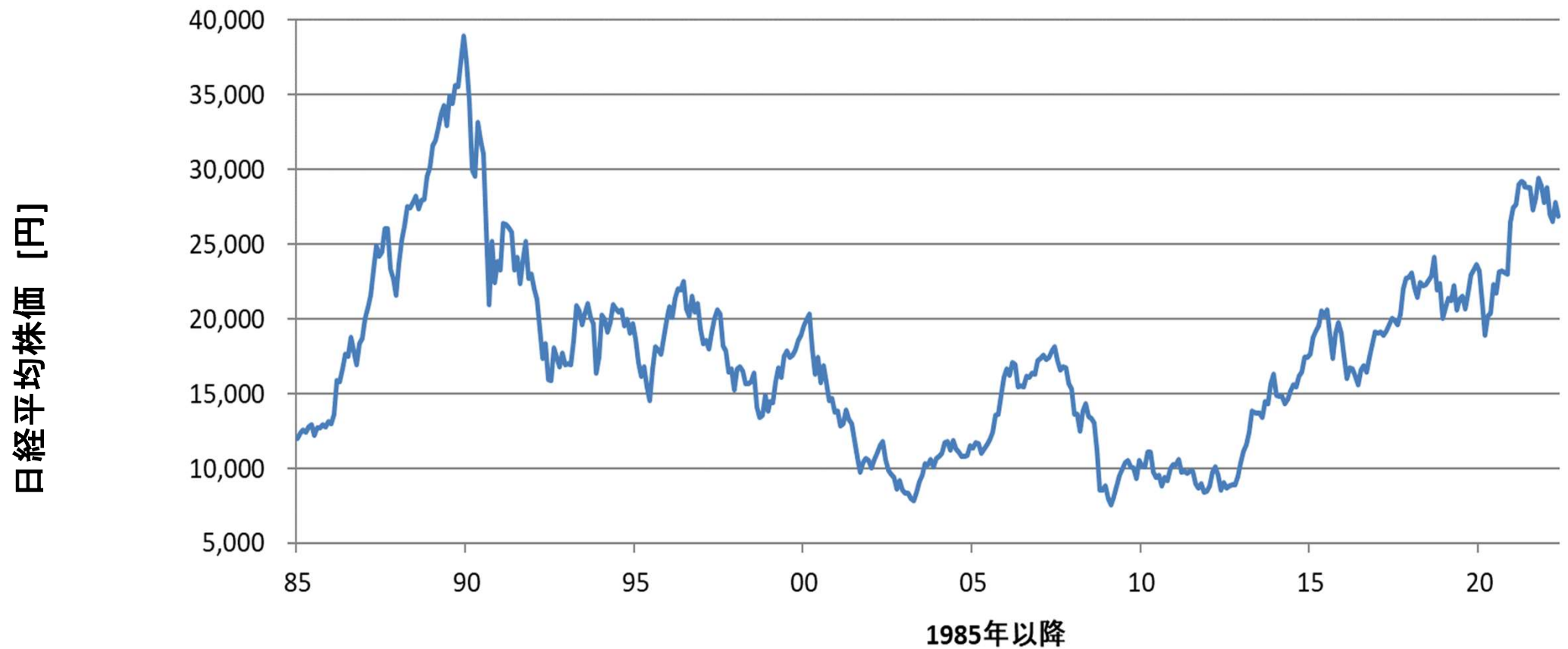
この40年間の会計・監査の変貌

—監査法人入所から定年までの歴史を振り返る—

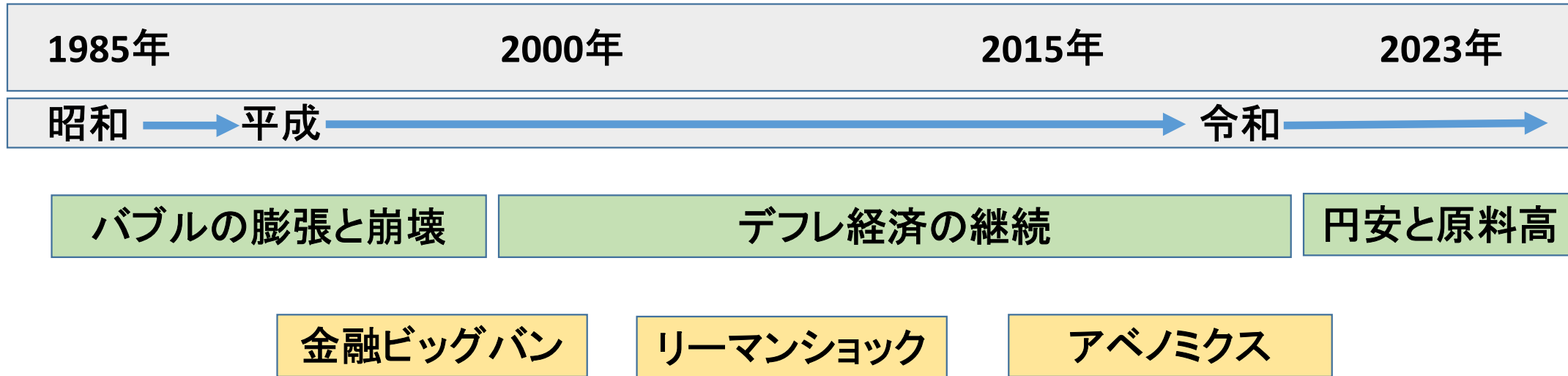
2023年3月28日

中 島 康 晴

經濟情勢(1985年～現在)



経済情勢



	1983年～2000年	2000年～2020年	令和
経済情勢	間接金融 借入金依存 含み依存経営	直接金融	ESG サステナビリティ
経営スタイル	メインバンクの管理 日本的経営 終身雇用・年功序列	投資利回り重視	品性
会計の考え方	経営成績と財政状態を示す 過去情報	企業価値	投資情報の充実 非財務情報との関連性

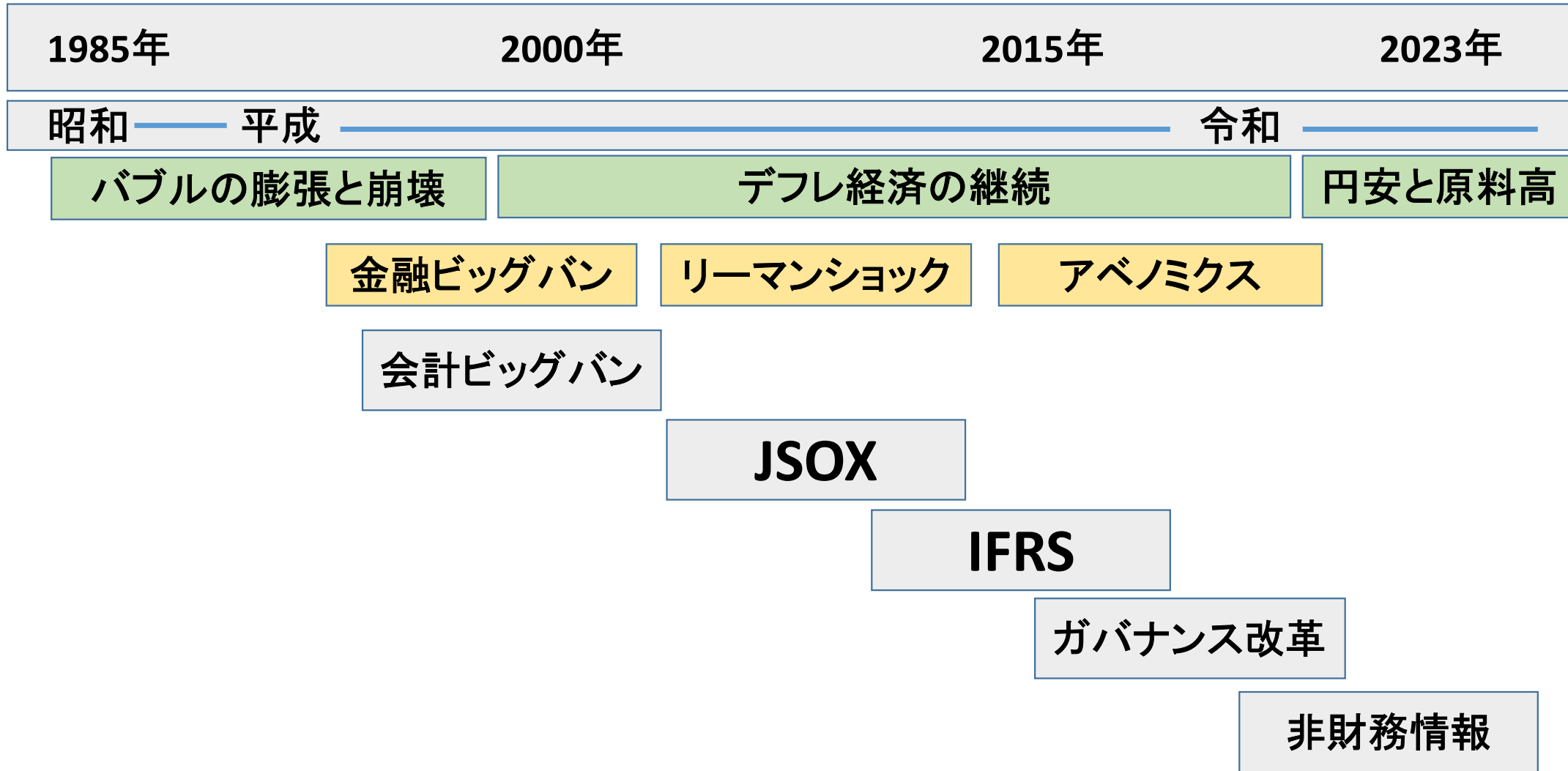
経済情勢・金融マーケットの変化(グローバル化)に対応した会計の変革

- ・大蔵省の護送船団方式に守られた銀行によるメインバンク監視型企業経営から市場経済型対応の経営への移行に合わせて会計も変革
- ・会計ビッグバン(経済構造改革を背景にした経営改革があり、それとベクトルを合わせた形での会計改革)
- ・会計コンバージェンス
- ・財務情報の開示拡大
- ・非財務情報の開示(脱炭素・SDGs・ESG・サステナビリティの開示)

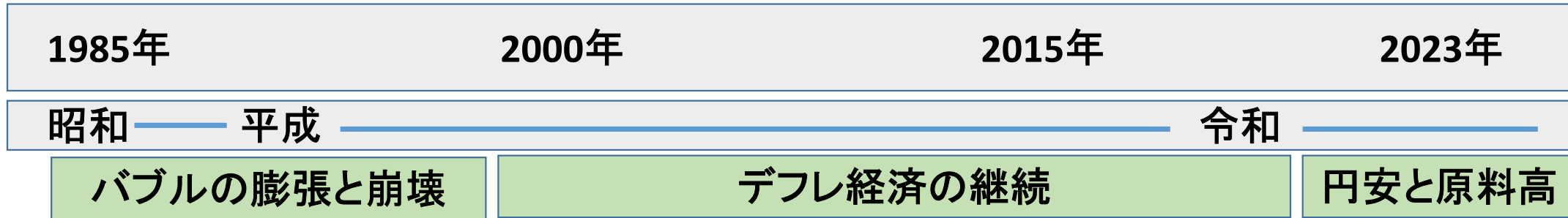
不正事件勃発による会計制度の変革

- ・不正事件による会計制度・監査制度の改革
- ・内部統制制度
- ・会計監査のあり方
- ・ガバナンスの改革

経済情勢



経済情勢

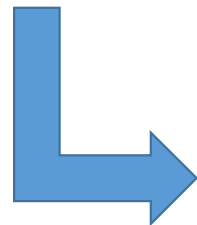


金融ビッグバン

リーマンショック

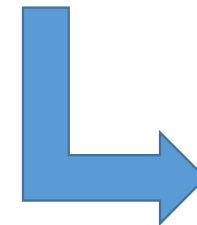
アベノミクス

2004年10/13
西武鉄道の不正開示問題に端を発した改革



内部統制評価・監査制度の導入

2010年～2015年
一連の不適合会計に端を発した改革



監査制度の改革

企業会計制度の変遷

1. 連結財務諸表の導入 (1977年～
2. バブル経済とその崩壊の中で (1985年～
3. 会計ビッグバン (1998年～
4. 会計ビッグバン第2弾 (2003年～
5. 会計不正と内部統制監査制度導入 (2004年～
6. IFRSの到来と日本基準 (2008年～
7. 会計不正と監査改革 (2014年～
8. ガバナンス改革 (2014年～
9. 財務開示の充実 (2020年～
10. 非財務情報の開示 (2022年～
11. 今後の課題

1 連結財務諸表の導入

- ・証券取引法において連結財務諸表が制度化されたのは、1977年（昭和52年）である。
- ・連結が個別財務諸表の付属資料という位置づけの時代が続き、個別重視の時代が続く。連結重視になるのは「会計ビッグバン」を待つこととなる。
- ・子会社へ含み益の資産を譲渡して益を実現するケースが横行
- ・「飛ばし」と「連結外し」による手口が横行

2 バブルの発生とその崩壊

- ・有価証券売却による益だし（クロス取引）
- ・特金・ファントラの含み損の解消
- ・金融子会社のグループ内再建
- ・特金・ファントラの時価開示
- ・相次ぐデリバティブ損失
- ・株価低迷の中での時価会計導入の波紋
- ・銀行保有株式取得機構のからくり
- ・経団連の今井敬会長の発言「金融機関に限って時価会計を一時凍結してもらいたい」と発言
- ・1997年12月、大蔵省は金融機関に「低価法」から「原価法」への変更を緊急避難措置として認めた。
(←日本はバブル崩壊で金融機関の不良債権が増大、その対応として金融機関救済をするための緊急措置であった。)

3 会計ビッグバン

- ・金融マーケットの見方を会計の世界に取り入れる
- ・金融マーケットのニーズや観点を取り入れた会計制度改革であった。税効果会計、キャッシュフロー計算書、時価会計、退職給付会計、連結重視、減損会計等
- ・同時に経営改革も叫ばれた。つまり、市場経済の企業評価の観点を経営にも会計にも組み込んだ、そんな経営と会計の大改革であった。
- ・しかし、実のところ、当時は変革の背景にもっと大きな問題、日本の経済構造改革が横たわっていた。高度成長やバブル経済を経た後で経済成長がストップする中、制度疲労や無駄や過剰といった非効率さが目立つこととなり、経済の根本改革が迫られていた。
- ・この経済改革と企業の経営改革、これらがグローバル市場経済への対応という目的でベクトルを一致させて即刻断行すべしという流れなのかで、会計もそのベクトルを合わせた形で改革がなされた、それが会計ビッグバンというものであった。
- ・当時、企業の構造改革として実行されたものが、資産のリストラであり、キャッシュフロー経営であり、また時価ベースの効率経営、退職金や人事制度の見直し、グループ経営の強化等々であった。これらの改革の裏には同様の会計改革があり、まさに経営改革と会計制度改革が同じベクトルの中で、お互いに呼応しながら、相乗効果も発揮しながら、企業が金融マーケット対応体制を整えたものといえる。

税効果会計

税務会計の呪縛からの解放

キャッシュフロー計算書の導入

「利益」重視一辺倒からの脱却

金融商品の時価評価の導入

水膨れ資産の切り捨て

退職給付会計の導入

長期労働債務の見直し

連結会計の充実

グループ全体の透明化

4 会計ビッグバン第2弾

減損会計

投資採算性の低下をタイムリーに反映

- ・土地、建物、設備などの事業資産について、その将来の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった場合に、その価値の下落を反映させる会計ルール

企業結合会計

弱肉強食の金融ルールを反映

- ・企業再編時の基本ルールが変わる
- ・金融市場が基本とする資本市場のルールを痛感した会計改革

持分プーリング法の廃止(当時のコメントから)

パーチェス法一本化になりました。よって、企業統合やM&Aの場面では必ず「のれん」が生じることとなるわけです。その後、コンバージェンスの流れの中での、「のれんの償却ストップ」の動向について目が離せなくなりました。この状況は変わっていません。ただし、償却はストップでも、のれんの減損は当然あるわけで、会社としては、常に減損のリスクにさらされ続けるということに変わりはありません。定期的に償却していった方がよっぽど気が楽ではないかと思いますが。

減損会計

減損会計のルール

I 資産のグルーピング

減損処理を行う際には1資産グループを基準とするべきである。また、ここで1資産グループとは概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位のことをいう。

II 減損の兆候

減損の兆候としては、次の事象が考えられる。

- ①資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。
- ②資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。
- ③資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- ④資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

III 減損損失の認識

当該資産又は資産グループに減損の兆候がみられる場合には減損損失の認識を行うかどうかの判定を行う。当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識する。ただし、当該資産が半永久的にキャッシュ・フローを生み出す場合などには、キャッシュ・フローの見積もり期間は資産グループ中の主要な資産の経済的耐用年数と20年のうち短い方を用いる。

IV 減損損失の測定

減損損失の認識を行うと判定された資産又は資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額する。帳簿価額と回収可能価額との差額を当期の損失（減損損失）として処理する。なお、回収可能価額とは次のうちいずれか大きい方のことである。

使用価値：資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値

正味売却価額：資産又は資産グループを現時点において売却した場合における売却価額

グルーピングについて

資産の収益性を測定するにあたり、予想される将来キャッシュ・フローを単一の資産ごとに分類することができない場合がある。たとえば製造ラインにおいて複数の機械が一体となって一つの製品を製造している場合などは、予想される将来キャッシュ・フローと各個別の機械との関係は必ずしも明確ではない。

このように複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、**減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の判定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある**(固定資産の減損に係る会計基準 二6(1))。つまり、グルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと**相互補完的**であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。

グルーピングは、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定(資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む)を行う際の単位等を考慮して定めることになる。例えば、以下のような手順により資産のグルーピングが行われると考えらる(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 第7項)。

- ① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、**内部振替価額**や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。
- ② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。
- ③ 連結財務諸表においても、企業集団に属する親会社及び子会社が作成した**個別財務諸表を基礎**として作成される。連結の観点から資産のグルーピングの単位が見直される場合もある。
- ④ 事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントの基礎となる事業区分よりも大きくなることはない。
- ⑤ **グルーピングの変更は、ビジネスモデルの変更や管理会計上の区分の変更によって見直す場合もあるが、減損回避とみなされる場合もあるので慎重に判断する必要がある。**

減損損失の認識（将来キャッシュ・フローの見積り）について

- ・資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する（基準二2.（1））
 - ・割引前将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産の経済的残存耐用年数と20年の短い方（基準二2.（2））
 - ・経済的残存耐用年数の経過時点における正味売却価額（時価－処分見込む費用）を加味。
 - ・将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る（基準四4.（1））
- ① 取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売り上げ見込みなど）を整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
 - ② 中長期計画が存在しない場合、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
 - ③ 中長期計画の見積期間を超える期間については、原則として、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正した後のもの）に合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は遞減する成長率（ゼロやマイナスの場合もある）の仮定を置いて見積る。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響に様々に不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う。
 - ⑤ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれるものものとして
 - 一 現在の価値を維持するための合理的な設備投資
 - 二 資産又は資産グループに関連して間接的に生じる支出
 - ⑥ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれないものとして
 - 一 計画されていない将来の設備の増強や再編によるキャッシュ・アウト並びにそれによる将来キャッシュ・フロー
 - 二 利息の支払額並びに法人税等の支払額・還付額

減損損失の測定（将来キャッシュ・フローの割引計算）について

- ・帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失とする。特別損失とする。
 - ・回収可能額は、次のうちいずれか大きい方
- ①使用価値：将来キャッシュ・ローの割引現在価値
 - ②正味売却価額：時価－処分見込む費用
- ・割引率は、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることから、割引率も税引前の割引率を用いる（適用指針4 3項）

WACC/（1－実効税率）によるのが一般的である。

事業分離・M&A

のれんの会計処理

企業結合に関する会計基準

109. また、のれんを規則償却とした場合、例えば、株式の交換による企業結合のプロセスにおいて、買収対価（発行株式金額）の過大評価や過払いが生じている可能性がある場合に、**のれん等が過大に計上される状況が考えられる**。このように取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるとときには、企業結合年度においても「固定資産の減損に係る会計基準」の適用上、**減損の兆候が存在すると判定される場合もある**。被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合も同様に扱われることがある。

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

77. のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる（「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）一及び二8.）。特に、次の場合には、**企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがあるとされている（企業結合会計基準 第109項）**。

- (1) 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
- (2) 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合

なお、のれんの減損損失を認識すべきであるとされた場合には、減損損失として測定された額を特別損失に計上することになる。

仕 訳

資産

500

負債

400

のれん

600

資本金

700

時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合には、**買収対価(発行株式金額)の過大評価や過払いが生じている可能性がある**ので、のれんの過大計上の状況にないか買収初年度から減損の検討を要する。

のれんの事後処理の暫定決定は延期

そもそも「のれん」とは
含まれているものは……

- ①被取得企業自身が有する超過収益力
(認識された資産・負債には個別に反映されていない、被取得企業が継続的に超過リターンを生み出す源泉。例えば、そこで働く人材等)
- ②被取得企業が取得企業と統合されることから生じるシナジー
(取得企業が被取得企業の販売チャネルを用いて自社製品を販売することによる売上増、または、企業が統合されることによるコストの削減等)
- ③取得対価の過大払い又は過少払い

IFRS

- ・IFRSにおけるのれんは、非償却とされ、少なくとも年に一度の減損テストが要求されている。よって、簿価は当初の金額のまま据え置かれている。
- ・現在のIFRSはのれんを非償却にしていますが、2004年にIFRS第3号が発行する前まではIFRSものれんを償却していた。当時、IFRSが非償却に会計処理を変更した理由は、のれんの耐用年数を見積もることが実務上困難なこと、また、IFRSの減損テストモデルが十分に機能すると考えられたこととされている。
- ・また、財務諸表を利用する投資家の多くが、のれんの償却費を分析から除外(のれんが償却されている場合に、償却をなかったこととして元に戻す)していることが償却反対の大きな理由。

日本基準

- ・日本の会計基準では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するとされている。すなわち、日本の会計基準ではのれんは一定期間にわたり償却され、簿価が逡減していく
- ・のれん償却に賛成する意見は、のれんが償却されないと、のれんが過大計上されてしまうことを懸念している。その理由は、そもそものれんの価値は時の経過とともに減価する(つまり、企業はのれんを費消している)と考えており、よって、のれんを償却しない場合には結果的に(会計基準では計上が認められない)自己創設のれんを計上していることになってしまうことを指摘している。
- ・また、のれんの減損テストではのれんの価値の低下をタイムリーに認識できないことを指摘している。

IASB(国際会計基準審議会)より公表された討議資料「企業結合 - 開示、のれん及び減損」(2020年3月)では、のれんの償却を再導入すべきかが審議され、のれんの償却は再導入しないことが暫定的な見解とされた。しかしながら、当該暫定的見解は、僅差により決定され、多くのボードメンバーが償却の再導入に賛成票を投じたとされている。

2021年9月20日より開催されたIASBボード会議でも、予定されていた暫定決定は追加的な分析を求める声を受け延期された。

その後、IASBは2022年11月24日、定期償却をしない現行ルールを変えない方針を決定した。

事業分離・M&A

投資時における子会社の利益留保額

連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針

58. 子会社の利益のうち投資時に留保しているものについても、将来配当の可能性がある場合で、配当受領時に親会社において受取配当金に係る追加の税金負担が生ずると見込まれるときには、親会社は投資時に税効果を認識し、繰延税金負債を計上することができる。本来、当該投資の購入価額算定に際し、親会社は、投資時まで留保していた子会社の利益を将来配当したならば負担するであろう税金額を考慮して投資の買取価額を決めたものと想定される。つまり、当該税金の負担が見込まれない場合に比べて、投資時に将来負担が見込まれる税金の額に等しい金額だけ低い価額で親会社の投資に係る購入契約が成立したものと考えられる。したがって、**税効果会計適用上の投資取得原価は、税務上の簿価（実際に成立した購入価額に等しい。）よりも将来における配当受領に伴って親会社が負担すると見込まれる税金の額だけ高いと考えられ、将来加算一時差異が生じている。親会社は投資時に当該将来加算一時差異に係る税効果額を認識し、当該将来加算一時差異の額に相当する額の繰延税金負債を計上することができる。**なお、税効果の認識に当たって、個別財務諸表上の繰延税金負債の相手科目は子会社投資原価であり、資本連結手続を通じてのれん又は負ののれんに影響を与えることになる。また、その後の税率の変更に伴う繰延税金負債の増減や子会社からの配当受領又は損失計上に伴う繰延税金負債の取崩しは、子会社投資原価若しくはのれん又は負ののれんを修正するのではなく、法人税等調整額に計上する。

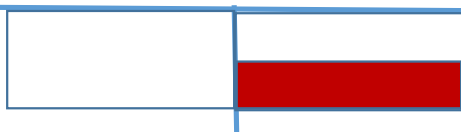
仕 訳

資産	500
のれん	630

負債	400
資本金	700
繰延税金負債	30

子会社の利益のうち投資時に留保しているものについて、将来配当の可能性がある場合で、配当受領時に親会社において受取配当金に係る追加の税金負担が生ずると見込まれるときには、親会社は投資時に税効果を認識し、繰延税金負債を計上する。

買収した子会社のB/S



➡ この留保利益に係る親会社の税金負担額を繰延税金負債へ計上

事業分離・M&A

投資時における繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分

71. 組織再編の形式が、事業を直接取得することとなる合併、会社分割等の場合には、取得企業は、企業結合日において、被取得企業又は取得した事業から生じる一時差異等（取得原価の配分額（繰延税金資産及び繰延税金負債を除く。）と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額並びに取得企業に引き継がれる被取得企業の税務上の繰越欠損金等）に係る税金の額を、将来の事業年度において回収又は支払が見込まれない額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する。繰延税金資産及び繰延税金負債は、暫定的な会計処理の対象とする。

72. のれん（又は負ののれん）は取得原価の配分残余であるため、のれん（又は負ののれん）に対する税効果は認識しない。

378-3. のれん（又は負ののれん）については、配分残余という性格上、税効果を認識しても同額ののれん（又は負ののれん）が変動する結果となるため、あえて税効果を認識する意義は薄いと考えられる（第72項参照）。なお、平成18年度税制改正により、非適格合併等における税務上ののれん（資産調整勘定又は差額負債調整勘定）に関する規定が定められているが、当該税務上ののれんが認識される場合においては、その額を一時差異とみて、第71項に基づき繰延税金資産又は繰延税金負債を計上した上で、配分残余としての会計上ののれん（又は負ののれん）を算定することに留意する必要がある。

仕 訳

税務上ののれんが500認識されるので
 $500 \times 30\%$ (税率30%とする) = 150を繰延税金資産として計上。
その上で、**配分残余としての会計上ののれんを計上。**

繰延税金資産 150

のれん 350

CASH 500

5 会計不正と内部統制監査制度

・内部統制監査制度の制定経緯

- ・ 西武鉄道の不実記載問題
- ・ 東証への宣誓書・確認書
- ・ 内閣府令の確認書
- ・ サーベンス・オックスリー法404条
- ・ 日本版404
- ・ 経営者による内部統制評価制度
- ・ 監査人による内部統制監査
- ・ 証取法における課徴金制度導入
- ・ 商法での内部統制規定
- ・ 新会社法での内部統制規定
- ・ 監査法人への規制強化

「内部統制」の強化という波

- ・経営に資するようなものではない！

- ・投資家はこんな無駄を望んでいるのか？

- ・内部統制は会社の自由裁量の範疇だ！

- ・コストに見合う効果が見出せない・・・

- ・主観が入りやすく定性的でレベル感なし・・・

- ・正解もなければ100点もない・・・



- ・ドキュメンテーションが鍵となる

- ・工数のかかる文書化

- ・経営の見える化へ

- ・経営革新の絶好の機会

- ・会社法の内部統制まで広げるべき

- ・管理体制の充実強化

- ・透明性のある経営へ

- ・コンプライアンスの一環



- ・厳格なるディスクローズが要請

- ・会計統制の整備

- ・資本市場からの要請を自覚

- ・資本市場への開示義務を自覚

- ・市場参加者としての最低限の体制整備を自覚

- ・市場から信頼されるためディスクローズ体制の整備義務

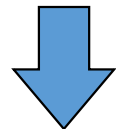
「内部統制」の強化という波

- ・企業会計審議会内部統制部会
 - ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」
 - ・公開草案 → 平成17年7月13日
 - ・基準案公表 → 平成17年12月8日



- ・金融商品取引法 → 平成18年通常国会成立

(平成21年3月期(2009年3月期)より適用)



- ・平成19年2月15日「内部統制基準」(企業会計審議会)
- ・平成19年7月18日「内部統制監査の実務指針」(会計士協会)
- ・平成19年8月10日「開示の内閣府令」(金融庁)
- ・平成19年8月22日「内部統制府令ガイドライン」(金融庁)

内部統制基準のポイント

- ・3つの数値基準がある

- ①重要な拠点の選定：連結ベースの売上高等の概ね2/3程度

- ②内部統制の重要な欠陥とは、連結税引前利益の概ね5%程度を上回る虚偽記載をもたらす可能性のある内部統制不備をいう

- ③監査人側の監査上、業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討に当たっては、例えば25件のサンプルチェックが必要である

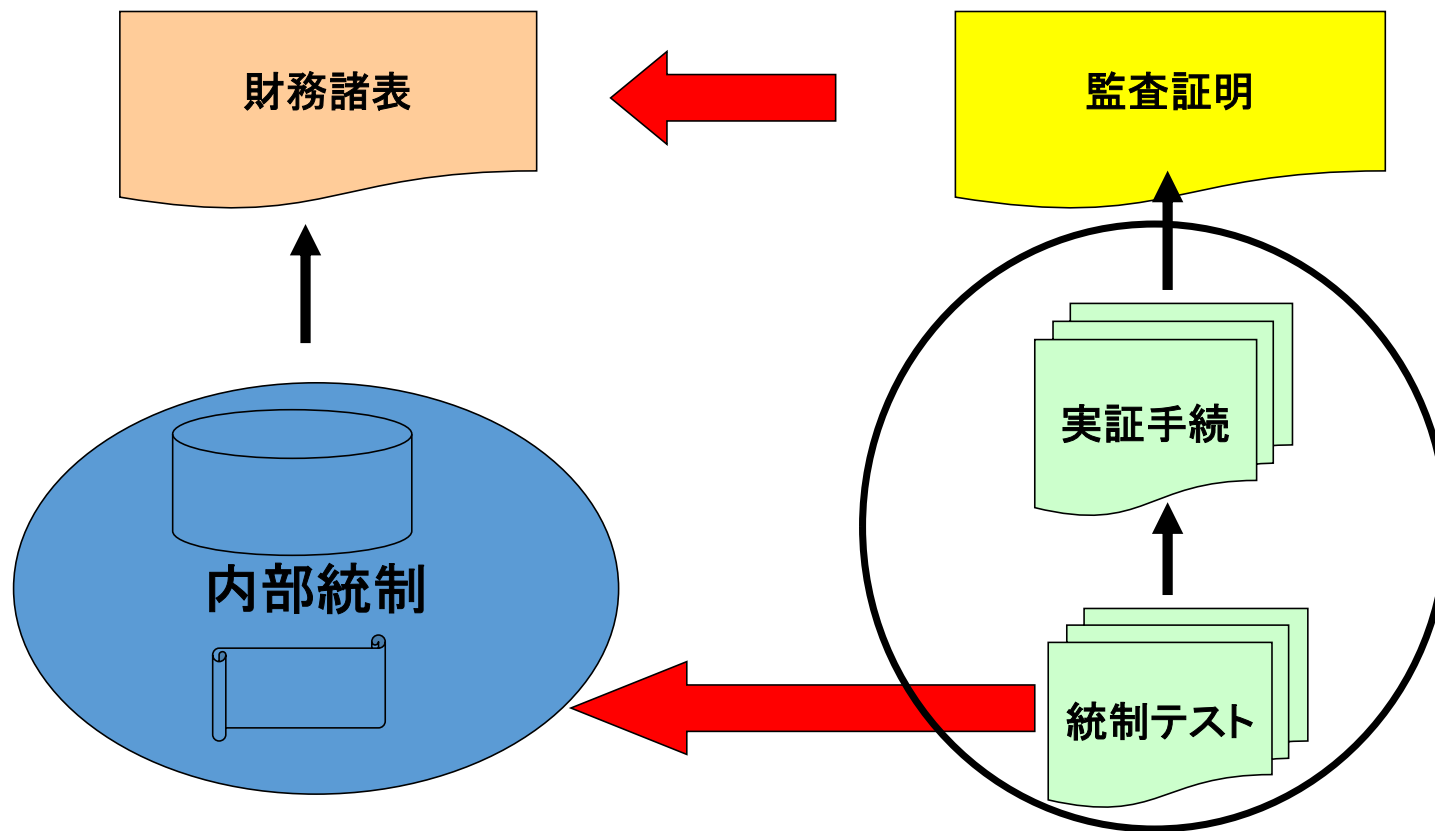
- ・関連会社の選定基準に数値基準はない：「財務諸表への影響の重要度による」

- ・重要な勘定科目としての例示がある

- 「例えば、一般事業会社の場合、原則として、売上高、売掛金及び棚卸資産」

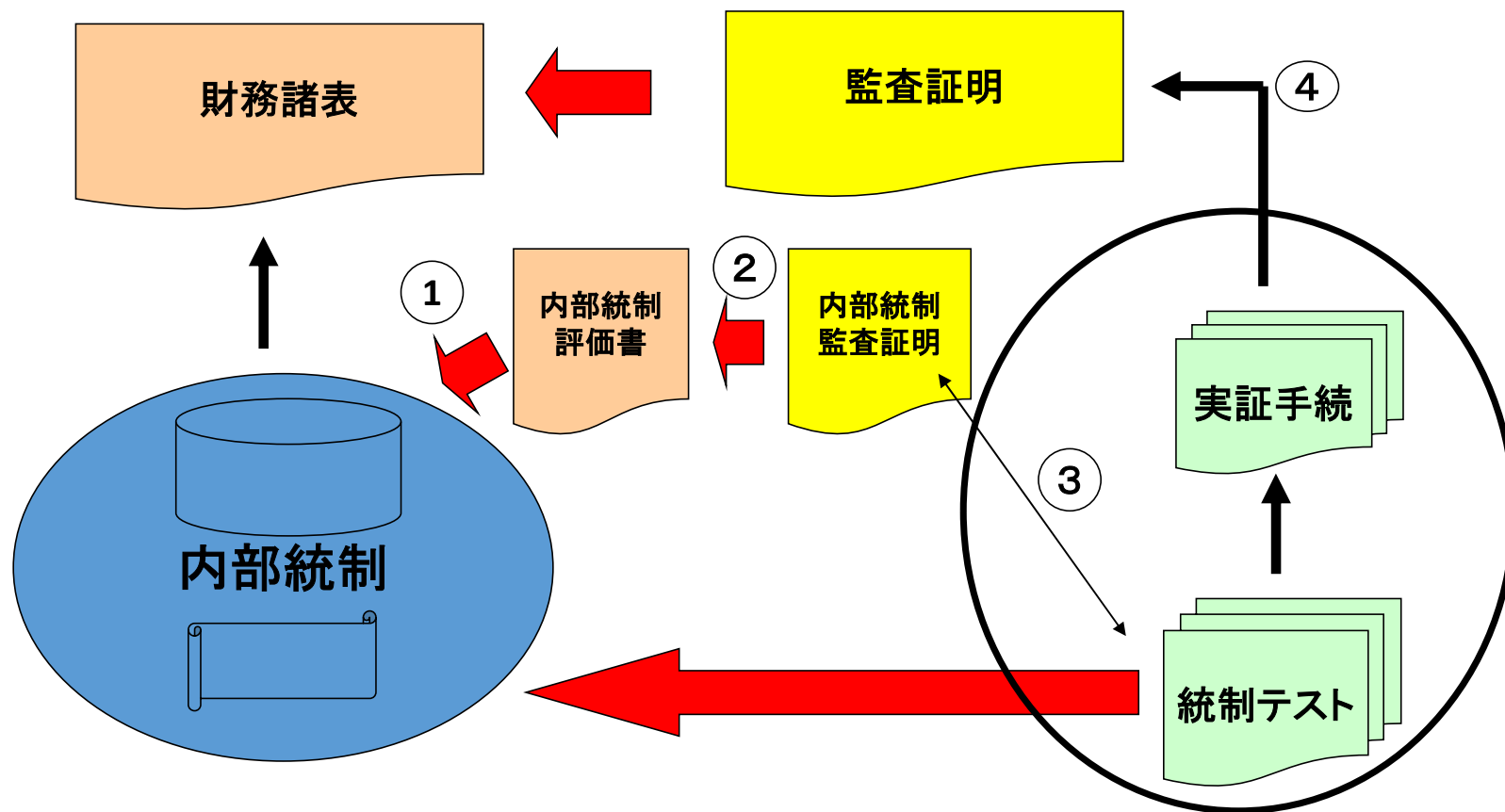
「内部統制監査実務指針」のポイント

(従来)



「内部統制監査実務指針」のポイント

(今後)



当時の混乱「多事争論」

「内部統制対応の混乱」 商事法務No.1761 (2006.3.15)スクランブルより一部抜粋

- ・経営者や従業員を含めて人の流動性が高く、ある程度の性悪説に立って企業経営を行わないといけない制度文化のアメリカで発送されたツールをそのまま輸入しても、日本企業の企業価値向上や競争力の向上にはプラスにならない。
- ・内部統制対応が、会計事務所とそのコンサルティング部門による「主客逆転」のマッチポンプとなり、結果として「統制合って企業利益なし」といった(一部の業者を除いて)誰も喜ばない事態になることだけは避けなければならない。制度の各論部分で重要な役割を担うこととなった会計事務所には、関係会社まで含めた自らの「統制」への自など、社会的に求められる要請がさらに高まっていくこととなろう。...

「制度いじりはやめよ」 日経新聞2010.11.17 「大機小機」より一部抜粋

- ・鳩山政権に期待したいのは、誤った企業統治制度を企業に強いたことによる傷の癒やしである。例えば、無駄な仕事ばかり増やし、性悪説的経営を強いて日本企業の強みを破壊してしまった内部統制制度は速やかに廃止することである。こうした方策だけでも日本の企業は目に見えて元気になるだろう。...

「外国人迎合の「PKO」はもう限界 日経新聞2011. 1.26 「大機小機」より一部抜粋

- ・バブル崩壊以降、外国人投資家が頼みの綱ということで外国人投資家に好まれる制度作りが必要という理屈から、「投資家迎合」の制度改革が行われてきた。.....PKOのために導入された諸制度の改革は効果がなかっただけでなく、日本企業の元気を奪い、将来の収益獲得力を低下させてしまった。...四半期決算制度は短期的視野での経営を助長し、内部統制制度は企業のコストを増やし経営の硬直化をもたらした。...

当時、こんな意見もあった

- ・「あれもやれ、これもやれ」というけれど
- ・内部統制とはそもそも経営マターでないのか
- ・内部統制は経営者の自治の領域だ！
- ・内政干渉だ！
- ・投資家はこの情報を本当に望んでいるのか
- ・「米国の猿真似でいいのか」
- ・企業力をかえって弱めるものでないのか

コンビニ経営、落胆した米国研修「日本流へゼロから出直し」

日経新聞2006. 1. 23 「私の苦笑い」
セブン&アイ・ホールディングス会長 鈴木敏文氏

「しまった。これは日本では使えそうにないな。」

1973年、12月。セブン・イレブンの日本展開を目前に控え、提携先の米サウスランドに店舗運営などの研修に出席した時のことだ。

……分厚いマニュアルが何冊もあるのを見たときには「これが手に入れば」と心が躍った。米国はマニュアル社会だからマニュアルを開示してくれたら相当なノウハウが得られると期待していた。

しかし、そうではなかった。会計システム以外の部分はことごとく日本市場では使えないと研修初日で実感した。天国から地獄に突き落とされたような気持ちだった。だが、一緒に研修に来た仲間が講義や実技演習を真面目に承けている姿を見ると「こりゃ駄目だ」とは言えなかった。

サウスランド側は米国流をそのまま日本に持ち込むことが成功の第一歩であるとして我々にいろいろなことを教えてくれたが上の空だった。……マニュアルを直輸入したところでうまくいくはずがないと思うようになった。……

金融商品取引法：日本版404

「財務報告に係る内部統制の評価・監査の制度」は

目的	決算書の信頼性確保という証券市場からの要請に応えるために
内容	決算書の作成過程に関して一定の評価の「ものさし」を入れる
具体的	問題がないかどうかを会社自身に評価させ、 さらに、外部監査人にその評価の有効性を検証させる
なぜ困難	金額や数量で計れるものではない定性的なものであるから

(結論) かなり困難な制度である

会社法（内部統制構築責任）

新会社法において「内部統制システムの構築責任は取締役にある」と明示された

経営者の本音

=

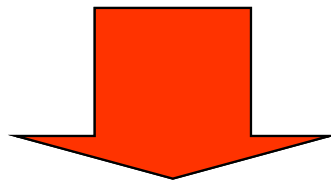
セーフ・ハーバーのレベルはどこ？

どこまで体制が敷かれていれば、仮に結果的に間違いが起きても株主代表訴訟等を通じて法的責任が問われないのか？

（結論） 合理的指針の醸成には、かなり時間が必要かも

会社法と金融商品取引法の趣旨から

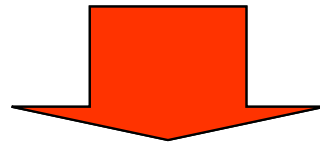
- **会社法** : 企業法制の整備
- **金融商品取引法** : 株式市場法制の整備



企業経営に大きな影響

会社法の経営へのインパクト

- 定款自治の徹底による経営の自由度拡大
- それに伴う説明責任（ディスクローズ）の拡大
- 「情報開示」や「自己規律」を徹底
- 事後の「過失責任」



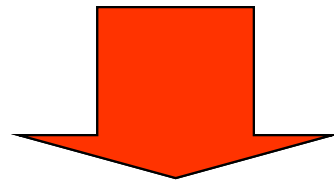
企業経営への影響
（自己判断・自己責任・節度）

証券取引法改正（金融商品取引法）

- 投資サービス法制
 - ⇒規制対象の横断化
 - ⇒金融商品取引業に関する規制
- ディスクロージャー制度
 - ⇒公開買付制度、大量保有報告制度の改正
 - ⇒四半期開示制度の導入
 - ⇒代表者による「確認」制度の導入
 - ⇒開示に係る内部統制評価報告並びに監査の制度
- 罰則強化

金融商品取引法の経営インパクト

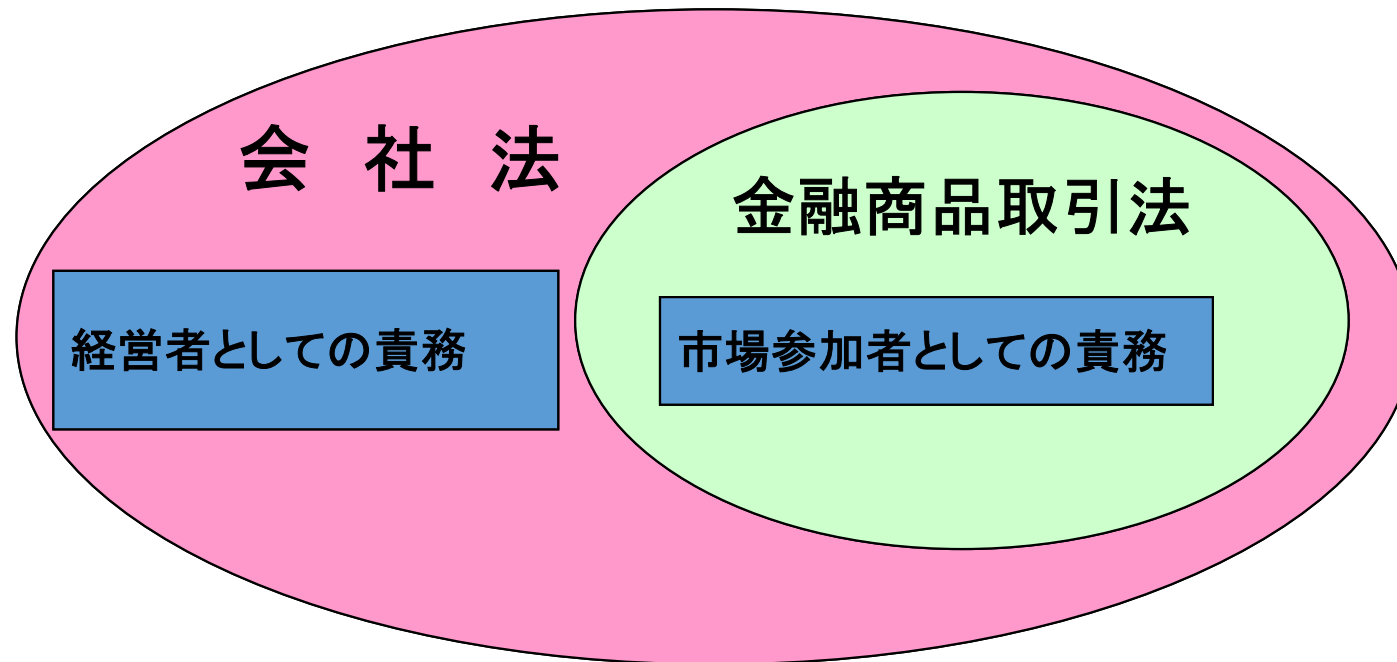
- 投資サービス法として検討された
- 同じルールで販売。投資家は安心して金融商品を購入できる（投資家保護）
- 貯蓄の時代から投資の時代へ
- 資金調達市場の活性化と善良なる企業へのサポート



資金調達市場の適正運営、そのための開示義務

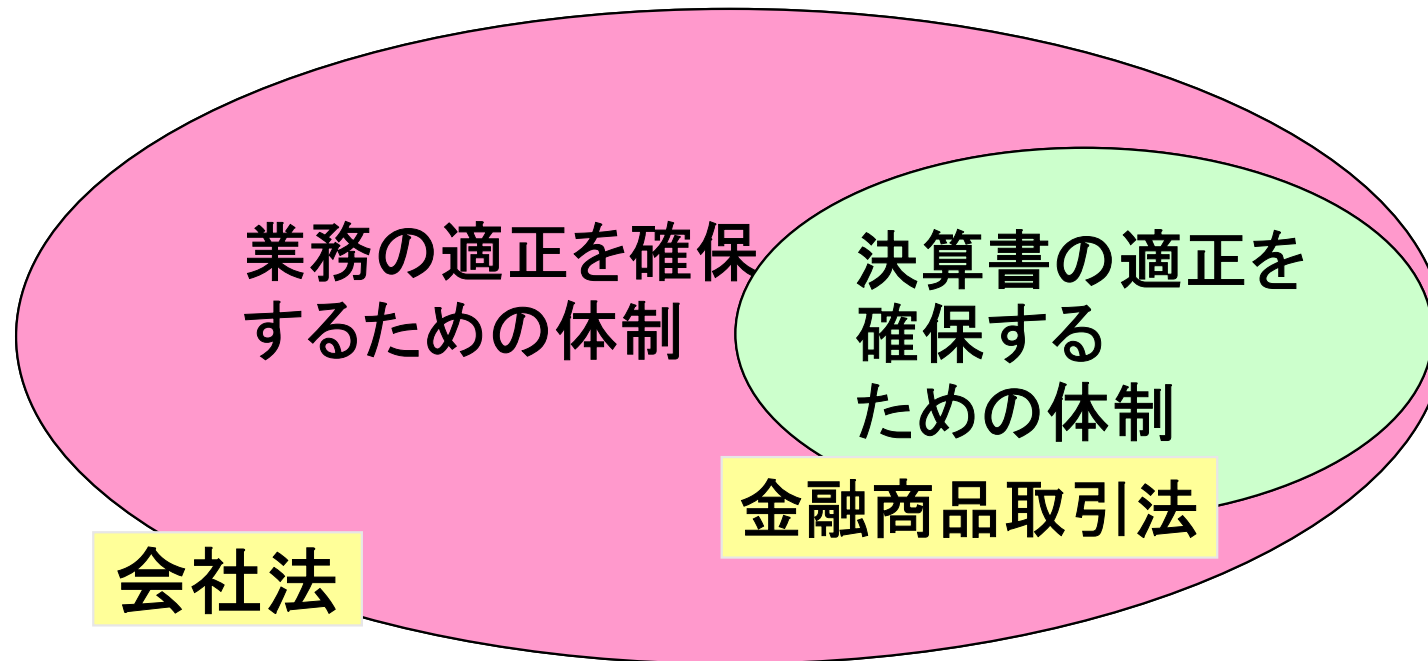
企業経営への影響

(会社法と金融商品取引法)



内部統制

(会社法と金融商品取引法)



内部統制：経営者は何をするのか

会社法：経営者としてのステークホルダーへの責務

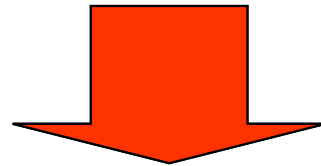
- ・業務の適正を確保するための体制の確立

金融商品取引法：市場参加者としての責務

- ・開示会計情報の適正を確保する体制の確立

会社法の経営へのインパクト (再)

- 資本金はゼロでもいい、剰余金もいくらでも取り崩せる
- 債権者保護最重視の視点から資本の充実確保を優先
→株主資本主義(資本は株主のもの)に変貌



資本概念の変化

会社法の経営へのインパクト (再)

資本概念の変化



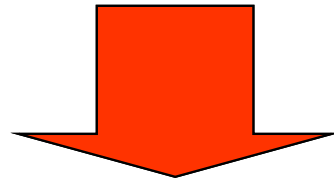
- ・株主のプレッシャーを受けた上での経営
- ・株主価値を高める経営
- ・資本コスト以上の成果を生み出す経営
- ・投資とリターンの追求＝キャッシュフロー経営
- ・金融資本市場の常識が会社法の根本精神としても示された
- ・債権者保護にかこつけて、株主の圧力から資本を守ってくれるような、経営者に優しい法律ではもはやなくなった



国際競争力の強化(経営力アップ)

金融商品取引法の趣旨 (再)

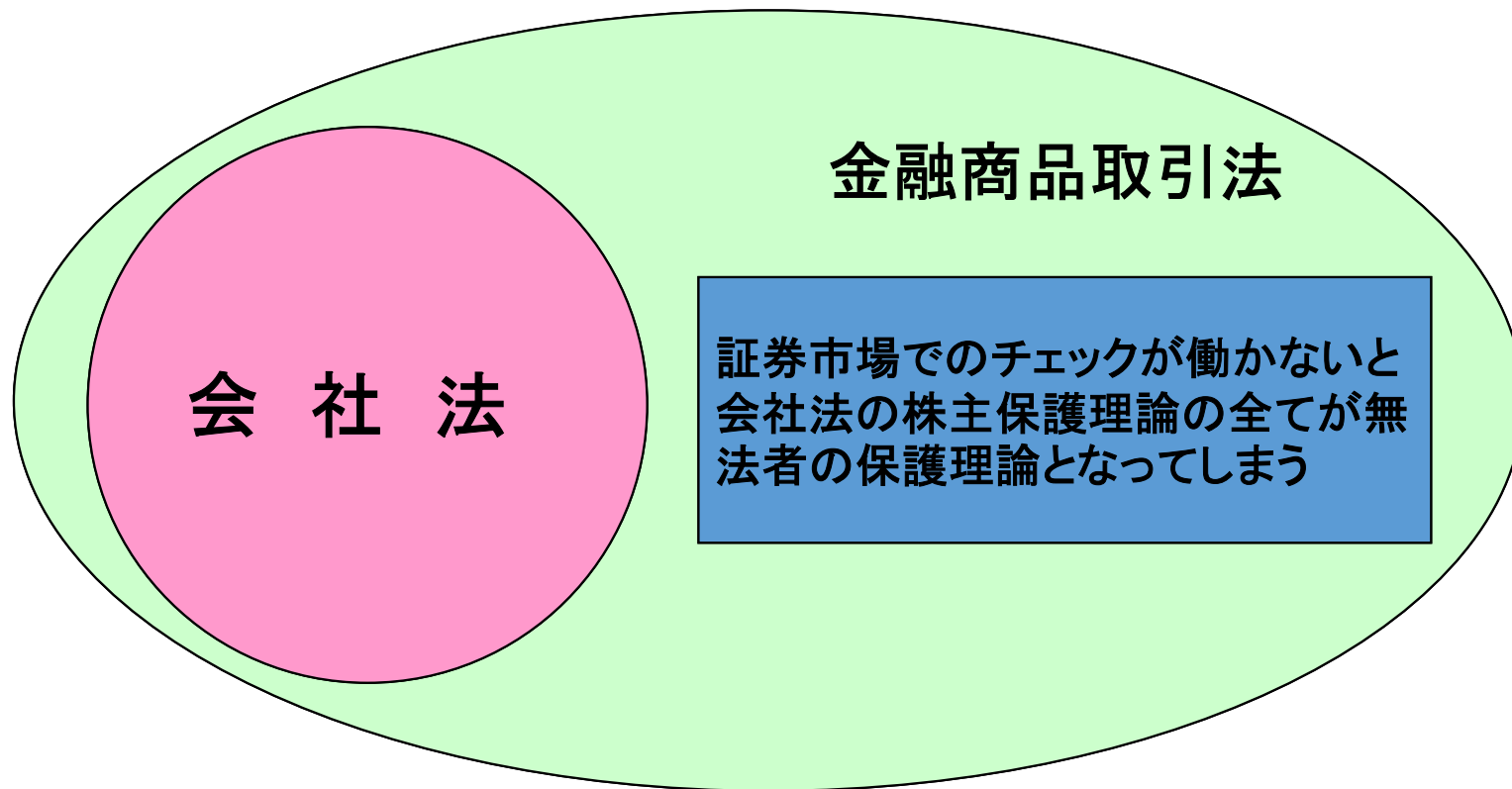
- 株主資本主義の根幹である適正なる市場運営を規定
- 資本市場の論理に基づく株主権利の取得
- 「無法者」は株主であるべからず



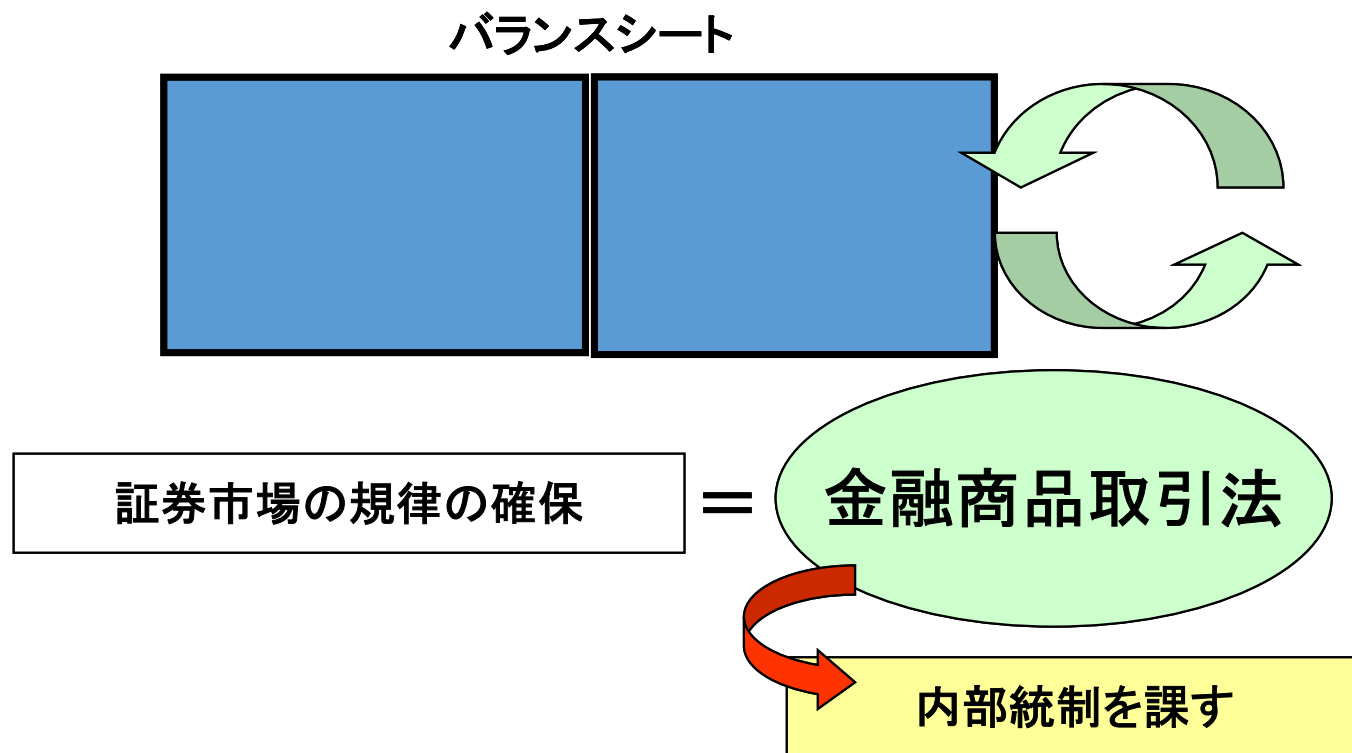
公開株式会社にとって
証券市場の規律こそが生命線

企業経営への影響 (再)

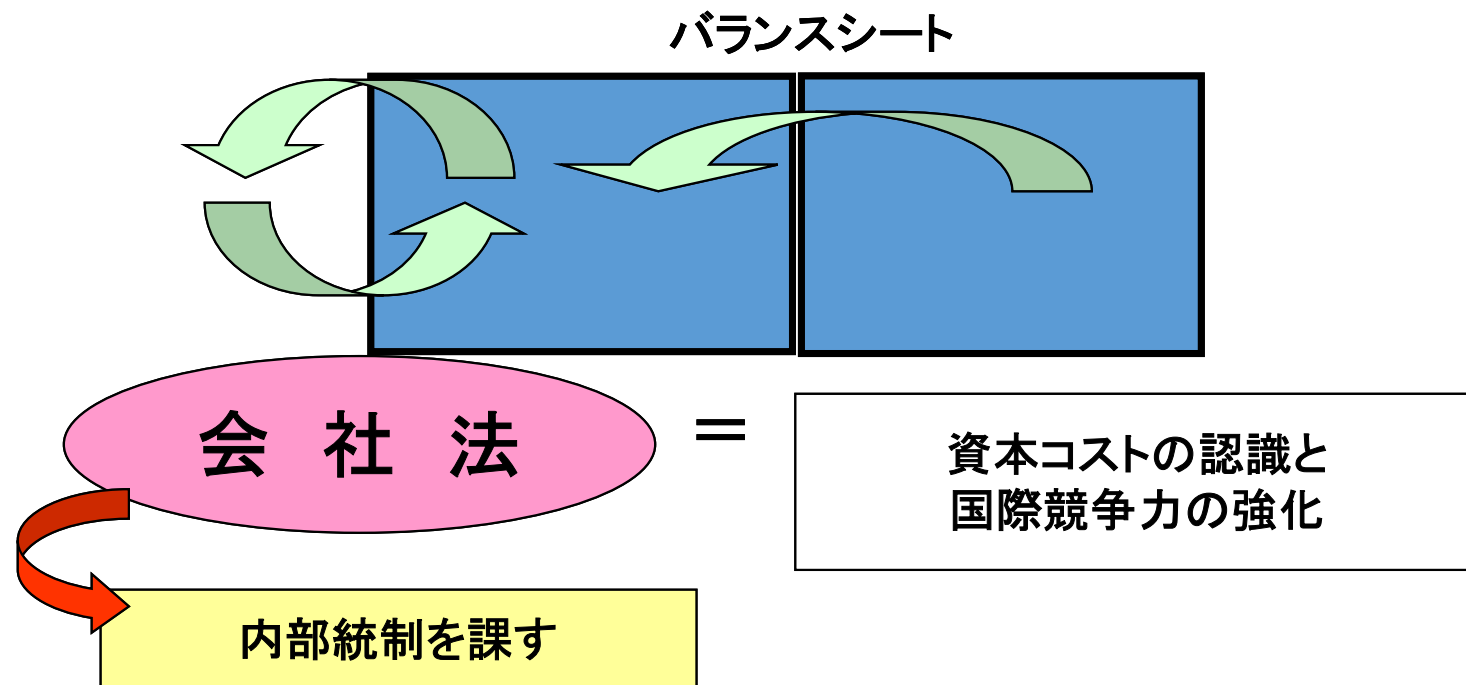
(会社法と金融商品取引法)



金融商品取引法



会社法



内部統制：会社は何をするのか？

内部統制の「内部」とは： 自主、自発、自律、自治、自己責任

内部統制の「統制」とは： 目標遂行のために体制を確立すること

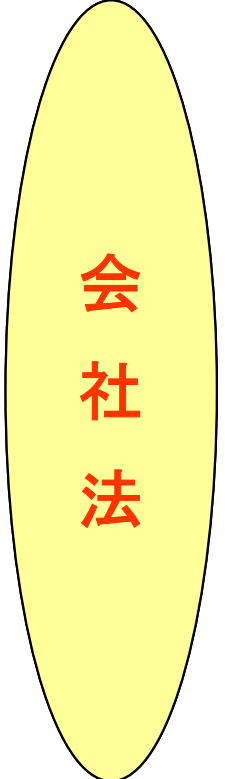
会社法： 経営統制

- ・業務の適正を確保するための体制の確立

金融商品取引法： 会計統制

- ・開示会計情報の適正を確保する体制の確立

会社法の改定とその狙い



会社法

- ・国際競争に負けない競争力の強化
- ・収益を出せる企業を創出
- ・株主資本主義の下での経営力アップ
- ・「内部統制」によって道を誤らない経営の確保
- ・私法としての権利義務の調整のための法律(商法)
→ 国のプランに対するサポート法(新会社法)
- ・決算書、会計、監査のレベルは金融商品取引法と同様の水準

会社経営における資本概念の変化とそれに基づく経営のサポート

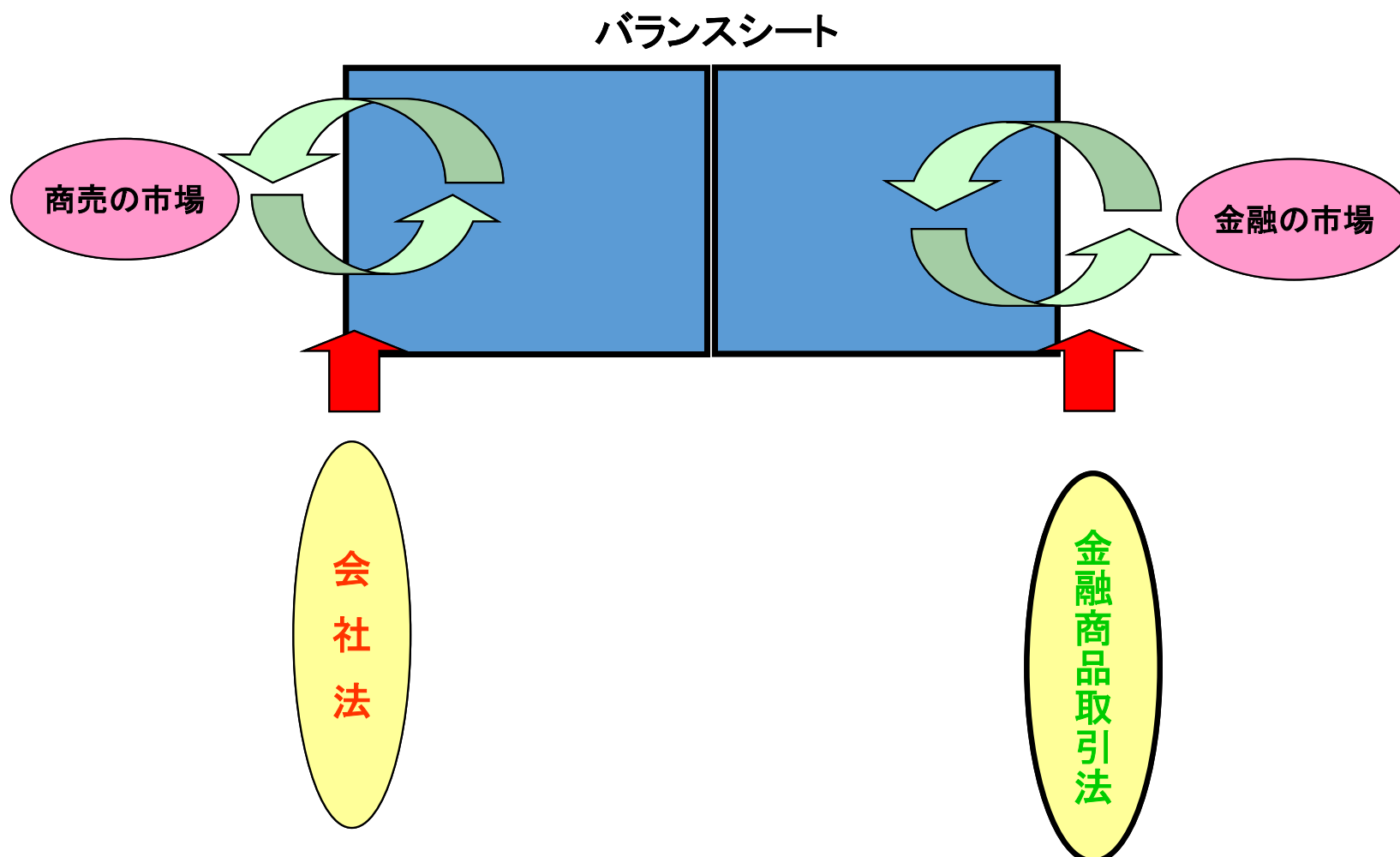
金融商品取引法の狙い

金融商品取引法

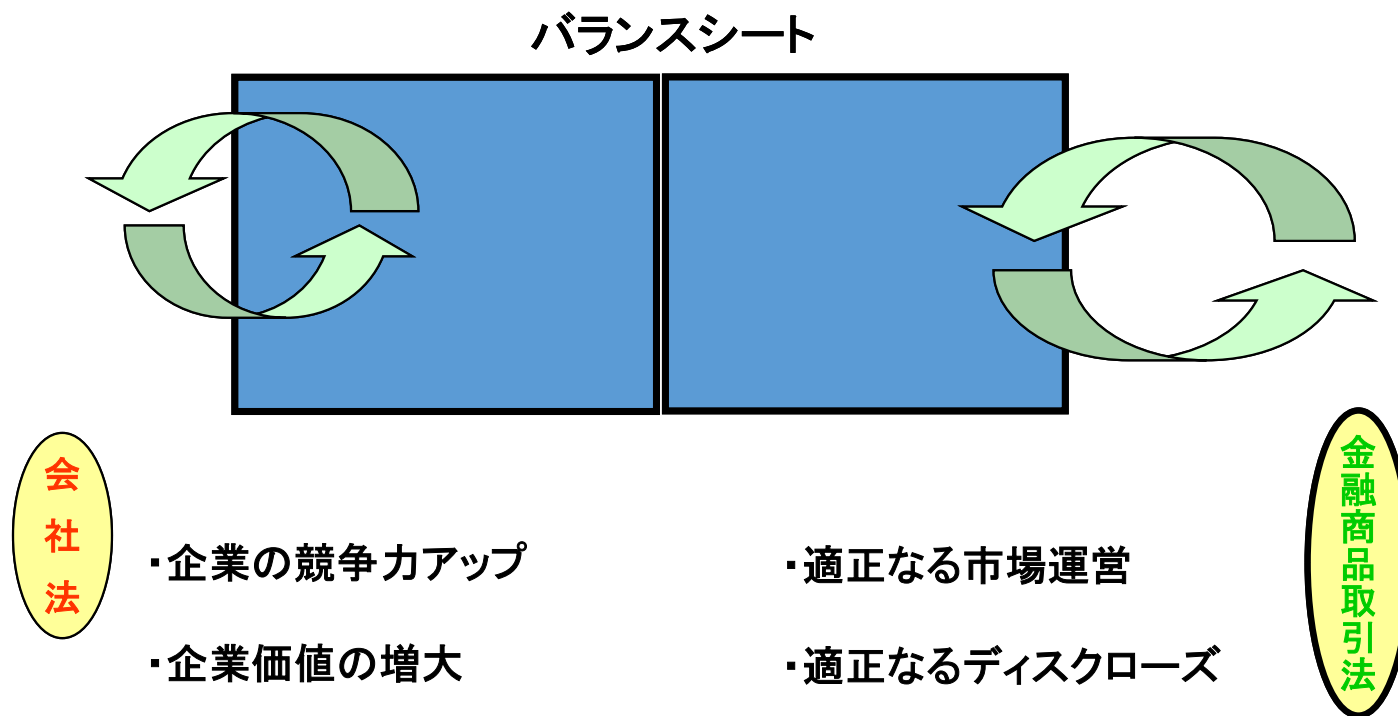
- ・国際競争に負けない資金調達市場の確保
- ・市場の信頼性
- ・公平性、透明性
- ・開示する決算書の信頼性
- ・「確認書」の義務付け(責任の自覚)
- ・「内部統制」評価制度による決算書の信頼性アップ
- ・公認会計士監査制度の充実・強化
- ・会社法の株主保護理論の前提

株主資本主義の根幹を成す資本マーケットの適正運営を
確保するために市場参加者の責任を規定

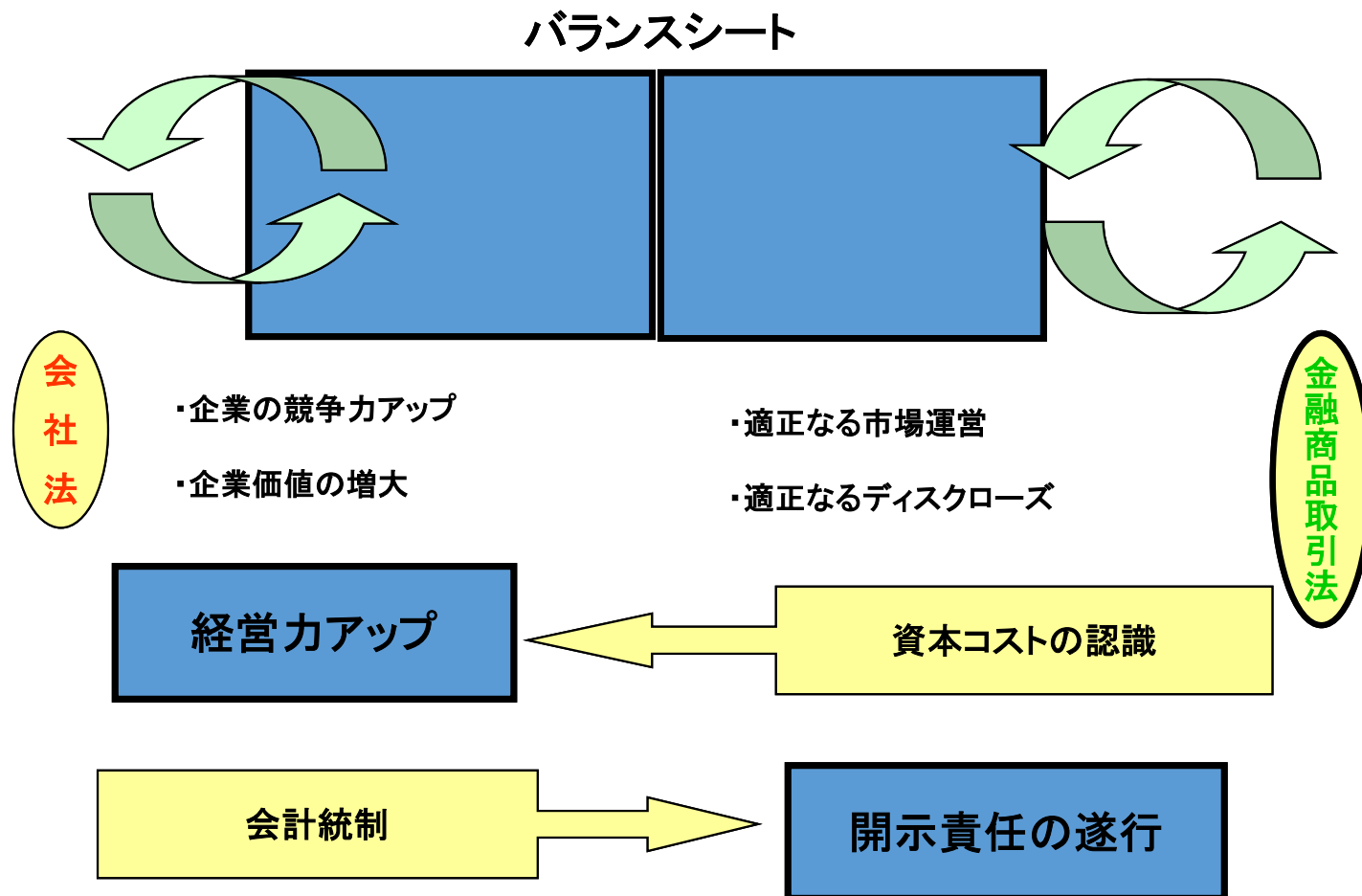
会社法と金融商品取引法



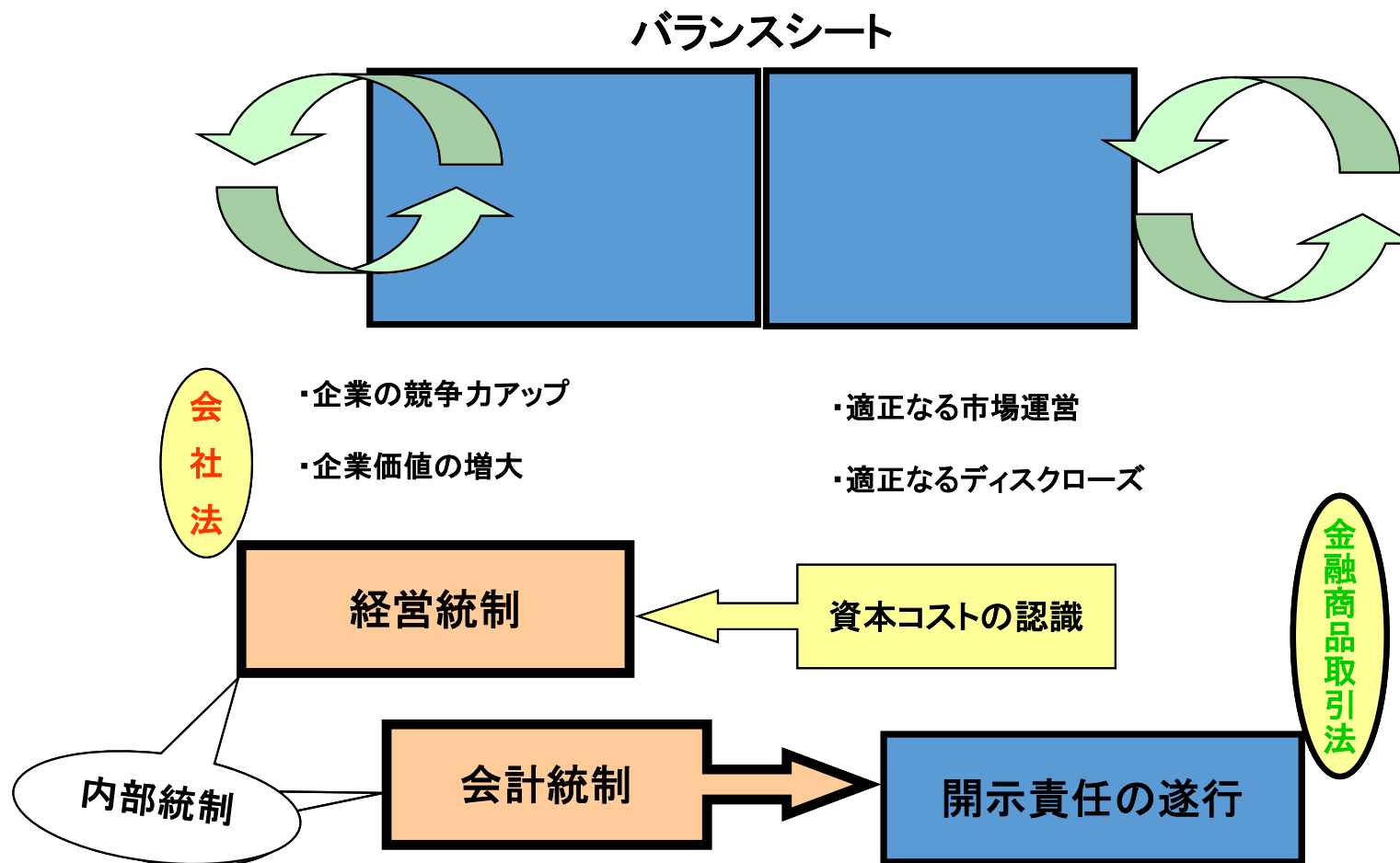
会社法と金融商品取引法



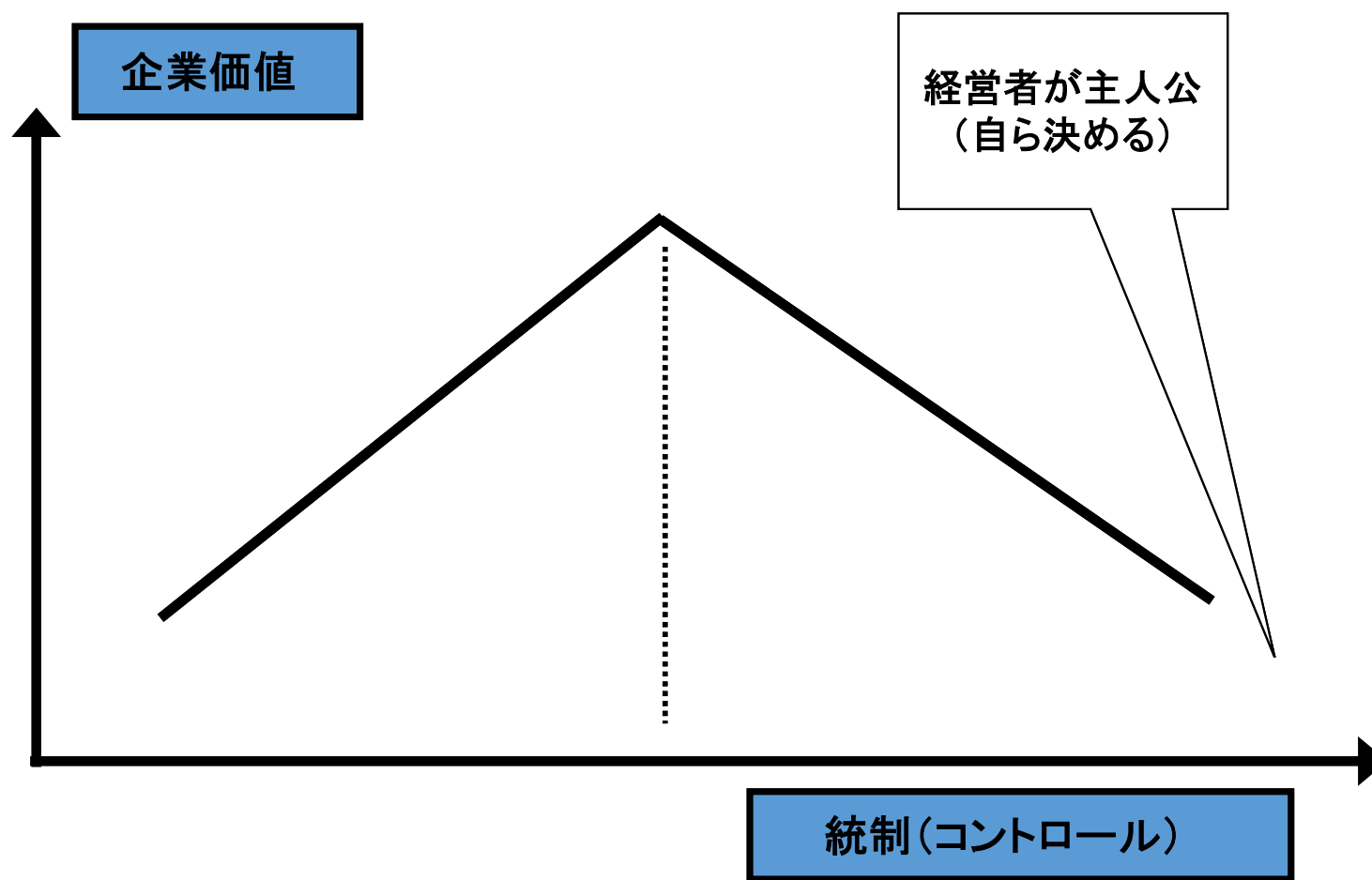
会社法と金融商品取引法



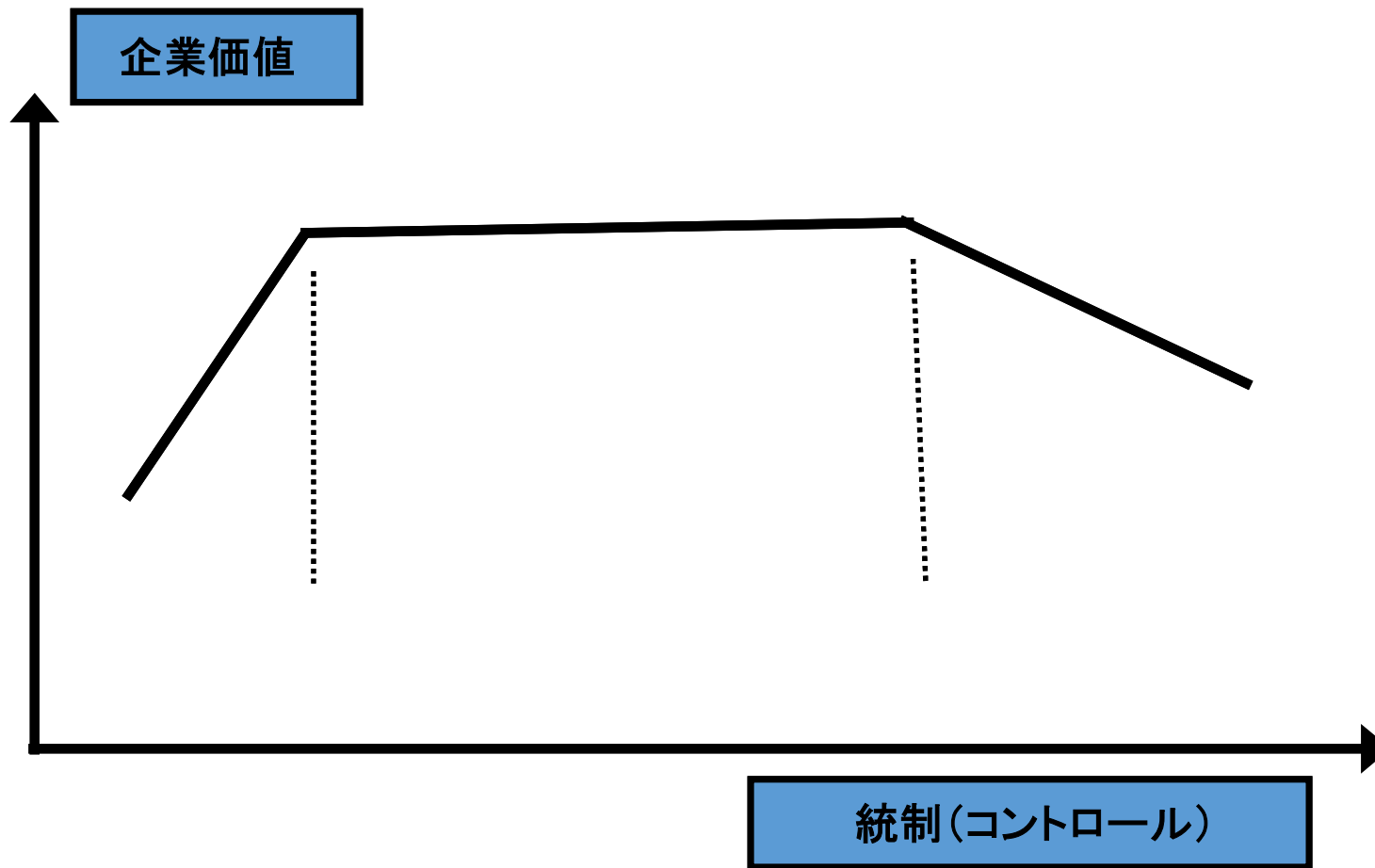
会社法と金融商品取引法



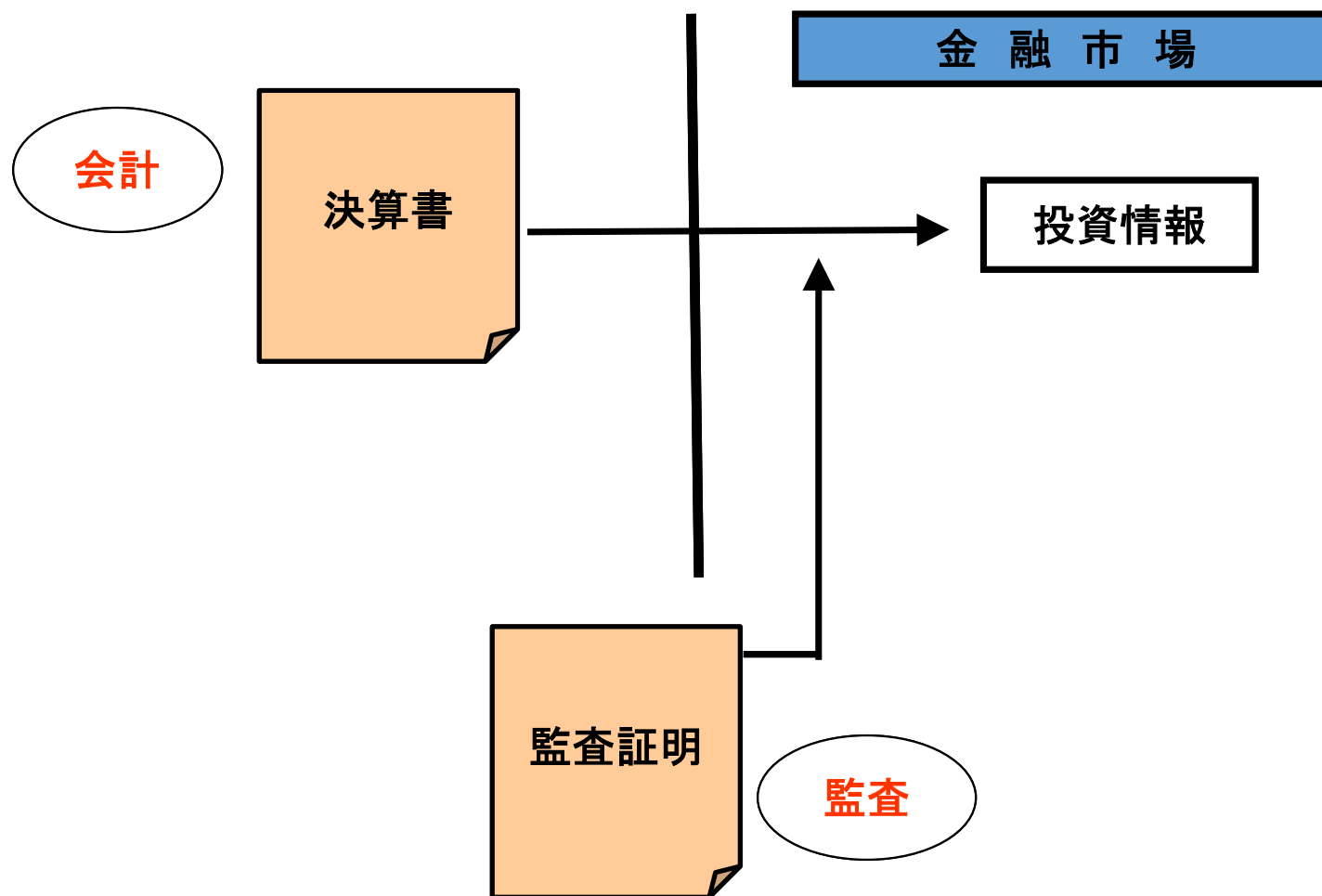
会社法：経営統制を充実させる方法論



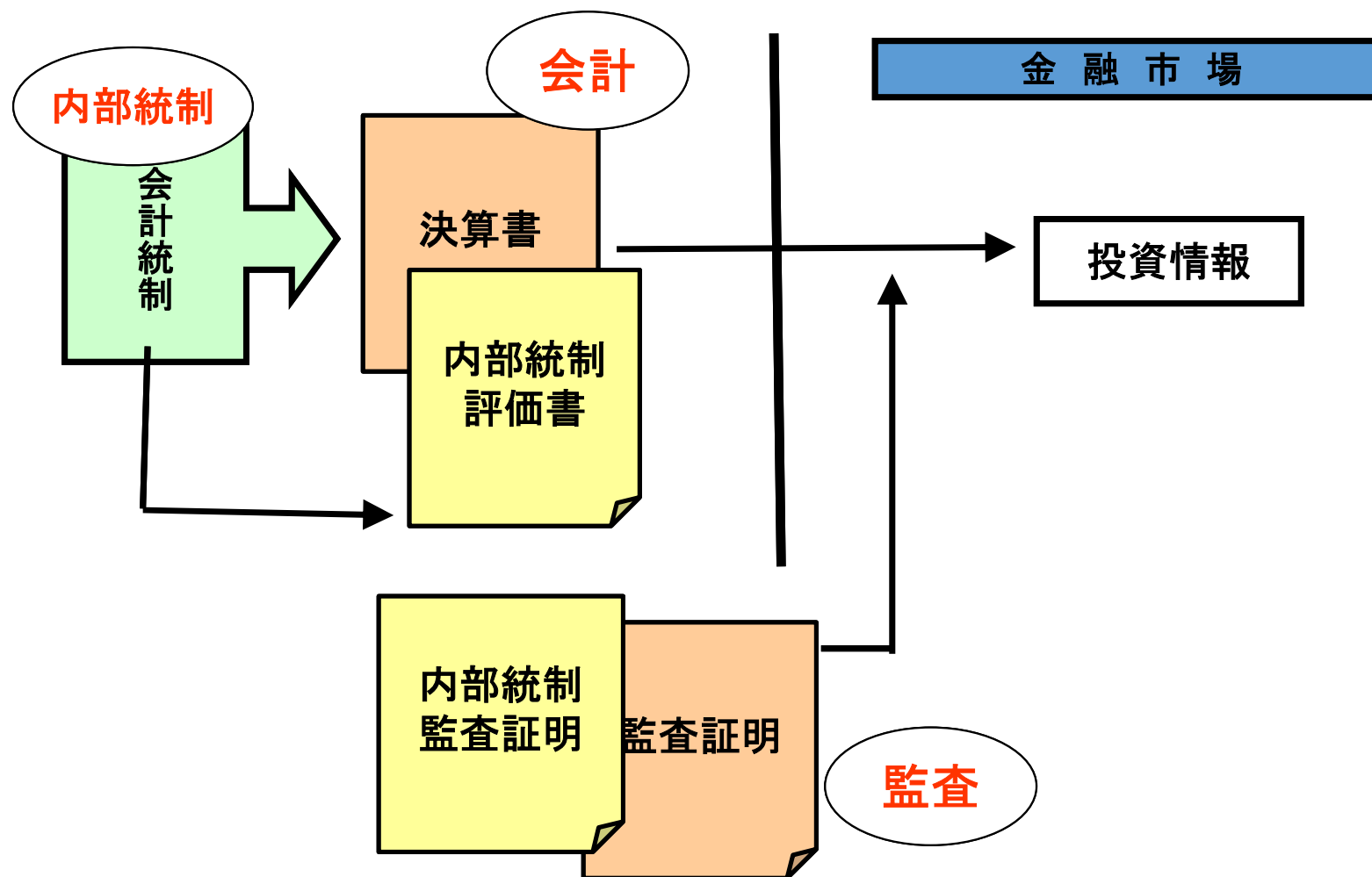
金融商品取引法：
会計・開示で企業価値は決して上がらない



金融商品取引法：会計統制の充実



金融商品取引法：会計統制を充実させる



ところで、会計統制とは何か

社長は自問自答を

1	我が社は投資家へ 投資情報 として提供する決算書のどこが 肝 なのか
2	その 肝 の部分の数値を誤まるケースがあるのか(投資判断を誤まらず程に)
3	その誤まるケースをどう防いでいるのか

- ・自分自身が一番やばい ⇒ 内部統制の問題ではない(ガバナンスの問題)
- ・あの子会社が一番やばい(その子会社の体質が問題?)
- ・営業所での売上計上が結構やばい(先行売上が恒常化?)
- ・ところで社長へ質問、「会社が直面する財務会計上の課題は何ですか？」

- ①「業務の末端レベルの微細な部分のミス」を撲滅する運動ではない
- ②異常点発見の最後の砦(複式簿記・予算制度)
- ③もちろん、コストとベネフィットを考える(意味のない経済制度にするな)
- ④主人公は社長自身である(監査法人ともしっかり議論する)

会社法（内部統制構築責任）

会社法において「内部統制システムの構築責任は取締役にある」と明示された

経営者の本音

=

セーフ・ハーバーのレベルはどこ？

どこまで体制が敷かれていれば、仮に結果的に間違いが起きても株主代表訴訟等を通じて法的責任が問われないのか？

**（結論） 資本コストを意識した
株主価値増大経営に邁進すること**

金融商品取引法：日本版404

今回の「財務報告に係る内部統制の評価・監査の制度」は

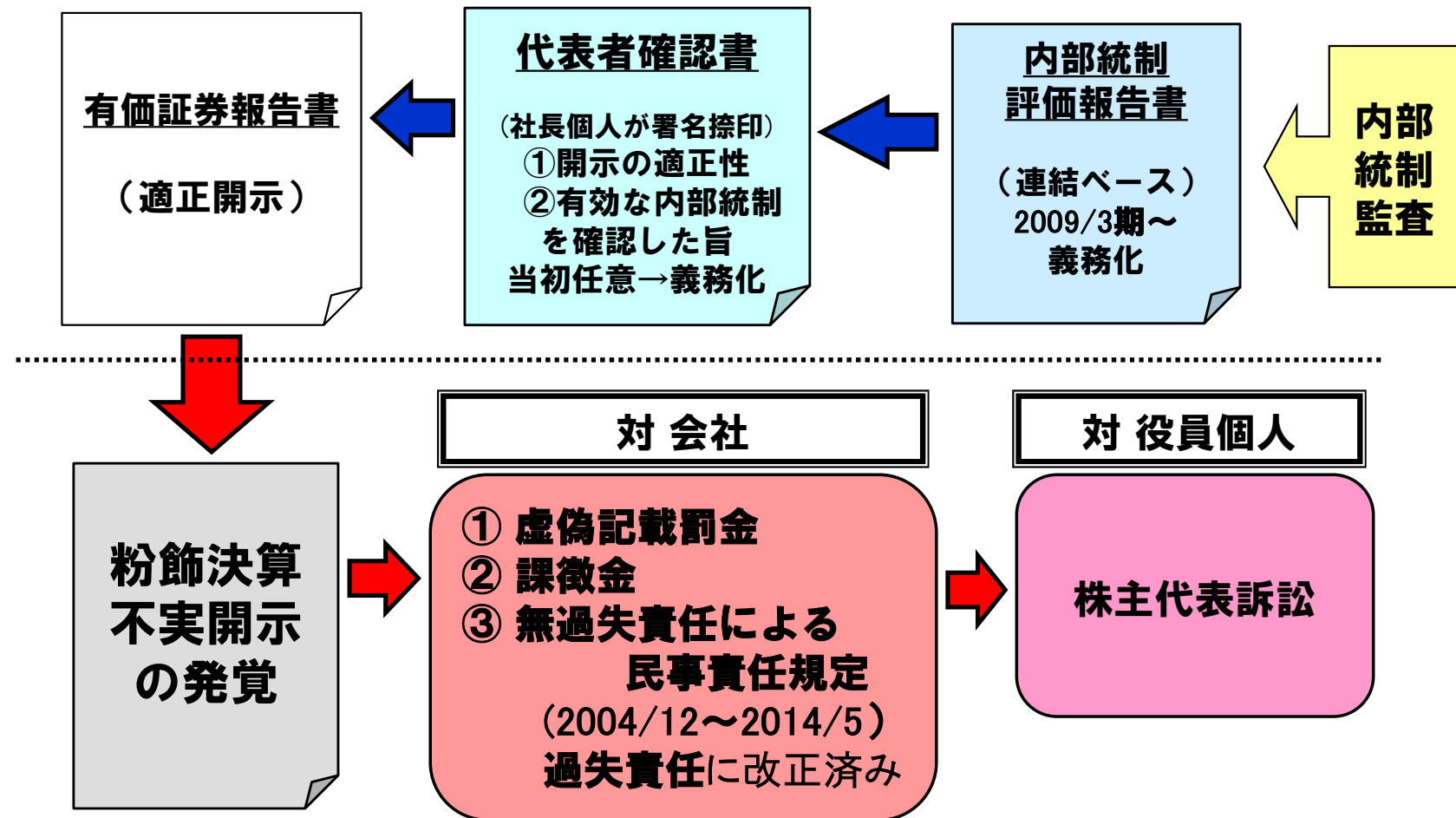
目的	決算書の信頼性確保という証券市場からの要請に応えるために
内容	決算書の作成過程に関して一定の評価の「ものさし」を入れる
具体的	問題がないかどうかを会社自身に評価させ、 さらに、外部監査人にその評価の有効性を検証させる
なぜ困難	金額や数量で計れるものではない定性的なものであるから

(結論) 経営者が株主資本主義の根幹である証券市場
に対する自己の責任という観点とIRという
観点で自社の会計統制を点検すること

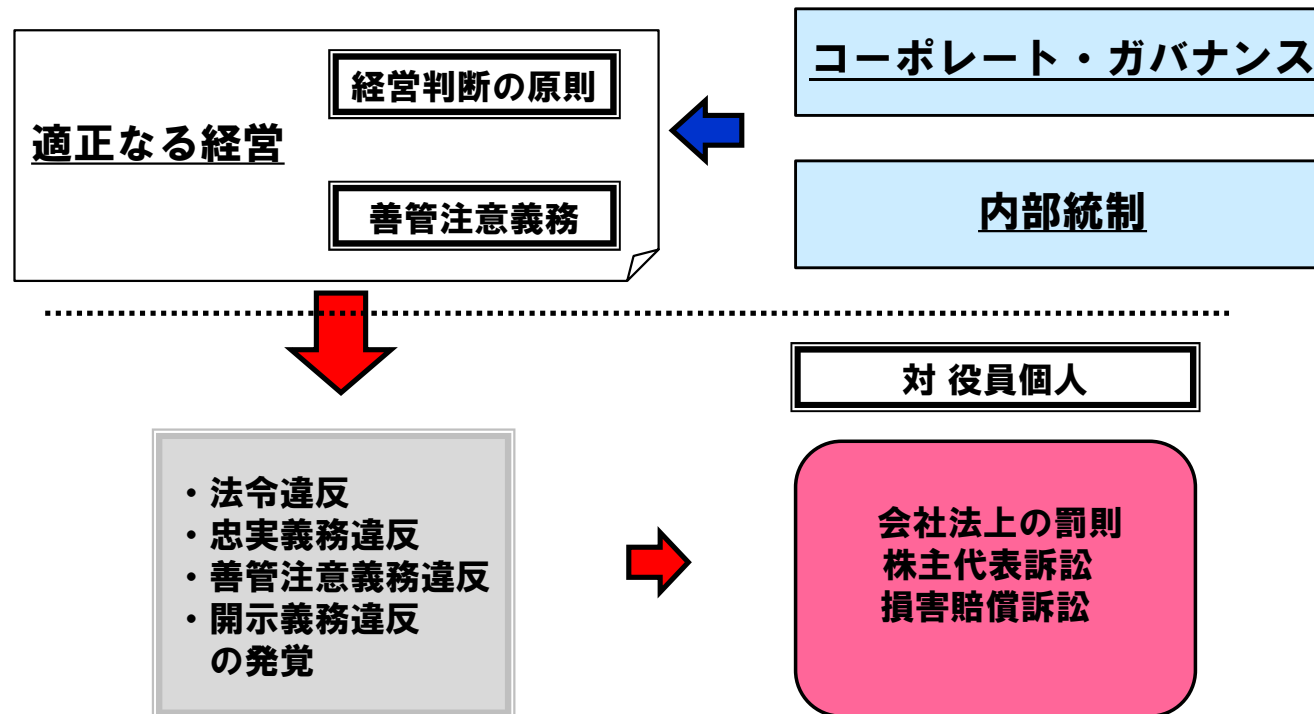
ま と め

- (1)「会社法」は企業の(国際)競争力のアップをサポートする法律である
- (2)「金融商品取引法」は資本市場の活性化と信頼性を高めて企業の金融インフラを充実させる法律であると同時に会社法の株主保護理論の生命線でもある
- (3)それらの法律に基づき、企業には遂行すべき責務が課せられる
- (4)その責務を果たすべく、企業に課せられた「自らの」「自らによる」「自らのための」の体制構築を「内部統制」といっている

ディスクロージャーの信頼性確保と内部統制評価



健全なる経営体制の確立と内部統制構築並びに責任 (会社法の内部統制)



訴訟の観点から見た内部統制

内 部 統 制		
	金融商品取引法	会社法
適用時期	2009年3月期	2006年5月1日
適用対象	① 財務報告目的のみ ② 評価実施・文書化 → 監査対象	① 財務報告目的以外も対象 (特に、法令遵守・リスク管理体制) ② 基本方針決定→整備・運用
効果	① 虚偽記載罰則対応 ② 証券訴訟対応	株主代表訴訟対応 (善管注意義務・忠実義務)



虚偽記載リスクから
会社を守るために
予防的に導入・評価
する仕組み



株主代表訴訟に敗訴する
というリスクから
役員を守るために
予防的に整備・運用
する仕組み

6 IFRSの到来と日本基準

・企業会計原則は死んだ

従来	2000年	2006年 2009年	2015年
従来の企業会計	会計ビッグバン	IFRSへのコンバージェンス	IFRSへのアドプション
損益アプローチ 取得原価主義会計 費用収益対応の原則 保守主義の原則 引当金の計上 親会社説に基づく連結会計	税効果会計 キャッシュ・フロー計算書 金融商品の時価会計 固定資産の減損会計 退職給付会計 連結重視 企業結合会計	リースのオンバランス化 棚卸資産の低価法への一本化 在外子会社の会計処理整備 (四半期報告制度) (J-SOX: 内部統制評価制度) 資産除去債務 工事進行基準 後入先出法の廃止 質貸資産の時価情報開示 金融商品の時価情報開示	資産負債アプローチ 包括利益概念 収益(資産)の権利・義務移転基準(リスク・便益の移転) 費用(負債)の債務認識基準 公正価値会計 投資家のための投資価値評価算定会計 デューデリ会計 経済的単一体説に基づく連結会計

会計コンバージェンスの波

- ・アングロサクソンの侵略だ
- ・日本の会計が一番正しい！
- ・日本の会計専門家がだらしがないから起きた結果だ
- ・プーリング法は残すべきだ
- ・日本の独自の会計基準をアピールすべきだ



- ・国際会計への収斂は必要
- ・会計のグローバル化
- ・会計⇒経営へのインパクトを考える
- ・会計の変化を認識し経営の方向性を誤らないこと
- ・会計が経営を変える



- ・会計より経営の本質を見誤るな
- ・あくまでも資本市場からの要請だ
- ・資本市場から評価される経営を意識
- ・資本市場のグローバル化を感じて経営に活かす
- ・会計に惑わされない経営判断を
- ・会計はツール。経営を誤らないこと

I F R S

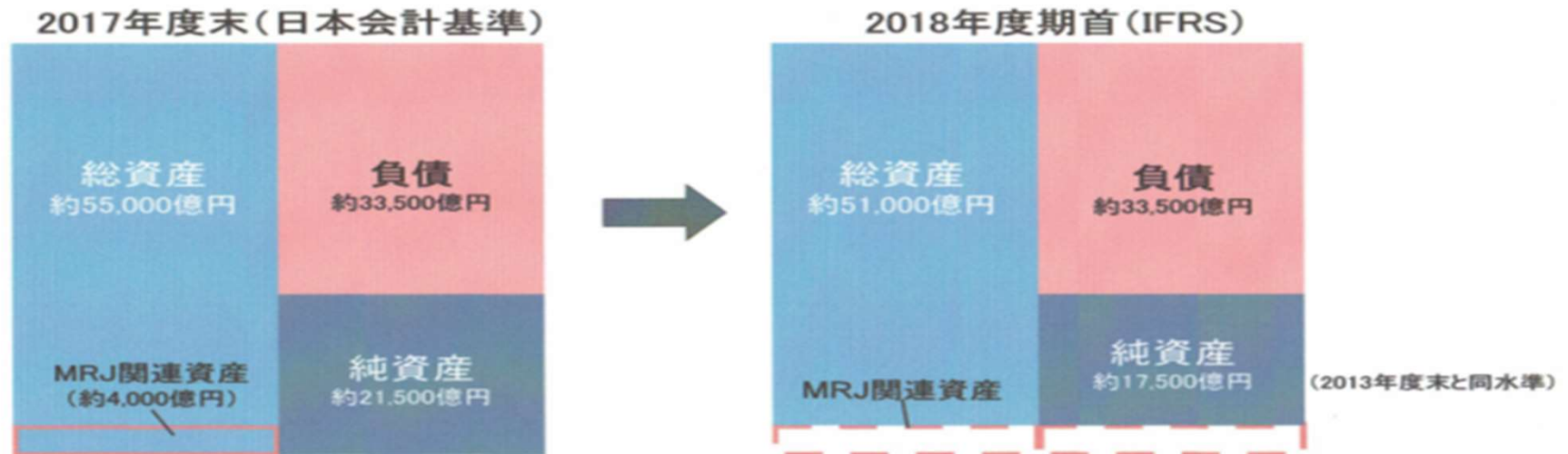
各会計基準の主な相違点

	日本基準	IFRS
売上の認識時期	出荷基準 ★	顧客の検収時等支配の移転時に売上げ認識
研究開発費	費用計上時	資産計上
リストラ費用の扱い	特別損失処理	本業費用として
のれん	定期償却	価値下落時に減損
株式売却損益	P/Lに反映	P/Lに反映せず
P/Lにおける段階利益表示	開示義務化	義務ではない

★：収益認識基準の適用によりIFRSと同様の扱いになった

IFRS

MRJに関する会計処理



- IFRS適用に伴い、計上済のMRJ関連資産についてバランスシートを圧縮
(前提としての投資回収可能性についての評価は不変)
- MRJ開発資金はすべて自己資金でカバー
(全社FCFは黒字を維持、有利子負債は過去最低水準)
- なお三菱航空機(株)の債務超過問題および事業運営体制については、
2018事業計画参照

(※) 2018年度期首からIFRS(国際財務報告基準)を適用

IFRS

日経新聞 2022.3.3

国際会計基準(IFRS)をつくる国際会計基準審議会(IASB)で、企業に「営業利益」の開示を義務化する方向で議論が進んでいる。営業利益は日本の会計基準では決まった定義があるが、IFRSでは企業の裁量が大きく、投資家の混乱につながっていた。このため、**新たに統一基準の営業利益を定義して企業業績を比べやすくする。**

メリット

- ・IFRSを採用することによって、海外子会社と基準をそろえることでグループ内の管理が容易になる。
- ・国際的な同一尺度となる基準を使うことで、投資家等財務諸表利用者にとって企業間比較が容易になる。

しかし実際は……

IFRSの業績は「同業企業同士でも比較しにくい」との指摘。投資家混乱

なぜなら

IFRSのP/Lは売上高に相当する収益や最終損益などの開示は必ず求められるが、営業利益などの段階利益の開示や定義は、財務諸表利用者の有益性を踏まえて企業が判断することになっている。(原則主義)

よって、
独自名称の段階利益を使う企業も多い
・日立製作所等の「調整後営業利益」
・三菱ケミカルHD等の「コア営業利益」
・日本製鉄等の「事業利益」



営業利益の開示義務化へ
営業利益の定義明確化へ

収益認識基準のポイント

このような基準を作る背景：国際統一基準化の影響（IFRSの本質はデューデリ会計であることを認識）

従来の日本基準は：

- ・日本においては、収益認識に関する包括的な会計基準が明文化された形で存在していなかった。
- ・経済取引が高度化・複雑化する中、収益の認識という局面での会計ルールが経済実態に追いついていかなくなっていた。
- ・収益の認識時点は実現主義（＝決定的事象で認識）例えば、出荷時点等で売上計上をしていた。
- ・リベートやポイント還元等は将来負担を見積もって引当等（売上割戻引当金、ポイント引当金）で計上していた。
（この場合の費用計上区分は原価以外に販管費や営業外費用での計上もあった。）
- ・商社機能（口銭商売）は売上と売上原価の両建て計上
（ある意味、商流ベースで損益両建。扱い総量を示す）。
- ・一定規模の案件（受注額や工期）、つまり長期大型案件についてのみ工事進行基準を適用していた。
- ・商製品の販売とともに据付やアフターコストを含んでいる契約については特に分解することなく販売時点で一括収益計上するケースも多く、大型案件に限り、状況に応じて区分して収益計上していたケースもあるという状況であった。
- ・値引きについて、多くの場合、請求額を減額する可能性が高いと判断された時点で収益を減額する処理が行われていた。

新たな収益認識基準では

- ① 「履行義務」という概念により取引を分解し、取引価格も配分。当該履行義務を充足した時点で対応する取引価格を収益計上。（履行義務充足基準）よって、出荷基準はなくなる。
- ② 「変動対価」という概念で、リベートや値引き、ポイント還元等、取引価格を変動させる可能性のある部分については適正に見積もって取引価額に反映させる。よって、費用の原価処理・販管費処理・営業外処理自体がなくなる。
- ③ 履行義務が一定期間にわたり充足される場合にはその期間に収益が認識される。よって、工事完成基準という考え方自体がなくなり、工事進行基準が原則となる。
- ④ 本人・代理人の区分の明確化。代理人取引の場合には純額計上。

なぜ今このような改正が行われるのか？その背景は？(私見)

- 国際会計の流れに沿った改正とはいっても、これでは説明になっていない。
- (腹に落ちない！) **もっと本質的なことを知りたい。**
- IFRSは「資産・負債アプローチ」である(純資産アプローチ)。
- IFRSは「**デューデリ会計**」である。企業評価のデューデリ時に「売上高」は重要事項である。
- 企業が収益獲得をして成長していくわけであるが、その販売(収益)行為によって、債権(資産)を獲得するためには、果たすべき義務(履行義務)が存在し、対応するコストをかけながら、その「履行義務」を充足していく必要がある。ここで、「**残存履行義務**」がいまだある段階での**収益計上はまかりならない。企業評価を誤る。**
- また、ある時点での「残存履行義務」を明らかにし、その残存履行部分に対応する将来コストの見積もりと比較をして、将来損失が生じる場合には、当然のことながら損失引当金を計上すべきである。その橋渡しとなる**(将来収益を残存履行義務ととらえることにより、将来コストをも浮き彫りにして将来損失の引当金計上を適正にするもの)・・・そのための収益認識基準である。**
- 「収益の期間帰属を適正に」などという生易しいものではない(P/L志向ではない)。
- したがって、残存履行義務の注記は非常に重要なものとなる。
- なお、IFRS15号では、契約コスト(契約獲得のための増分コスト(契約締結をトリガーにして契約後に発生したコスト)で残存履行義務を果たすためにチャージされている資産)を注記対象としている。また、当該契約コストは償却対象であり、かつ減損の評価対象でもある。この会計基準は日本基準においては採用されていない。

7 会計不正と監査改革

- ・経営者の見識が全て
- ・監査手法の改革

当時のセミナーの前文

「不正会計をめぐる状況と経営問題としての対応」

不正会計（粉飾）発覚の報道が後を絶ちません。そうした事態に至れば、当然のことながら、それまで営々と築かれてきた会社の信用が多大に毀損し、しかもそれに関わった会社役員は人生を棒に振ること必定であります。その防止策としては、法制度の枠組みについての正しい理解に基づき、健全な企業風土の構築が求められるところです。しかし、厄介なことに粉飾に手を染めるケースの多くは、金融マーケットからの強いプレッシャーの中で切羽埋まっている状況であることの他に、何としても自分の時代に業績の悪化は避けなければならないというような経営者としてのプライドまでもが大きく介在しているケースが多く、この問題は単なる制度論としてよりも、人間学（アントロポロジー）、心理学（サイコロジー）、倫理学（エシックス）の問題であると捉えなおす必要があるのかもしれません。

本セミナーでは、制度論という経糸と不正に至る経営者の動機という緯糸を交錯させながら、過去の膨大な粉飾事例を再認識するとともに、「粉飾は間尺に合わない」ことを実感していただき、不正会計には絶対に手を染めない会社役員として真にプライドのある対応を具体的に描き出します。

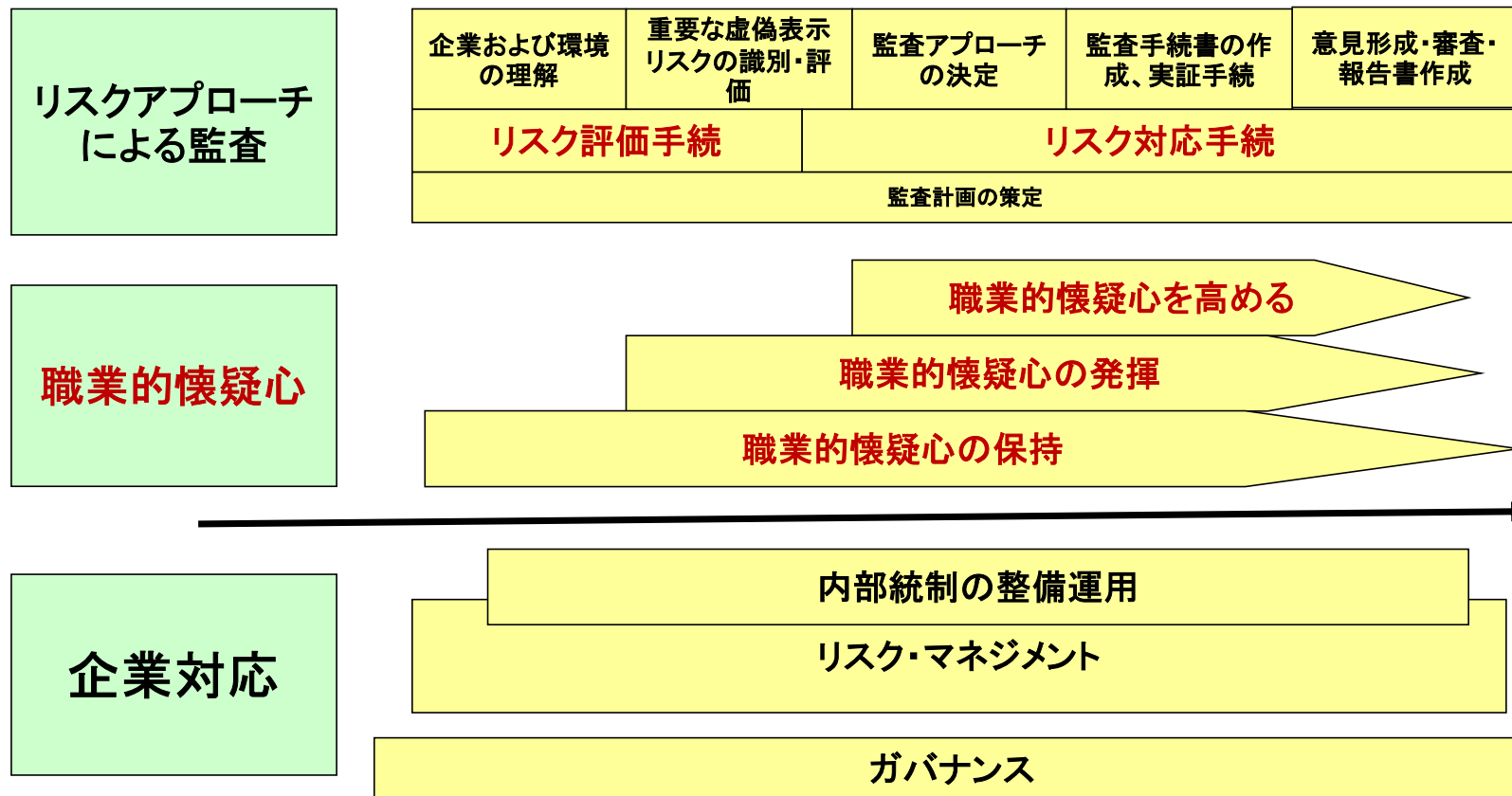
「不正リスク対応基準」の基本的な考え方

- 不正リスク対応基準は、重要な虚偽の表示とは関係のない不正は対称にしていない
- 不正リスク対応基準は、財務諸表監査の目的を変えるものではなく、不正摘発自体を意図するものではない
- 不正リスク対応基準は、現行のリスク・アプローチの考え方を前提として、監査の有効性を確保するため、不正リスクを適切に評価し、評価した不正リスクに対応した適切な監査手続が実施されるように監査手続の明瞭化を図ったものである
- 財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人は監査意見の責任を有するが、監査人は、正当な注意を払って監査を行った場合には、監査人としての責任を果たしたことになる

職業的懐疑心の強調

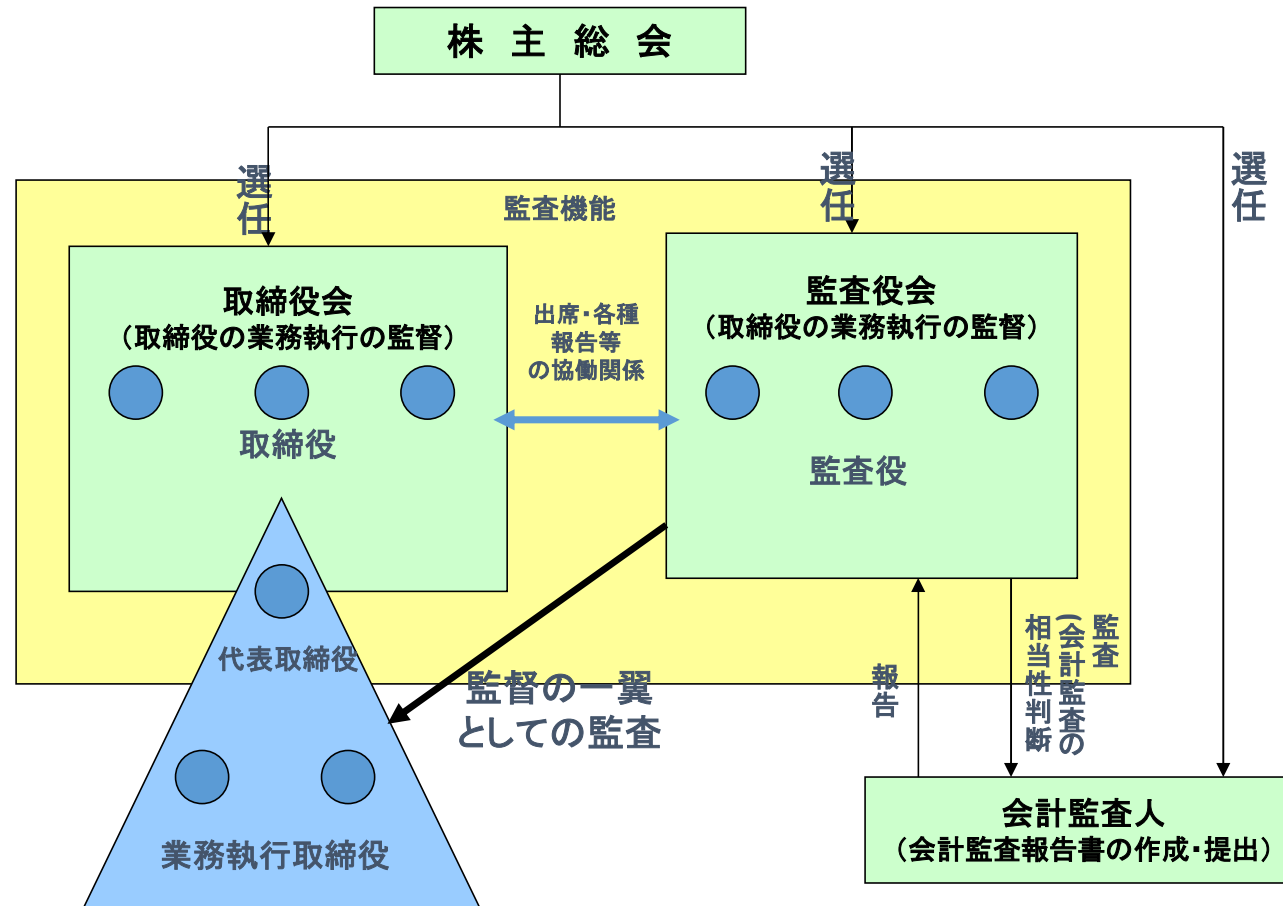
- 監査人は、経営者の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、**職業的懐疑心を保持**しなければならない
- 監査人は、**職業的懐疑心を発揮**して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない
- 監査人は、**職業的懐疑心を発揮**して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない
- 監査人は、**職業的懐疑心を発揮**して、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を看過することがないように、入手した監査証拠を評価しなければならない
- 監査人は、**職業的懐疑心を高め**、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、監査手続を実施しなければならない

監査人の職業的懐疑心だけでは……



ガバナンス

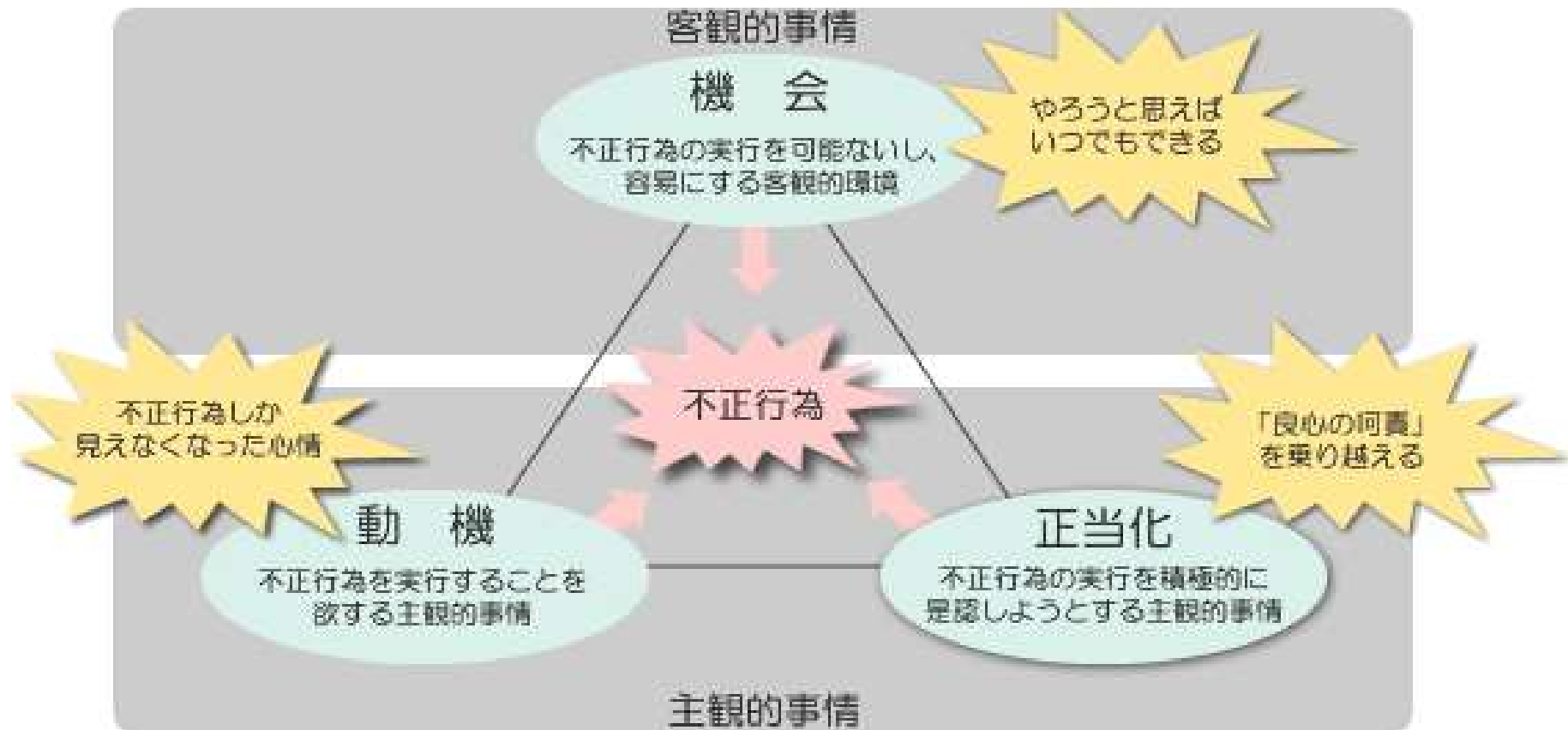
監査役設置会社の場合



不適切会計・過年度訂正

D-Quest.Inc.のホームページより

【不正のトライアングル】



不適切会計・過年度訂正

不適正会計の分類

	着服・横領	粉飾
上層部・幹部	型	型
従業員	型	型

不適正会計の防止策

	着服・横領	粉飾
上層部・幹部	関連当事者間取引の チェック 取締役会の適切なる運営 (ガバナンスの強化)	経営者の見識・人格 (ガバナンスの強化)
従業員	内部管理・内部牽制 (内部統制の強化)	統制環境・組織風土 (内部統制の強化)

不正防止のための7つの内部統制手続き

- 1. 縦の承認・横の牽制
- 2. 人を替えるローテーション制度
- 3. 内部監査制度
- 4. 内部通報制度
- 5. 厳罰に処す、社内公表
- 6. 宣誓制度
- 7. 外部に確認する制度
- 8. 社内教育の徹底

これらを社内管理制度(内部統制)に組み込む

BUSINESS LAWYERS 中村達樹弁護士のレポートより
(論座 法と経済ジャーナルAsahi Judiciary(2021年7月26日))

コンプライアンス違反の2類型

	作為型	不作為型
タイプ (郷原信郎弁護士の命名)	ムシ	カビ
特徴	単発的・単独犯・個人的	恒常的・集团的・組織的
形態	盗む	ごまかす
誰の利益	自己のため	会社のため
誰を裏切る	会社	社会
主因	反倫理・反道徳	同調圧力・忖度
具体例	窃盗・横領・情報漏洩・キックバック・残業代不正計上	賄賂・カルテル・粉飾決算・データ偽装・サービス残業
対策	殺虫剤 個人の意識改革 規定整備・規則強化 ～するな	風通しをよく 組織の風土改革 日頃からのコミュニケーション ～しよう

岩崎弥太郎の言葉

「**酒樽の底を見よ**: 酒樽の栓が抜けるよりジワリと底から漏れることに留意せよ！」

指摘の数々

「30年以上続いたというのは、組織的な不正行為だったと認めざるを得ない。この不正行為をどこまで把握できていたのかが重要な問題だ。当事者が誰かという点もあわせ、我々の中で仕事のやり方、反省すべき点はなかったか、調査する。」

「私自身は非常に重く受け止めているし、ショックだ。品質は利益や納期に優先すると訴えかけてきた。それでも『**社内の常識**』で品質基準を運用していたのが実態で、施策が行き届いていなかった。労務問題も同じような背景を持っている。もう一度、風土改革をしっかりとやっていきたい。」

「架空のデータを自動で生成する専用プログラムを、**遅くとも1980年代から使うなど、悪質な手口が明らかになった**。過去数年、不祥事が相次いだ際にも調査や処分を徹底しておらず、体質が改善されなかった。」

「再び不祥事『**変わらぬ後手対応**』には啞然。」

「30年以上、架空の検査データを顧客に報告していた疑いがある。同社は近年、品質不正や労務問題が頻発しており、『**殿様**』とも『**公家体質**』とも評される**内向き志向が不祥事の温床**となっている可能性がある。自ら傷つけた信用を取り戻すには企業風土の抜本改革が欠かせない。」

「不正に大きい、小さいはないが、今回の案件はかなりの期間にわたって不適切な運用をしており、悪質な部分大きい。是正ができなかった面も含め、問題だと思っている。」

「改善できない『**問題体質**』を改めて浮き彫りにした。」「根っこには上司に伝えにくいというコミュニケーションの問題があった。」

「長期にわたって異常な不正が放置されてきた背景には、**事業部門の利益が会社全体や顧客よりも優先され、自浄作用が働きにくいという縦割り組織の弊害がある**。」

「**少なくとも品質管理や設計部門の課長クラスは不正行為を把握していた**。」

三菱電機・東芝・みずほ銀行・・・

三菱電機

国内6工場で虚偽の試験成績表を作成するなど計47件の品質・検査不正

東芝

2020年7月の株主総会で一部の株主に経済産業省と一体となって圧力をかけた

みずほ銀行

全国にある8割のATMが停止するなど2021年で8回のシステム障害

共通する問題点

- ・上にもものが言いにくい閉鎖性
- ・社内秩序を重視する事なかれ主義
- ・経営陣を監視する体制が不十分

再発防止策

- ・人事のローテーションの活性化
- ・失敗を許容し風通しの良い組織に
- ・企業統治の状況を外部から評価

不適切会計・過年度訂正

金額僅少の立証手続き＝財務的影響（推定できる最大影響額）の算出

以下の3点で徹底的に調べ上げ、考えられる最大影響額をしっかりとした根拠をもって算出

・人アプローチ

（不正実行者がこれ以外に不正をしていないか？要は、悪いことする者は一つの不正では済んでいないのではないかという観点）

・拠点アプローチ

（不正の場となった支店等の拠点でこれ以外の不正は起きていないか？要は、この拠点が内部統制が形骸化して組織的に腐っており他の不正も起こしているのではないかという観点）

・手口アプローチ

（全社的に同様の手口で不正が起きていないかという観点）

以上の3点の調査で推定できる最大影響額を根拠をもって算出し、その上で監査法人が監査。そこまでを、発表日までに事実上終了しておく必要がある。

また、経営者が行う内部統制の整備状況・運用状況の有効性の評価については別途検討。何らかの改善を年度末までに行ったうえで評価を完了する場合が多い。その上で監査人は内部統制の検証を行うこととなる。

	人アプローチ	拠点アプローチ	手口アプローチ
取引記録の検証 (証票チェック)	○	○	○
インタビューの実施	○	○	
メール履歴のチェック (フォレンジック)	○	○	
アンケートの実施			○

工事損失引当金

目標管理と財務開示の狭間

1. 経営者 vs 現場
2. 過大営業目標あり！プレッシャーあり、忤度もあり
3. 「利益よりも常に正義が優先」と胸を張って強いメッセージを出しているのか
4. 財務会計数値の見積り作業の重要性
5. 経営の要諦

「目標達成は大事であるが、現状の正確な報告（目標未達成の現実）をタイムリーに行うことはもっと大事である」

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局へ2021年5月26日に提出した2021年2月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2021年2月期の年度監査において、ソフトウェア仮勘定に計上されているプロジェクトの中に研究開発費として計上すべきものがあるとの指摘を監査法人から受け、当該指摘を踏まえて、当社にて会計処理を再検討した結果、当該事象については修正をする必要があることが判明いたしました。これは、ソフトウェアの計上プロセスにおいて、自社利用のソフトウェアの資産計上時は、収益獲得ないし費用削減が確実であることを示す証憑に基づいて計上の要否を検討しているが、資産性判定において、新規性概念を軸に判断をすることが不十分であり、管理部門におけるその証憑の検討及び承認手続の整備及び運用も不十分であったため、当連結会計年度のソフトウェア仮勘定及び研究開発費について重要な修正を行うことになったと認識しております。これらは財務報告に重要な影響を及ぼすものとして、**開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。**

2. 当連結会計年度末日までに是正できなかった理由

上記事実関係は、当連結会計年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

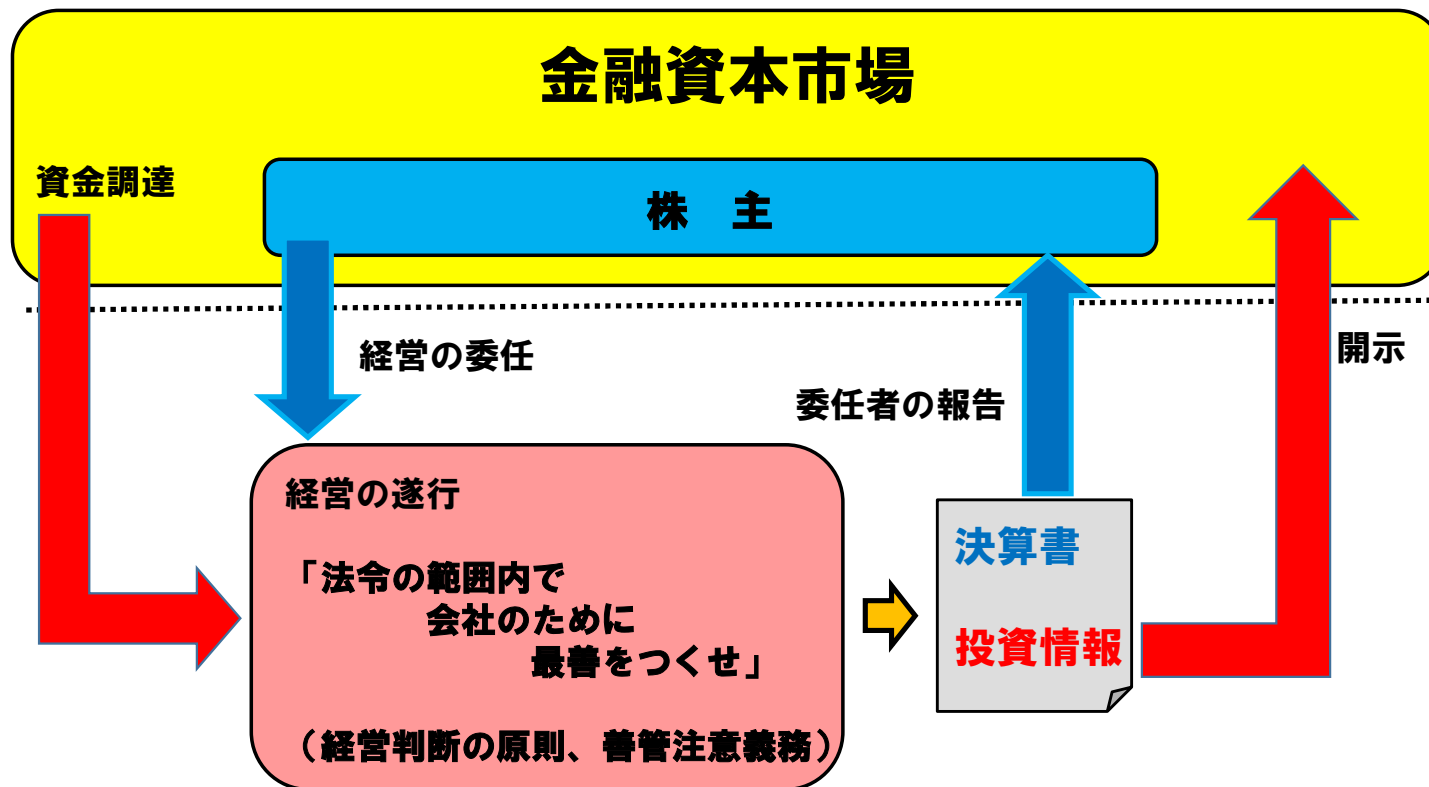
当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正いたします。具体的には、今後は資産性判定の判断において「事業の新規性」を従前以上に重要視することとし、グループ管理本部においては、ソフトウェアの計上プロセスについて、「事業の新規性」も含めたそれらの証憑の内容の検討及び承認手続に係る新たな業務フローの整備を行います。なお、5月26日の内部統制報告書提出日現在で整備は完了しております。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

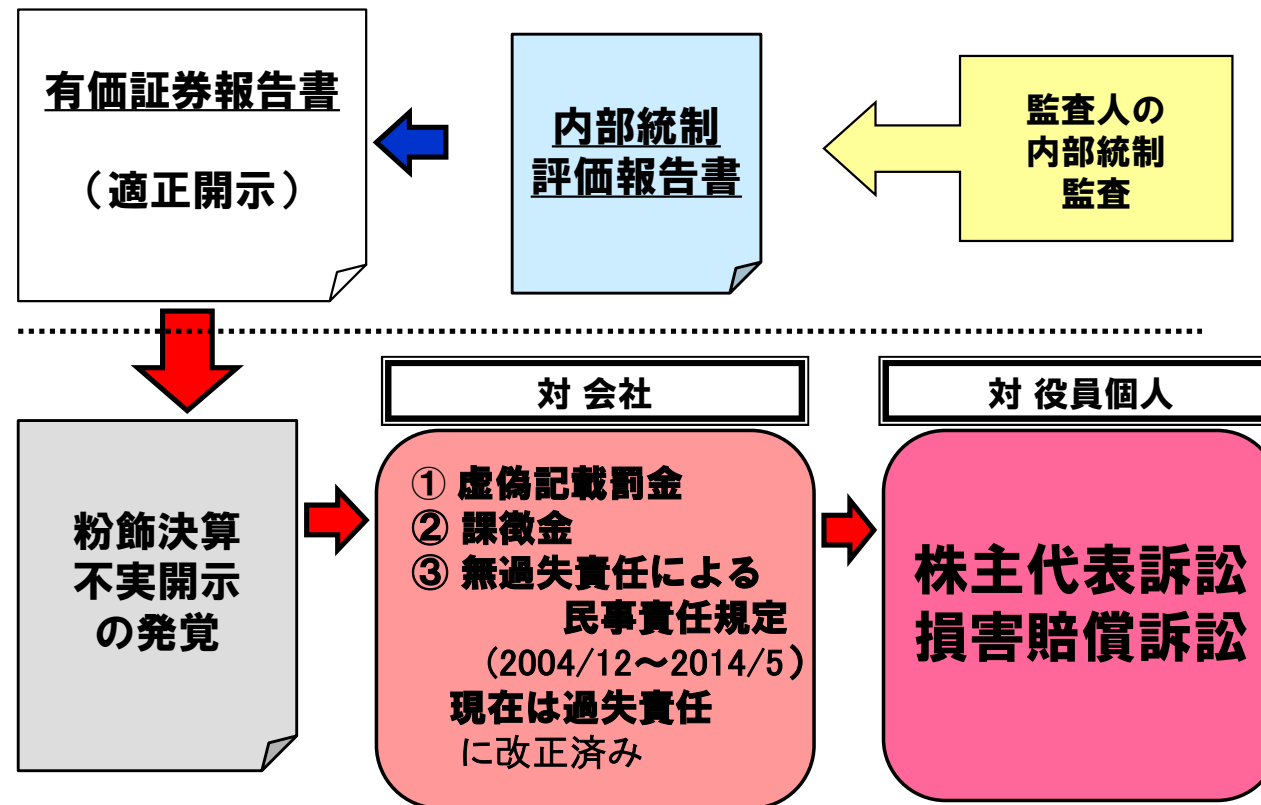
上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に反映しており、当事業年度の財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見無限定適正意見であります。

資本主義経済下における企業を取り巻く基本的枠組み



ディスクロージャーの信頼性確保と内部統制評価並びに責任 (金商法の内部統制)



経験に基づく私見：

会社役員はいかに考え、行動するか

①会社のため？

②利益とモラル

③あえて、空気を読まない勇気（道徳観、倫理観、人間観）

④粉飾は間尺に合わない

．．．．．

．．．．．

稲盛和夫氏著 「実学：経営と会計」

稲盛和夫氏の「実学：経営と会計」の中の一節

「そもそも資本主義社会は、利益を得るためなら何をしてもいいという社会ではない。参加者全員が社会的正義を必ず守るという前提に築かれた社会なのであり、厳しいモラルがあつてこそ初めて、正常に機能するシステムなのである。

つまり、社会主義が尊重され透明性の高い社会が築かれてこそ、市場経済は社会の発展に貢献できるようになる。そのためには、まず資本主義経済を支えている経営者が高い倫理観を持ち、すべての企業がフェアで公明正大な経営を実践していく必要がある。

ところが、残念なことに人間はつねに完全ではない。いくら立派なことを言っている、誘惑にかられ、魔が差してしまうかもしれない。不正を犯してしまうかもしれないのである。このことは不祥事を起こした人々を調べればよくわかる。誰も最初から不正や犯罪を犯そうと思っていたわけではない。……………」

経済学の祖アダム・スミス著 「国富論」

- ・ **自由経済を追求**すれば、競争が促進されその競争の中で「見えざる手」の力により、経済発展が進み豊かで強い国(社会)を作ることができる。



- ・ もう一つの著作

「道徳感情論」

: **社会の秩序が大前提**

: **道徳観、倫理観、人間観**

松山幸雄氏著 「自由と節度」(岩波書店)

- 「自由は活力を生むが、ややもすると「節度を失う(いい気に成り過ぎる)」欠点を持っているのではないか、というのがいつも気になってきました。
- 松山幸雄氏の印象的な言葉

組織のリーダー(経済界のエリート)たるものに**必要な資質**

- ① 謙虚さ
- ② 人間性
- ③ 柔軟性
- ④ 批判精神
- ⑤ 広い視野
- ⑥

8 ガバナンス改革

・グローバル資本主義に沿った経営改革を指向

日本版スチュワードシップ・コード、コーポレート・ガバナンス・コードの設定

設定の経緯

2014年2月に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が金融庁に設置された。そしてこの検討会で、「『責任ある機関投資家』の諸原則」が定められた。スチュワードという英語は、執事、世話役といった意味があるようであるが、ここでは機関投資家を言い、企業のお世話をするということの意味するのだろうか。コードというのは、ベスト・プラクティスというような意味合いを持ち、**機関投資家から示されたベストプラクティスに従って、経営者は自らの使命を果たすことが求められるわけだ。**機関投資家たるもの、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促して、顧客・事業者の中長期的な投資リターンの拡大を果たす責任を示す必要があるということだ。

会社は、投資家から入ってきた資金を元手にして事業を行った結果をリターンするわけで、これが資本主義の中での経営者の使命である。投資家の側には、機関投資家をはじめとした投資のプロがおり、この人たちも資金を集めて会社に投資することで、確かに高いリターンを得ることを使命にしている。つまり、**資金の出し手に対して責任を負っているわけだ。**となれば、会社側にもプレッシャーをかける必要もあり、これがスチュワードシップ・コードである。**会社側の方はガバナンス・コードである。**「日本再興戦略」改訂2014というもののの中で、アベノミクスの持続ということが謳われていたわけで、このガバナンス・コードはそこから出てきた議論である。つまり、生産性向上による企業の収益の拡大、それを賃金上昇や再投資、株主還元につなげるために、「グローバル企業を中心に資本コストを意識してコーポレートガバナンスを強化し、持続的な企業価値向上につなげることが重要である」としている。資本コストを意識した経営ということで、ROEというものが重視される。

コーポレートガバナンス・コード

企業の持続的な成長を促す観点から、コーポレートガバナンスの向上を目的とした機関投資家の行動規範

「企業統治原則」ともいわれ、中長期的な企業価値の向上に向け、上場企業の経営者が取り組むべき指針



公表日	スチュアードシップ・コード	コーポレートガバナンス・コード
2014	策定 ：機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切な受託責任を果たすべき。	
2015		策定 ：複数の社外取締役選任や持合い株式など政策保有株式の方針開示などで構成。
2016		
2017	改定 ：個別企業・議案ごとに議決権行使結果を公表すること（個別公表）の重要性を提言。	
2018		改定 ：取締役会の構成について、女性や外国人など多様性を確保するように求める他、政策保有株の縮減を促す。最高経営責任者の選任・解任の手続きの客観性や透明性も求めている。
2019		
2020	再改定 ：サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮。	
2021		再改定 ：6月11日に改定公表。

スチュワードシップ・コードの再改訂（2020年3月24日）

要旨：

- ・ スチュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要。
- ・ 運用機関における議決権行使に係る賛否の理由や、対話活動及びその結果や自己評価等に関する説明・情報提供の充実。
- ・ ESG 要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話。
特に、ESG 要素を考慮することは、事業におけるリスクの減少のみならず収益機会にもつながる。また、昨今の世界における ESG を巡る動きの急速な変化に鑑みれば、こうした変化自体がリスクや収益機会に影響を及ぼし得る。
こうしたことを踏まえれば、ESG要素を含むサステナビリティに関する課題についても、投資プロセスに組み込むことが有益ではないか。
- ・ 企業年金のスチュワードシップ活動の後押し。
- ・ 議決権行使助言会社における体制整備、それを含む助言策定プロセスの具体的公表、企業との積極的な意見交換。

コーポレートガバナンス・コード

コーポレートガバナンス・コードの改訂(2021年6月11日)

①コロナ禍を契機とした企業を取り巻く環境の変化の下で新たな成長を実現するには、各々の企業が課題を認識し変化を先取りすることが求められる。そのためには、持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、**サステナビリティを巡る課題への取組み**をはじめとするガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことが重要となる。

②また、2022年4月より東京証券取引所において新市場区分の適用が開始となるが、プライム市場は、我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる、国内のみならず国際的に見ても魅力あふれる市場となることが期待される。そこで、**プライム市場上場会社は一段高いガバナンスを目指して取組みを進めていくことが重要となる**。その他の市場の上場会社においても、それぞれの市場の特性に応じつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してガバナンスの向上に取り組むことが重要となる。

③このように企業がより高度なガバナンスを発揮する後押しをするために、2020年12月に「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(5))が公表された。

④その後も、フォローアップ会議において、**サステナビリティやグループガバナンス、監査に対する信頼性の確保**をはじめとする項目についても議論・検討を重ねた。そこで今回、これらの項目につき、上記意見書(5)の内容に加えて、コンプライ・オア・エクスプレインの枠組みの下で、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言することとした。

コーポレートガバナンス・コード

改定の内容

1. 取締役会の機能発揮
2. 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保
3. **サステナビリティ**(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を巡る課題への取り組み
4. その他個別の項目
 - (1) グループガバナンスの在り方
 - (2) 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理
 - (3) 株主総会関係
 - (4) 上記以外の主要課題

コーポレートガバナンス・コード

1. 取締役会の機能発揮

- ①「我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる市場」であるプライム市場の上場会社においては、**独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、それぞれの経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える場合には、独立社外取締役の過半数の選任の検討**が行われることが重要となる。
- ②いわゆる「**スキル・マトリックス**」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを開示することが重要である。
- ③独立社外取締役には、企業が経営環境の変化を見通し、経営戦略に反映させる上で、より重要な役割を果たすことが求められるため、**他社での経営経験を有する者**を含めることが肝要となる。
- ④プライム市場上場会社においては構成員の**過半数を独立社外取締役が占めることを基本とする指名委員会・報酬委員会の設置**が重要となる。

コーポレートガバナンス・コード

2. 企業の中核人材における多様性(ダイバーシティ)の確保

- ①取締役会や経営陣を支える**管理職層においてジェンダー・国際性・職歴・年齢等の多様性が確保され**、それらの中核人材が経験を重ねながら、取締役や経営陣に登用される仕組みを構築することが極めて重要である。
- ②多様性の確保を促すためにも、**女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等**、中核人材の登用等における多様性の確保についての **考え方と自主的かつ測定可能な目標**を示すとともに、その状況の開示を行うことが重要である。
- ③**多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針**をその実施状況と併せて**開示**することも重要である。

コーポレートガバナンス・コード

コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について（フォローアップ会議提言）（2021年4月6日公表）より

3. サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み

①中長期的な企業価値の向上に向けては、リスクとしてのみならず**収益機会**としてもサステナビリティを巡る課題へ積極的・能動的に対応することの重要性は高まっている。

➡ 補充原則2－3①において、「取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など」を挙げ、サステナビリティをめぐる課題への対応について、積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。」としている。

②取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定することが求められる。加えて、上場会社は、例えば、**サステナビリティに関する委員会を設置するなどの枠組みの整備**や、ステークホルダーとの対話等も含め、サステナビリティへの取組みを全社的に検討・推進することが重要となる。

③企業の持続的な成長に向けた経営資源の配分に当たっては、人的資本への投資や知的財産の創出が企業価値に与える影響が大きいとの指摘も鑑みれば、**人的資本や知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分**等が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うことが必要となる。

サステナビリティ関連のGC改定内容

【基本原則2 考え方】

(前略)また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、**気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。**こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。(後略)

【補充原則2－3①】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、**人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。**

【補充原則3－1③】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、**自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。**また、**人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。**特に、**プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。**

【補充原則4－2②】

取締役会は、**中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。**また、**人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。**

パブコメ回答から見てきた「サステナビリティに関する監督体制」

①本コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役を推奨することはしていませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、**サステナビリティを担当する取締役を選任することとも考えられるものと考えます。**

②フォローアップ会議においても、サステナビリティに関する委員会の設置はサステナビリティを巡る課題への対応の促進に資するとのご意見を複数頂いており、**対話ガイドライン1-3**において、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みについては様々なものが考えられ得るところではありますが、その整備の例として**「取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置」**することを記載しております。

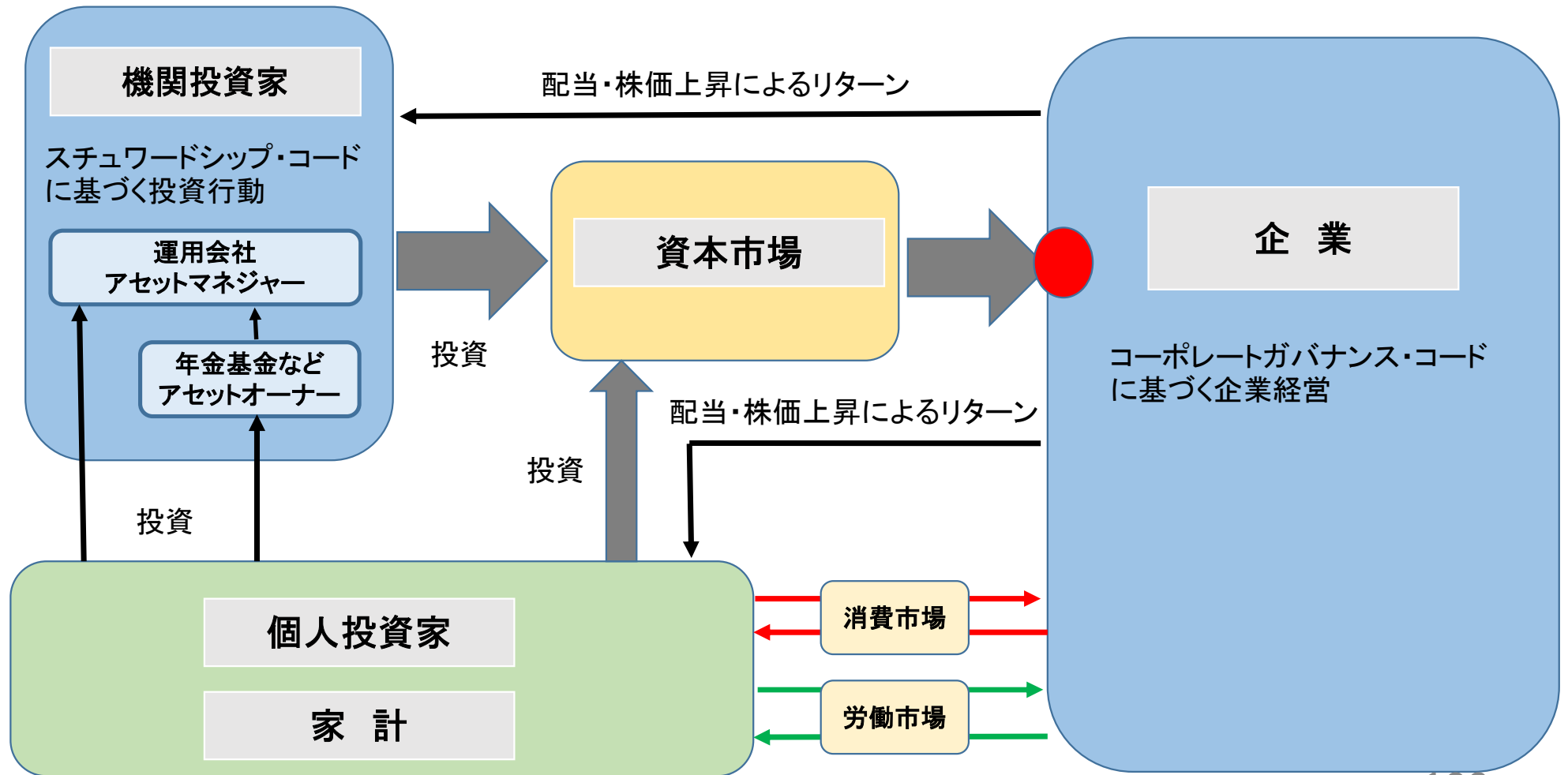
③本コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役の推奨や特定分野の教育を推奨することはしていませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、**経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を確保するべく、研修等を実施する事も有益と考えます。**

④**対話ガイドライン1-3**における「サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組み」については、**内部監査部門の活用**といった事項も含め、各社において、各社の状況に応じて適切な枠組みが何かをご判断いただいた上で構築いただくものとなります。

対話ガイドライン1-3: ESGやSDGsに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーションの進展、サイバーセキュリティ対応の必要性、サプライチェーン全体での公正・適正な取引や国際的な経済安全保障を巡る環境変化への対応の必要性等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているか。また、例えば、取締役会の下または経営陣の側に、**サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか。**

インベストメント・チェーン(持続可能な社会 実現へ)

投資家と企業に規律ある行動を促すことが重要＝投資の連鎖で経済活性化



監査役の任務(監査の目的)

(ある監査役の言葉)

監査役も取締役も立場が違っただけで任務(目的)は同じ。

監査役の任務(目的)は、有効な監査活動を行うことで「会社が適正な利益を上げ、社会的信頼を得て持続的に発展する」という会社経営目的そのものに貢献することであり、会社法や規程類は、その使命を果たすために有効に活用できる手段を提供してくれるもの。

監査の領域

現場・現物・現実という三現主義に基づく監査を徹底する。リスクは取締役の目の届く経営現場よりも、その職務の執行が行われる現場にある。業務執行の現場に往査して、直接事実を把握することが重要

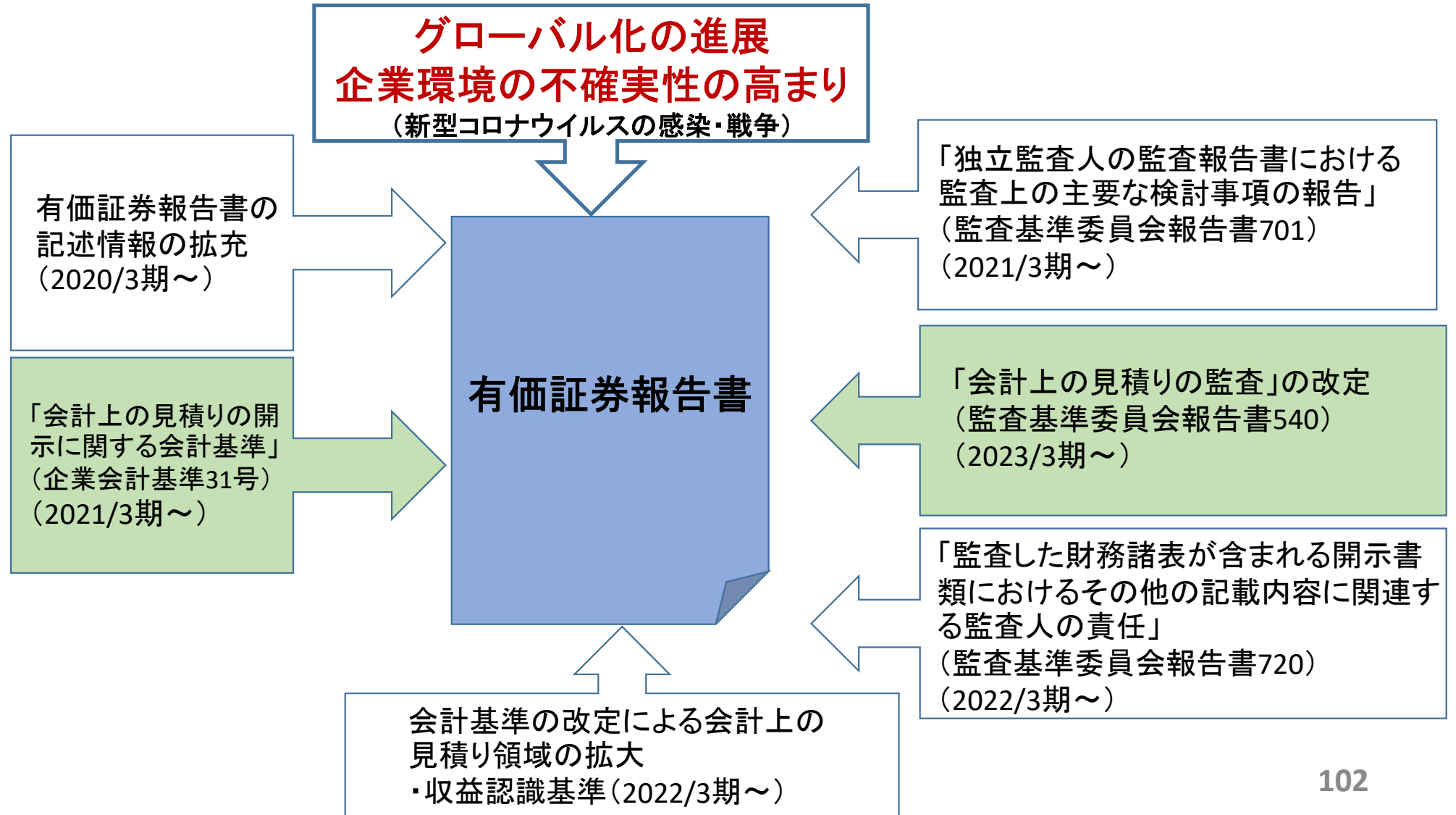
監査の視点と方法

執行現場やで起きている事実やリスクをフルに収集し、トップとの意見交換会に臨み、積極的に「三言」を実行する。積極的な「提言」「助言」「発言」を実行する。

監査役としての心構え

経営者(中でも、経営トップ)と信頼関係をベースにした協力関係を築くには、監査役自らが監査の成果を経営者に示し、監査役の存在意義を理解してもらう必要がある。(もちろん、経営のガバナンスに問題があると思われる場合には、経営者と緊張関係を持って対峙することに軸足を置くが、そうでない場合には、信頼関係をベースとした協力関係を築くことを重視する。

9 財務開示の充実



KAM

2021年3月期

適用

全上場企業及び一定規模以上の非上場の金商法監査に適用

監査上の主要な検討事項(KAM)とは

当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（改訂監査基準第四報告基準二(2)）

目的

監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めること

効果

- ・財務諸表利用者に対して監査プロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることにより、監査の信頼性向上に資すること
- ・財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに経営者との対話が促進されること
- ・監査人と監査役等の間のコミュニケーションや、監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながる

KAM

改訂監査基準前文 二1(5)

- 企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。
- 監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。

⇒ 二重責任の原則

- 企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

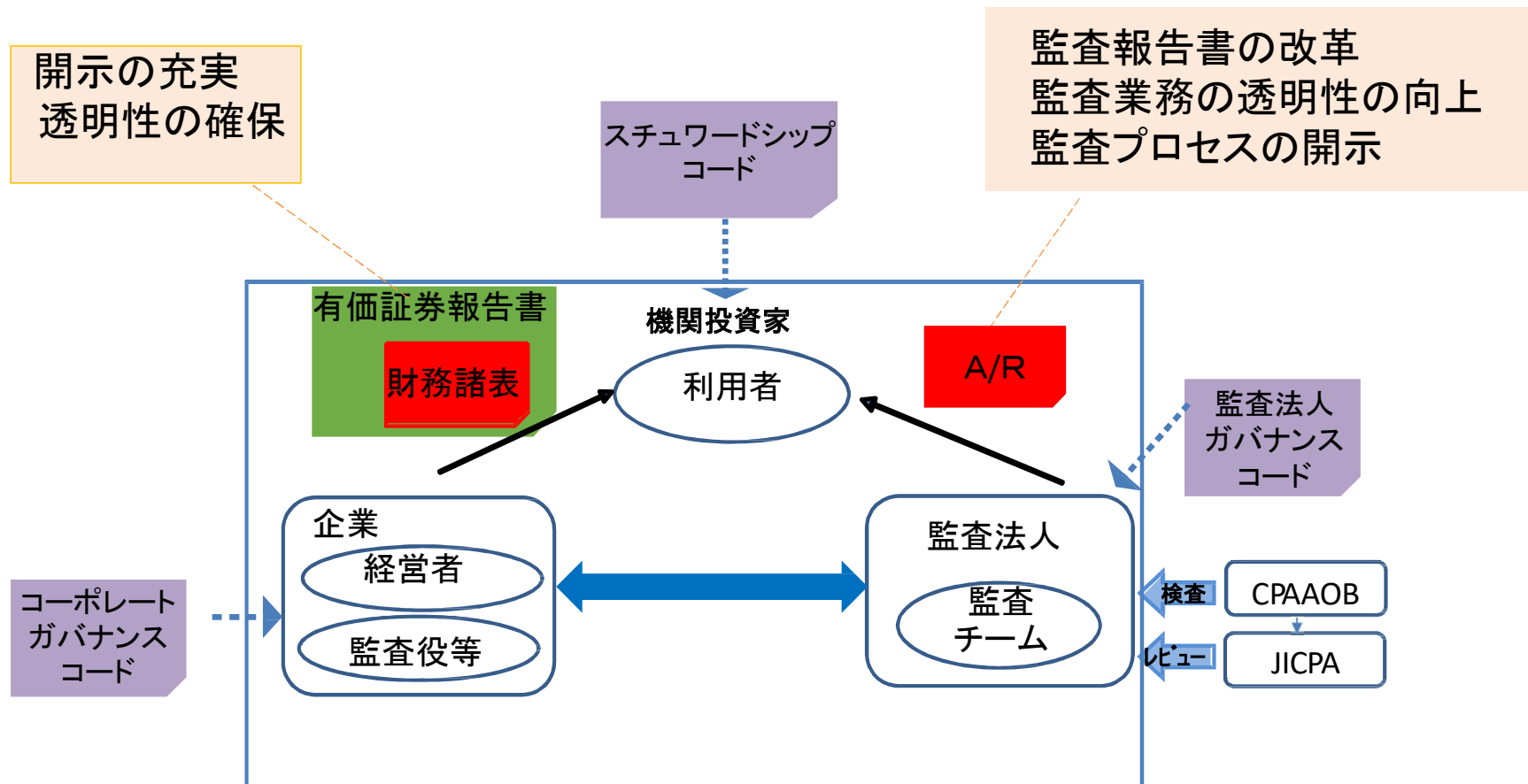
⇒ 経営者及び監査役等の開示に関する姿勢・役割

- 監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

⇒ 監査人の守秘義務との関係

KAM

資本市場における適正な財務報告を担保するための取組み



監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の計算書類等の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、計算書類等全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当事業年度の計算書類等の監査において、当監査法人は、以下の事項を監査上の主要な検討事項とした。

・子会社株式の評価

子会社株式の評価

会社は、総合金融グループの持株会社として多額の子会社株式を保有しており、当該子会社株式について取得原価をもって貸借対照表に計上している。このうち、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は8兆5,365億円であり、資産総額のうちの多くの割合(約44%)を占めている。子会社株式の評価基準及び残高は、個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記1. 有価証券の評価基準及び評価方法」及び「その他の注記1. 子会社株式及び関連会社株式について」に記載されている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

市場価格のない子会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定されており、株式の発行会社である子会社が破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先に該当する場合を除き、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは実質価額まで減損処理する方針としている。当期の監査における子会社株式の減損処理の要否については、各子会社株式の取得原価と発行会社の1株当たり純資産を基礎として算定した実質価額の状況を把握した結果、重要な虚偽表示リスクが高いと評価される状況にはない。しかしながら、市場価格のない子会社株式は貸借対照表における金額的重要性が高いことから、当該子会社株式の評価の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項である。

監査上の対応

当該監査上の主要な検討事項について、当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。

- ・実質価額が内部規程に基づき適切に算定されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の有効性を評価した
- ・当該内部統制において利用される重要な基礎データについては、その正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した
- ・子会社株式の実質価額が発行会社の1株当たり純資産を基礎として適切に算定されているかどうかについて、各発行会社の財務情報をもとに検討を行うとともに、子会社株式の取得原価と実質価額とを比較し、経営者による減損処理の要否の判断の妥当性を評価した
- ・1株当たり純資産の算定基礎となる各発行会社の財務情報については、主要な子会社を検討対象とし、各子会社の監査人によって実施された監査手続とその結果を把握することにより、当該財務情報の信頼性を評価した。

会計上の見積りの開示に関する会計基準

企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会

1. 開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。このため、本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

2. 開示する項目の識別

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。なお、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

3. 注記事項

- ・前項に基づき識別した項目について、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表す項目名を注記する。なお、会計上の見積りの開示は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は単一の注記として記載する。
- ・識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報** なお、(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らして判断する。なお、(1)及び(2)の事項について、会計上の見積りの開示以外の注記に含めて財務諸表に記載している場合には、会計上の見積りに関する注記を記載するにあたり、当該他の注記事項を参照することにより当該事項の記載に代えることができる。また、MD&Aに記載すべき事項が当該注記で記載している場合には、その旨を記載して、MD&Aでは記載を省略することができる。
- ・「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、例えば、次のようなものがある。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法 (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 (3) 翌年度の財務諸表に与える影響**

「記述情報の開示に関する原則」 金融庁 2019年3月 19 日

I. 総論

1. 企業情報の開示における記述情報の役割

1-1. 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要である。企業は、記述情報及びその開示のこのような機能を踏まえ、充実した開示をすることが期待される。

2. 記述情報の開示に共通する事項

【取締役会や経営会議の議論の適切な反映】

2-1. 記述情報は、投資家が経営者の目線で企業を理解することが可能となるように、取締役会や経営会議における議論を反映することが求められる。

(考え方)

有価証券報告書における記述情報のうち、特に、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報は経営判断と密接に関係しており、経営に係る決定が行われる取締役会や経営会議における議論を適切に反映することが重要である。

記述情報の開示の充実

有価証券報告書における財務情報及び記述情報(非財務情報)は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。

こうした認識の下、次のように有価証券報告書における記述情報の充実が図られています(金融庁ウェブサイトより)。

★ 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等の開示、個別開示の対象となる銘柄数を30銘柄から60銘柄に拡大

★ 記述情報の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明

★ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示

また、上場企業の皆様による記述情報の開示の充実に向けた取組みを促すため、記述情報の開示の考え方等を整理した「記述情報の開示に関する原則」も策定されていますし、記述情報の開示の好事例を収集した「記述情報の開示の好事例集」も随時更新されています。記述情報について、より積極的に開示していただきたいと思います。

このように、記述情報は、資本市場にとって極めて重要な情報です。それであるからこそ、当然に、事実と異なる記載を行うことは許されるものではありません。

記述情報の開示

2017	2018	2019	2020	2021	2022
2017年11月：金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ設置 2018年6月：報告書において以下の提言なされ適用へ ①「財務情報」と「記述情報」の充実 経営方針・戦略における競争優位性に関する経営者の認識 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、影響並びに対応策 会計上の見積もりや見積もりに用いた仮定について不確実性の内容やその変動による経営成績への影響に関する認識 金融庁は、2019年3月19日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2018年6月28日公表）の提言を踏まえ、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表。 金融庁は2020年11月6日、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表。（新型コロナウイルス感染症、ESGに関する開示） ②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供 役員報酬について報酬プログラムの説明と報酬実績の記載 政策保有株式について保有の合理性の検証方法について開示し個別開示の銘柄数60へ拡大 ③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み 監査役会等の活動状況、監査法人の継続監査期間					
			2020年3月期から適用		
			2019年3月期から適用		
			2020年3月期から適用		

110

記述情報の開示

有価証券報告書の改正内容と適用開始した時期

改正項目	有価証券報告書の記載事項の改正部分	適用開始時期財務情報及び記述情報の充実
財務情報及び記述情報の充実	経営方針、経営環境及び対処すべき課題	2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から任意適用可
	事業等のリスク	
	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(会計上の見積りや見積りに用いた仮定を含む) MD&A : 「Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations」	
建設的な対話の促進に向けた情報の提供	役員の報酬等	2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用
	株式の保有状況(政策保有株式の開示)	
	コーポレート・ガバナンスの概要	
情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組	監査役監査の状況	2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から任意適用可
	会計監査の状況	2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。但し、一部の改正については、2020年3月31日以後に終了する事業年

財務情報開示と記述情報開示の関係性

2020年3月期より: MD&Aにおいて「会計上の見積りや仮定の開示」(記述情報)

2021年3月期より: 見積り開示会計基準の注記(財務情報)

MD&A

・財務諸表の作成に当たって用いた**重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の、不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など**、「第5経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載

・ただし、記載すべき事項の全部又は一部について「第5 経理の状況」の注記において記載した場合は、その旨の記載により、当該注記に記載した事項は省略可能

会計上の見積りに関する注記

・当年度の財務諸表に計上した金額が**会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目**を識別

【注記例】

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

- ① 金額の算出方法
- ② 主要な仮定(コロナの収束時期等)
- ③ 翌事業年度に与える影響

財務情報と非財務情報

松田千恵子氏著
「サステナブル経営とコーポレートガバナンスの進化」(日経BP)より抜粋

	過去情報	将来情報
経済的価値	(1) ・強制的開示 ・数値情報 ・例：財務三表、セグメント情報	(3) ・自発的開示 ・数値情報/非数値情報 ・例：事業の将来予測
社会的価値	(2) ・自発的開示 ・数値情報/非数値情報 ・例：CO2削減量、人権への取組み	(4) ・自発的開示 ・数値情報/非数値情報 ・例：環境や社会の将来予測

10 非財務情報の開示

記述情報の開示の好事例集 金融庁（2020年11月6日）

「ESG」に関する開示の好事例を発表
その中でも[E]（環境）に関する好事例として6社公表

SDGsと事業との関連性に関する開示
気候変動に関する開示

- ① 味の素(株)
- ② (株)丸井グループ
- ③ 三井物産(株)
- ④ 鹿島建設(株)
- ⑤ J. フロントリテイリング(株)
- ⑥ JFEホールディングス(株)

・TCFDの枠組みに基づき、設定したシナリオの内容や各シナリオの分析結果について具体的に記載

・シナリオ分析結果に基づき自社にとって重要な要因を特定し、その対応策を具体的に記載

- ・ESGに関連する指標を定量的に記載
- ・ESGの課題について、その解決策や目標を経営戦略と関連づけて記載
- ・社会に関する非財務目標について、事業に関連する会社独自の指標を設定し記載

- ・重要な経営リスクについて、機会の観点も含めて記載
- ・重要な経営リスクとSDGsとの関連性について記載するとともに、経営戦略に与える影響を記載し、その影響の程度、発生すると想定している時期、前年度からの重要度の変化についても記載

- ・新中期経営計画で掲げた非財務目標（従業員エンゲージメント、ESG目標）を、中期業績連動型株式報酬の評価指標に関連づけて記載

- ・SDGsについて、自社の経営方針を踏まえ、経営戦略と関連づけて記載

- ・重点取組みについて、定量的な目標や実績を踏まえながら具体的に記載

- ・気候変動に対する基本方針等を検討・審議する組織体制について記載・気候変動による財務影響について、その算定の前提要件を記載し、定量的に記載

- ・気候変動のリスク及び機会について、内容を記載するとともに、損益影響額についても記載
- ・＜指標と目標＞において、気候変動に関する指標や目標について具体的に記載

- ・経営理念と中長期的視点で事業戦略上重要な課題（マテリアリティ）の関連性について記載するとともに、「サステナビリティ経営／ESGの進化」を経営戦略の中に位置づけて記載

- ・気候変動への対応について、具体的な目標を図示しながら平易に記載

- ・持続的な成長の実現に向け特定したマテリアリティ（重要課題）と経営環境との関連性を図示しながら平易に記載

- ・重要課題についての対応方法について記載

- ・最重要マテリアリティである「低炭素社会への貢献」については、リスクと機会を1.5～2℃未満シナリオと3℃シナリオに分けて、参照した既存シナリオを含め具体的に記載とともに、それぞれのリスクが財務に与える影響の程度についても記載

- ・シナリオ分析から把握した重要なパラメーター（炭素税や再エネ由来の電気料金）について、1.5～2℃未満シナリオと3℃シナリオのそれぞれの財務影響を定量的に記載・財務影響を算定するにあたり用いた前提条件を具体的に記載・財務的影響を踏まえ、今後の取組みについて、取組みの目標達成年度と内容を具体的に記載

非財務情報の開示

記述情報の開示の好事例集を公表 金融庁（2021年12月21日）
（サステナビリティ情報に関する開示の好事例を取りまとめられた）

本好事例集の中で以下の「投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント」についても紹介されている。

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

気候変動関連

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

- TCFD提言の4つの枠組みに沿った開示は有用
- 気候変動リスクをどのようにモニタリングしているかを開示することは重要
- リスクと機会の両面からの開示は、投資判断に欠かせない
- 気候変動が自社にとってどのようなリスクがあり、戦略上重要なのかといった事実認識を開示すべき
- リスクの増減がどのように財務に影響を与えるかを開示することが重要であり、**定量的な財務影響の情報は投資判断にとっても非常に有用**
- 温室効果ガスの出量等の過去の実績数値の開示は、企業価値の分析を行う上で有用な情報

経営・人的資本・多様性等

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：

- サステナビリティ事項が企業の長期的な経営戦略とどのように結びついているかをストーリー性をもって開示することは重要
- KPIについては、定量的な指標を時系列で開示することが重要
- KPIの実績に対する評価と課題、それに対してどう取り組むのかといった開示は有用
- 目標を修正した場合、その内容や理由を開示することは有用
- 独自指標を数値化する場合、定義を明確にして開示することは重要
- 女性活躍や多様性について、取り組む理由や目標数値の根拠に関する開示は有用
- 人的資本投資について、従業員の満足度やウェルビーイングに関する開示は有用
- 人権問題やサプライチェーンマネジメントについて、自社の取組みに関する開示は有用

「記述情報の開示の好事例集2022」の公表 (サステナビリティ情報等に関する開示)

令和5年1月31日 金融庁

前文より

金融庁では、投資家と企業との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」を公表しています(2022年3月最終公表)。

今般、新たに「サステナビリティ情報」並びに有価証券報告書の主要項目である「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」に関する開示の好事例を取りまとめた「記述情報の開示の好事例集2022」を公表します。

このうち、「サステナビリティ情報」に関する開示については、2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下、WG報告)において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」に関して、制度整備を行うべきとの提言がなされました。

金融庁においては、当該提言を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有用と考えられるかを含め、開示の好事例について、投資家・アナリスト及び企業の皆様による勉強会を開催し、御議論いただきました。

勉強会では、投資家・アナリストの皆様からは望ましい開示に関する御意見や実例を御紹介いただき、企業の皆様からは、開示にあたっての創意工夫を御紹介いただくとともに、課題や苦勞した点など様々な御意見をお聞かせいただきました。

この勉強会で御議論いただいた開示例を「記述情報の開示の好事例集2022」として取りまとめました。

また、同日付けで、WG報告を踏まえた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が公布されました。本日公表の好事例集では、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」において新たに求められている「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」の参考となる開示例を掲載しています。

■ 気候変動への取り組みとTCFDへの対応

気候変動は、もはや気候危機としてとらえるべきことであり、当社グループは、重要な経営課題の一つと認識し、パリ協定が示す「平均気温上昇を1.5℃に抑えた世界」の実現をめざしています。「丸井グループ環境方針（2020年4月改定）」に基づき、パリ協定の長期目標を踏まえた脱炭素社会へ積極的に対応すべく、ガバナンス体制を強化するとともに、事業への影響分析や気候変動による成長機会の取り込みおよびリスクへの適切な対応への取り組みを推進しています。当社グループはFSB（金融安定理事会）により設立されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）による提言に賛同し、有価証券報告書（2019年3月期）にて、提言を踏まえ情報を開示しました。さらに分析を重ね、有価証券報告書（2020年3月期）にて、気候変動による機会および物理的リスク等の内容を拡充しました。今後も情報開示の充実を図るとともに、TCFD提言を当社グループの気候変動対応の適切さを検証するベンチマークとして活用し、共創サステナビリティ経営を進めていきます。

<ガバナンス>

気候変動に関わる基本方針や重要事項等を検討・審議する組織として、2019年5月に代表取締役を委員長とする取締役会の諮問機関、サステナビリティ委員会を設置しました。また、その下部組織として関連リスクの管理および委員会が指示した業務を遂行する機関、ESG・情報開示分科会を設置しています。事業戦略の策定や投融資等に際しては、こうした体制をもとに「丸井グループ環境方針」や気候変動に係る重要事項を踏まえ総合的に審議し決定することで、気候変動に関するガバナンスの強化を進めていきます。

<事業戦略>

（事業のリスクと機会）

気候変動による世界的な平均気温の4℃上昇が社会に及ぼす影響は甚大であると認識し、気温上昇を1.5℃以下に抑制することをめざす動きとともに貢献していくことが重要であると考えています。

2℃以下シナリオ（1.5℃目標）への対応力を強化すべく、気候関連のリスクと機会がもたらす事業への影響を把握し、戦略の策定を進めています。

当社グループは、小売・フィンテックに、経営理念やビジョンを共感しあえるスタートアップ企業等への投資により、相互の発展につなげる「未来投資」を加えた、三位一体のビジネスモデルの創出をめざしています。気候変動は、台風・豪雨等の水害による店舗・施設等への被害や規制強化にともなう炭素税の導入による費用の増加等のリスクが考えられます。一方、消費者の環境意識の向上に対応した商品・サービスの提供や環境配慮に取り組む企業への投資は当社グループのビジネスの機会であると考えています。

(財務影響の分析・算定)

事業への財務的影響については、気候変動シナリオ等に基づき分析し2050年までの期間内に想定される利益への影響額として項目別に算定しています。リスクについては、物理的リスクとして、気温上昇が1.5℃以下に抑制されたとしても急性的に台風・豪雨等での水害が発生しうると予測しています。店舗の営業休止による不動産賃貸収入等への影響（約19億円）および建物被害（約30億円）を算定。移行リスクとしては、将来のエネルギー関連費用の増加を予測し、再生可能エネルギーの調達コストの増加（約8億円）および炭素税導入による増税（約22億円）を算定しています。機会については、環境意識が高い消費者へのライフスタイル提案による店舗収益への影響（約19億円）およびカード会員の増加による長期的収益（約26億円）、環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン（約9億円）を算定。カード会員の再生可能エネルギー電力の利用によりリカーリングが増加しゴールドカード会員化につながることで長期的収益（約20億円）、電力小売事業への参入による調達コストの削減（約3億円）および炭素税の非課税（約22億円）を算定しています。今後もさまざまな動向を踏まえ定期的に分析し、評価の見直しと情報開示の充実を進めていきます。

前提条件

対象期間	2020年～2050年
対象範囲	丸井グループの全事業
算定要件	気候変動シナリオ（IPCC・IEA等）に基づき分析
	項目別に対象期間内に想定される利益影響額を算定
	リスクは事象が発生した際の影響額で算定
	機会は原則、長期的な収益（LTV）で算定
	公共事業等のインフラ強化やテクノロジーの進化等は考慮しない

	世の中の変化	丸井グループのリスク	リスクの内容	利益影響額
物理的 リスク	台風・豪雨等による水害※1	店舗の営業休止	営業休止による不動産賃貸収入等への影響	約19億円
			浸水による建物被害(電源設備等の復旧)	約30億円
		システムセンターの停止	システムダウンによるグループ全体の営業活動休止	対応済※2
移行 リスク	再エネ需要の増加	再エネ価格の上昇	再エネ調達によるエネルギーコストの増加	約8億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	炭素税による増税	約22億円(年間)

※1ハザードマップに基づき影響が最も大きい河川(荒川)の氾濫を想定(流域の2店舗に3ヵ月の影響)

※2バックアップセンター設置済みのため利益影響は無しと想定

(気候変動によるリスクおよび機会)

丸井グループの有報より抜粋

	世の中の変化	丸井グループの機会	機会の内容	利益影響額
機会	環境意識の向上・ライフスタイルの変化	サステナブルなライフスタイルの提案	環境配慮に取り組むテナント導入等による収益	約19億円※3
			サステナブル志向の高いクレジットカード会員の増加	約26億円※4
			環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン	約9億円
		一般家庭の再エネ需要への対応	クレジットカード会員の再エネ電力利用による収益	約20億円※5
	電力調達の多様化	電力小売事業への参入	電力の直接仕入れによる中間コストの削減	約3億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	温室効果ガス排出量ゼロの達成による炭素税非課税	約22億円(年間)

※3不動産賃貸収入の増加およびクレジットカード利用の増加

※4クレジットカードの新規入会や利用による収益を算定

※5リカーリング等でのゴールドカード会員の増加による収益を算定

＜リスク管理＞

当社グループは、グループの事業が気候変動によって受ける影響を把握し評価するため、シナリオの分析を行い、気候変動リスク・機会を特定しています。特定したリスク・機会はサステナビリティ推進体制の下、戦略策定・個別事業運営の両面で管理しています。グループ会社（小売業・施設運営・物流・ビルマネジメント等）の役員で構成される環境・社会貢献推進分科会で議論された内容は、サステナビリティ委員会において定期的に報告し協議を行い、案件に応じて、取締役会への報告・提言を行っています。企業戦略に影響する気候変動を含めた世の中の動向や法制度・規制変更等の外部要因の共有や、グループ各社の施策の進捗状況や今後のリスク・機会等の内部要因を踏まえて、戦略・施策等の検討を実施していきます。

＜指標と目標＞

・温室効果ガスの削減については、グループ全体の温室効果ガス削減目標「2030年までに2017年3月期比Scope1 + Scope2を80%削減、Scope3を35%削減（2050年までに2017年3月期比Scope1 + Scope2を90%削減）」が、2019年9月にSBTイニシアチブにより「1.5°C目標」として認定されています。

・2030年までにグループの事業活動で消費する電力の100%（中間目標：2025年までに70%）を再生可能エネルギーから調達することを目標として、2018年7月にRE100に加盟しています。

【Scope1】事業者又は家庭が所有又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出（燃料の使用（工場・暖房器具・自家用車等））

【Scope2】電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出（購入電気の使用等）

【Scope3】Scope2を除くその他の間接排出（事業者：原材料の調達、従業員の出張、廃棄物の処理委託等、家庭：製品の購入、旅行、廃棄物の処理委託等）

・「SBTイニシアチブ」（Science-based Targets）は、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えるための科学的根拠に基づいたGHGの排出削減目標達成を推進することを目的として、CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が2015年に共同で設立したもの。

・「RE100」（Renewable Energy 100%）は、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。

J.フロントリテイリングの有報より抜粋

・JFRグループのリスク・機会の概要と事業および財務への影響



↑:JFRグループの事業および財務への影響が非常に大きくなることが想定される。

↗:JFRグループの事業および財務への影響がやや大きくなることが想定される。

→:JFRグループの事業および財務への影響が軽微であることが想定される。

リスク・機会の種類			JFRグループのリスク・機会の概要	事業および財務への影響	
				2℃未満シナリオ	4℃シナリオ
リスク	移行リスク	政策 規制	・炭素税(カーボンプライシング)等、温室効果ガス排出を抑制する 政策導入・規制強化に伴う、オペレーションコストの増加	↑	↗
			・温室効果ガス排出に関する情報開示義務の拡大と、その対応不備による罰金リスク	↑	↗
		市場	・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、低炭 素(カーボンニュートラル)製品の需要増等のマーケット変化への 対応遅れによる、成長機会の喪失	↗	→
			・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) への対応の遅れによる、成長機会の喪失	↗	→
	物理リスク	急性	・気候変動に起因する自然災害による調達・物流ルート断絶に伴う、製品・サービスの販売機会の喪失	↗	↑
			・気候変動に起因する自然災害による店舗・事業所の損害、営業停止	↗	↑
			・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) の増加に伴う、店舗での販売機会の喪失	↗	↑
機会	エネルギー源		・再エネに係る新たな政策・制度の進展とその利用に伴うエネルギー 調達コストの減少	↗	→
			・再エネ拡大、省エネ強化、創エネ導入に伴うエネルギー調達リスクの回避	↗	→
	製品およびサービス		・リユース製品・リサイクル製品の需要増による、売上収益拡大	↑	↗
			・リユース製品・リサイクル製品の取扱い拡大による、Scope3排出量 の削減	↑	↗
	市場		・シェアリングビジネスやアップサイクルビジネスへの新規参入による、新たな成長機会の拡大	↑	↗
			・環境課題に対する消費行動の多様化や顧客意識の向上に伴う、小売 業の枠を超えた事業ポートフォリオの再構築と、低炭素(カーボン ニュートラル)製品市場への参入・拡大による収益力の向上	↑	↗
			・気候変動に起因する感染症リスク(新型コロナウイルス感染症等) の増加への対応による、新たな成長機会の拡大	↑	↗

リコーコーポレート執行役員 鈴木美佳子氏のインタビュー記事より

日経新聞2021.11.24より抜粋

「1976年から環境推進室を設置して環境問題に取り組んでいる。2018年にはESG委員会を設置。事業を通じた社会課題の解決を目指し、財務目標とESG目標、**2つを一体として経営目標**としている。」

「2021年4月からはカンパニー制を導入して、各ユニットごとにESG目標を設置して取り組んでいる。財務目標だけを達成しても役員も部門も評価されない仕組みを取り入れて、**執行役員の報酬もESG目標の達成度合いに連動させている。**」

「ESGはよく非財務情報と言われるが、我々は、『**将来財務**』として位置づけている。短期的な価値の創出ではなく、3年後、5年後、10年後の企業価値の向上につなげるために取り組むのがESGだ」

「2019年に主力の複合機の生産工場を全て再生可能エネルギーにすると決めた。今はそのおかげで世界で訴求力がある商品となっている。再生可能エネルギーの活用でコストは増えたが、**単なるコストではなく販促費だとみれば、むしろ負担は軽く済んだと言える。**欧州では、企業の社会的責任(CSR)の要求項目を満たしていなければ販売価格が安くなる事例もある。」

「ESGに取り組まないと**投資家からも顧客からも選ばれない時代**が来た。……(中略)……今後はどんな事業会社もESGを進めていかなければ時代に取り残されてしまうだろう。」

**グローバル化の進展
企業環境の不確実性の高まり**
(新型コロナウイルスの感染・戦争)

有価証券報告書の
記述情報の拡充
(**2020/3期～**)

「会計上の見積りの開
示に関する会計基準」
(企業会計基準31号)
(**2021/3期～**)

有価証券報告書

会計基準の改定による会計上の
見積り領域の拡大
・収益認識基準(**2022/3期～**)

「独立監査人の監査報告書における
監査上の主要な検討事項の報告」
(監査基準委員会報告書701)
(**2021/3期～**)

「会計上の見積りの監査」の改定
(監査基準委員会報告書540)
(**2023/3期～**)

「監査した財務諸表が含まれる開示書
類におけるその他の記載内容に関連す
る監査人の責任」
(監査基準委員会報告書720)
(**2022/3期～**)

「その他の記載内容」に関連する監査人の責任

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(以下「監基報720」)が改正され、2022年3月期決算に係る財務諸表の監査から適用となった。

- ・「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容のことである。
- ・監基報720では、「その他の記載内容」に対する監査人の作業を明確にするとともに、**監査報告書に必要な記載を求めることとしており、従来以上の対応が必要になる。**
- ・会社法監査において、「その他の記載内容」は事業報告及びその附属明細書となる。
- ・従来と同様に、事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査対象ではないが、監基報720では、「その他の記載内容」に対する作業の結果を監査報告書に記載することとされている。

変わらない点

- ・ 意見を表明するものではない
- ・ 通読し、財務諸表との重要な相違を識別する
- ・ 監査証拠の入手を要求するものではない

変わった点

- ・ 監査の過程で得た**知識と比較する**
- ・ 「その他の記載内容」における**重要な誤りの兆候に注意を払う**
- ・ 「その他の記載内容」に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する
- ・ 監査報告書には、常に「その他の記載内容」区分を設けて**記載する**

三つの大義

国際的な地球温暖化対策
(脱炭素社会へ)

京都議定書
(1997年採択)

パリ協定
(2015年採択、2016年発効)

環境と開発(発展)の共存

M D G s
(2001年採択)

S D G s
(2016年採択)

企業と投資家に社会的責任を

企業の社会的責任
(CSR)

責任投資原則(PRI)
(2006年提唱)

E S G 投資
(社会的責任を果たしている企業
へ投資をする投資家責任)

パリ協定

パリ協定とは、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指している。さらに、気候変動による影響に対応するための適応策の強化や、諸々の対策に必要な資金・技術などの支援を強化する仕組みを持つ包括的な国際協定となっている。

パリ協定は、2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で、世界約200か国が合意して成立。「京都議定書」(1997年)の後継である。

「京都議定書」は1997年に採択された地球温暖化への世界的な協調の取組で、これにより地球温暖化対策の世界的な協調の取り組みが進んだ。

京都議定書では、排出量削減の法的義務は先進国にのみ課せられていた。しかし、京都議定書が採択された1997年から今日までの間に、途上国は急速に経済発展を遂げ、それに伴って排出量も急増している。実際、2016年の温室効果ガス排出量シェアを国別で見ると、中国が23.2%で1位、インドが5.1%でロシアと並んで同率4位となっている(日本の温室効果ガス排出量シェアは2.7%)。

IPCCの報告書(2018年発表)によれば、すでに世界の平均気温は、産業革命前に比べて、人間活動によって約1度上昇しており、このままの経済活動が続けば、早ければ2030年には1.5度の上昇に達し、2050年には4度程度の気温上昇が見込まれている。気温上昇を2度未満に抑えるためには、2075年頃には脱炭素化する必要があり、努力目標である1.5度に抑えるためには、2050年に脱炭素化しなければならないとしている。

また、たとえ2度未満に気温上昇を抑えることができたとしても、異常気象や海面上昇などの温暖化の悪影響は避けられないので、こういった悪影響に対応するための適応策の強化や、途上国の持続可能な開発を支援する資金や技術供与の仕組みも、パリ協定の大きな要素として組み込まれている。

京都議定書は、先進国のみにトップダウンで定められた排出削減目標が課せられるアプローチを採用していた。このトップダウンのアプローチに対して公平性および実効性の観点から疑問が呈されたことを踏まえて、パリ協定では各国に自主的な取り組みを促すアプローチが模索され、採用された。この手法は、協定の合意に至るまでの国際交渉において日本が提唱して来たものでもある。これにより、各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に策定することが認められている。

日本では、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定められた。目標が低いのではないかという声もあるが、各国が自主的に定めた目標は基準年度や指標などがバラバラであるため、比較には注意が必要。主要排出国の年度を合わせて削減・抑制目標を比較すると、日本の数値は一見低いように見えて、かなり高い目標であることが分かる。

SDGs

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの17のゴール(目標)と169のターゲットからなる国際的開発目標。

SDGsは2001年に策定された2015年を目標としたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals, MDGs: 世界の貧困の半減などを目指し、国際社会が掲げてきた目標)の後継の目標として誕生した。地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」世界の実現を誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

「MDGs」は開発途上国の課題解決を目指すもので、2015年を年限として開発途上国の貧困・教育・健康・環境などを改善するための8つのゴールと21のターゲットを掲げていた。

SDGsは、150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたものであり、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標である。それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、**世界の全ての人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされている。**

人権、経済・社会、地球環境、さまざまな分野にまたがった課題が分類されている。

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤を作ろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任、つかう責任
- 13. 気候変動に具体的な対策を**
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナリーシップで目標を達成しよう

目標13【気候変動】に関する企業のSDGsの取り組み例

ダイキン工業

“当社の主力商品であるエアコンは、使用時のCO₂排出量が特に大きいため、インバータをはじめとした省エネエアコンや低温暖化冷媒を用いたエアコンを世界中で普及させることに注力しています。2020年度に温室効果ガス排出量を6,000万t-CO₂抑制という目標に対し、2018年度には6,700万t-CO₂抑制できたと試算しています”

企業経営にサステナビリティ(持続可能な開発目標)を取り込む動きが浸透

S D G s

E

- 7. エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう
- 15. 陸の豊かさを守ろう

気候変動

S

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 5. ジェンダー平等を実現しよう

人権・ダイバーシティー

G

- 5. ジェンダー平等を実現しよう

ガバナンス体制

- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤を作ろう

運用会社が投資基準にESG要素を加える動きにさらにサステナビリティ要素の加味が浸透

ESG投資

投資判断にESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を組み入れる責任投資戦略。気候変動の問題だけでなく、不平等、多様性、社会的公正などのSDGsの目標とも結びつく。

- ・グリーンボンド(環境債)
- ・ソーシャルボンド(社会貢献債)
- ・サステナビリティボンド

ESG

「ESG投資」の起点は、2006年に国連がPRI(Principles of Responsible Investment—責任投資原則)6原則をつくりESG投資の重要性を提唱してから。PRIは、署名機関に対して、投資活動の際にESGの要素を考慮すること、また投資対象にESG情報の開示を求めることを促した。

従来は、当然のことながら、投資はもっぱら企業の財務情報を考慮して行われるものであった。しかし、1970年代以降になると国連を中心として環境や社会に対する危機感が高まり、経済成長と環境問題の調和についての議論が国連を中心に広く行われるようになる。1972年にスウェーデンで行われた国連人間環境会議は「経済成長と環境問題」がメインテーマとなっている。この国連人間環境会議を契機に国連環境計画(UNEP)、そして1992年に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が設立され、UNEP FIでは「経済的成長とESGへの配慮を統合した金融システム」に向けての取り組みが行われる。

1999年には、世界経済フォーラム・ダボス会議の席上で当時の国連事務総長コフィ・アナン氏が世界の経営者に向け、人権・労働・環境についての基準に対して協力を呼びかける。これが企業の賛同を得て、2000年に国連グローバル・コンパクト(UNGC)が人権・労働・環境および腐敗防止の4つを原則として設立される。

2006年に国連が投資家に向け、ESGを投資の意思決定プロセスに組み込む「責任投資原則」(PRI)を提唱。世界最大規模である150兆円以上の資産を運用する日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)も2015年にPRIに署名。PRIに賛同する機関投資家の署名数は2020年時点で3,000件を超え、ESG投資は急速に拡大している。

PRIは、以下の6つの責任投資原則を実施することを促している。

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込むこと
2. 活動的な株式所有者になり、株式の所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れること
3. 投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めること
4. 資産運用業界において原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うこと。
5. 原則を実行する際の効果を高めるために、協働すること。
6. 原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告すること。

つまり、企業が長期的に成長するためには、ESGへの取り組みが重要との見方が急速に広まっていると言える。それに伴って、ESGに積極的に取り組む企業に投資する「ESG投資」が、マーケットのメインストリームと言えるほど、大幅に拡大している。

ESG 投資の手法

1. ネガティブ／除外 スクリーニング

ESG課題への取組みが甘い企業を**投資対象から除外**する等。

2. ESG インテグレーション

従来の財務分析に加え**非財務情報**であるESGについての**リスクと投資機会の分析結果**を体系的に投資意思決定に組み込む。

3. 企業エンゲージメント

株主としての**行動**(議決権行使や株主提案並びに対話)にESG課題を組み入れる。

4. 国際規範に基づくスクリーニング

ESGに関して国際的な規範に違反した企業を投資対象から除外。

5. ポジティブ／ストイッククラス スクリーニング

ESGについての**評価の高い企業**を選択して**投資する手法**。ESG取り組みに関する**スコア**を付与し、**スコアの高い企業のみでポートフォリオを構築**。

6. サステナビリティ・テーマ投資

ESGの特定の課題を**テーマとする投資**。テーマとしては気候変動や森林、水資源、人権など。

7. インパクト／コミュニティ投資

環境や社会についての**具体的な問題解決を目的とした投資**。環境問題には、再生可能エネルギー供給や上下水道、持続可能な農業など、社会問題には低所得者向け住宅や教育、医療等。

進化するESG投資

国内外の機関投資家のあいだで、環境・社会・ガバナンス（企業統治）を考慮するESG投資が広がっている。

ブラックロックの「サステナビリティ宣言」

ブラックロックの運用規模は700兆円を超え、東証の時価総額約600兆円や日本のGDP約550兆円をも上回っている。注目すべきは、その規模の大きさだけでなく、CEOラリー・フィンク氏による、2020年1月14日の「サステナビリティ宣言」である。つまり、**運用受託機関として、今後は投資戦略の中心にサステナビリティを置く**、という宣言である。

この宣言は、同氏の投資先企業のCEOへの年頭書簡「金融の根本的な見直し(A Fundamental Reshaping of Finance)」で明らかにされたもので、「サステナビリティは投資家にとって最重要課題」と明言する同氏は、気候危機を強く意識しつつ、次のように結論付けている。

- 気候リスクが資産の抜本的な再構築を促し、早晩、大規模な資本の再配分がおきるだろう。
- **気候変動は、もはや企業業績の長期見通しの決定要因の一つとなった。**
- 企業は「パーパス」を重視し、ステークホルダー価値を考慮しなければ、長期利益を得ることはできない。
- 世界の若者の行動を見れば、いずれミレニアル世代が政府とビジネスの舵を取るようになった時、サステナビリティへの変革はさらに進むだろう。

GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の投資戦略⇒「GPIFの仕事は年金積立金を運用し、未来の現役世代の保険料負担を軽くすることです。そのためには50年先、100年先を見据え、世代をまたぐ超長期の投資で安定した収益を上げなければいけません。将来にわたって安定したリターンを得るには、金融資本市場の長期的な発展と持続的な経済成長が不可欠です。**そのためにも環境・社会問題が市場や実体経済に及ぼす負のリスクは無視できません。GPIFの使命とESGの取り組みを切り離して考えることはできないのです。**」(GPIF投資戦略部の塩村賢史次長のコメント)

非財務情報の開示

主要なESG開示基準の概要

	TCFD提言	GRI (スタンダード)	SASB (スタンダード)	IIRC (国際統合報告フレームワーク)	CDSB (フレームワーク)	CDP
設定主体	気候関連財務情報開示タスクフォース (世界の金融当局からなる金融安定理事会[FSB]の下に設置)	グローバル・レポーティング・イニシアティブ (蘭のNGO団体)	サステナビリティ会計基準審議会 (米の非営利組織)	国際統合報告評議会 (英の非営利組織)	気候開示基準審議会 (企業と環境関連機関等による共同企業体)	カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (英の非営利組織)
概要	気候変動に関連するリスク・機会情報を企業が金融市場参加者に対して一貫した枠組みで開示する枠組み	企業が経済・環境・社会に与えるインパクトを特定し、サステナビリティ報告書として開示する枠組み	企業が投資家に対して財務的に重要な影響を与えるサステナビリティ(持続可能性)に関する情報を開示する枠組み	企業が財務情報とサステナビリティを含む非財務情報について統合に説明する枠組み	環境情報を財務情報に統合することで環境に係る投資家の意思決定を支援することを目的とした枠組み	企業や都市が環境へのインパクトを認識し、持続可能な経済を実現すべく開示等を行うプロジェクト
原則or細則主義	原則主義	細則主義	細則主義	原則主義	原則主義	細則主義
開示項目	気候変動によるリスク・機会 (GHG排出、水使用、エネルギー使用等を含む)	・経済 (地域経済、競争的行為など)・環境 (エネルギー、水など)・社会 (人権、児童労働など)	環境・社会に関する事項 (業種によって異なる)	・財務資本・製造資本・知的資本・人的資本・社会・関係資本・自然資本	環境情報 (気候変動、森林、生物多様性、水、土地など)	・気候変動 ・水 ・森林
開示対象 ステークホルダー	投資家など	従業員・株主のほか、広くサプライヤーや社会的弱者、地域コミュニティ等を含む	投資家など	投資家など	投資家など	主に投資家など
マテリアリティ	シングル	ダブル	シングル	シングル	シングル	ダブル

TCFD

TCFD提言内容

4つの分野11項目について開示要求

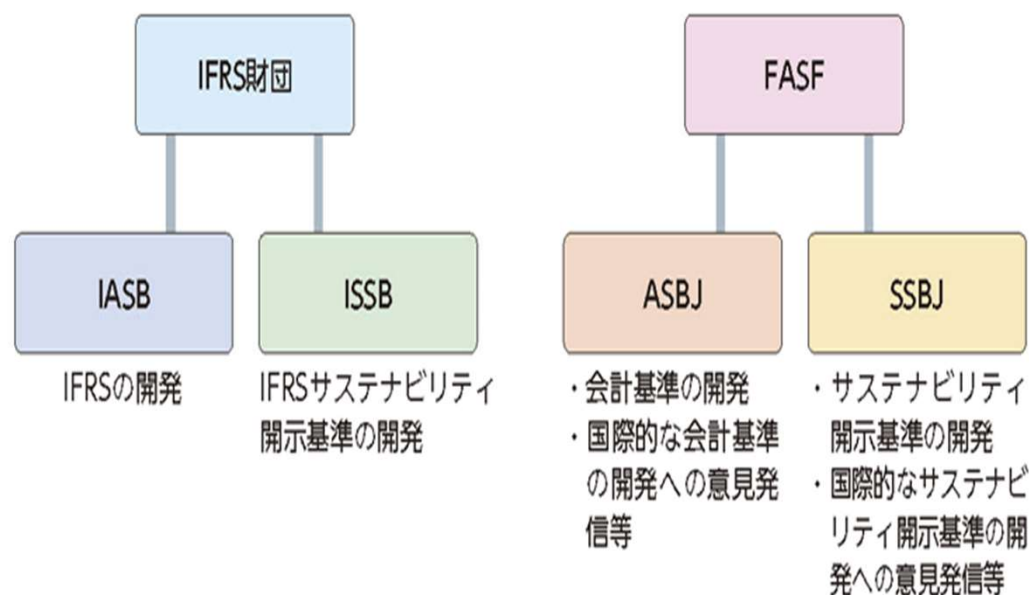
要求項目	ガバナンス (Governance)	戦略 (Strategy)	リスク管理 (Risk Management)	指標と目標 (Metrics and Targets)
項目の詳細	気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について重要な場合は開示する。
推奨される開示内容	a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。
	b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する。	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画(ファイナンスプランニング)に及ぼす影響を説明する。	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope 1、Scope 2及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて説明する。
		c) ビジネス、戦略及び財務計画に対する2℃シナリオなどのさまざまなシナリオ下の影響を説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理のプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する。

ISSB設立 2021年11月

サステナビリティに関する関心の高まりとともに、その報告基準や指標が乱立していた。このため、投資家からは比較可能性を求める声が高まり、企業からも開示ルール統合を求める声が聞かれるようになった。国際会計基準(IFRS)財団は、市場関係者の要請に応えるかたちで、IFRS財団のなかにISSBを設置することを決定し、2021年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)で発表した。ISSBが設定する「IFRSサステナビリティ開示基準」(ISSB基準)は、新たに一からではなく、既存の複数の開示基準から「いいとこ取り」をして開発することとしている。

ISSB基準は、世界中で使用される共通のルール(グローバル・ベースライン)として設計されるが、各国当局がこのベースラインに独自の要求事項を上乗せすることは許容される(ビルディング・ブロック・アプローチ)。

【図表1】 国際基準と日本基準の設定



(出典：金融庁及びSSBJ資料に基づき作成)

ISSBは「International Sustainability Standards Board」の略称で、「国際サステナビリティ基準審議会」と訳されています。企業がESG(環境・社会・ガバナンス)などを含む非財務情報開示を行う際の統一された国際基準を策定する機関として2021年11月に発足。

SSBJは、Sustainability Standards Board of Japanの略称で、サステナビリティ基準委員会と訳されています。わが国においても、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対して意見発信を行うことや国内基準の開発を行うための体制整備が必要との見解が市場関係者より示されている状況を踏まえ設立した。(設立：2022年7月1日)

グリーンウォッシュとされないように注意

グリーンウォッシュとは、環境に配慮した、またはエコなイメージを思わせる「グリーン」と、ごまかしや上辺だけという意味の「ホワイトウォッシュ」を組み合わせた造語。一見、環境に配慮しているように見せかけて、実態はそうではなく、環境意識の高い消費者に誤解を与えるようなことを指す。

名ばかりESGの淘汰

企業がブランドイメージを向上させたいという理由で、ありもしない“強み”をアピールした結果、NGOなどから**グリーンウォッシュだと批判されることがある**。グリーンウォッシュの種類はさまざまだが、特に次のような場合は注意が必要。

- ・サービス、商品に関係のない「緑」の画像が使われている（自然の写真や、緑色の包装など）
- ・何の根拠もない「認証済み」「エコ」「省エネ」などの表現
- ・隠れたトレードオフ：

例えばファッションブランドの場合、衣服自体は「天然」または「リサイクル」素材でつくられているが、つくる過程では**CO2を大量に排出するなど、環境に大きく負荷がかかる**。しかしマイナス面は伝えない。つまり、環境に良いとされるものであっても、環境負荷がかかってしまう側面は多少なりともあり得る。良い側面ばかりを強調するのではなく、その点も併せて公表し、環境負荷を削減するためのさらなる方法を考えていくことが、これからの企業には求められていく。

ESG訴訟活発に

日経新聞2023.3.15より一部抜粋

気候関連5年で2倍 開示充実も背景、企業は対応コスト増

ESG(環境・社会・企業統治)重視の機運を背景に、非政府組織(NGO)や株主から企業への関連訴訟が増えている。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスによると、対企業の気候関連訴訟は2022年に世界で少なくとも39件と5年で2.2倍に増加。ESG関連規制などが強まる中、日本企業の訴訟リスクも高まり、事業やESG評価に影響を与える可能性もある。

最近の主なESG訴訟	
原告→企業名、下段はそれぞれの言い分	
環境団体(株主)	→英シェル取締役
気候変動対策が不十分	株主はエネルギー転換戦略の進展支持
機関投資家	→独VW
ロビー活動と気候対策の関連開示を求める株主提案をVWが拒否	取締役会権限を妨げる不当な定款変更要求で採用できない
米SEC	→ヴァーレ(ブラジル)
ダム安全性のESG開示で虚偽記載	SECの主張を否定
機関投資家など	→米ピンタレスト取締役など
職場での女性や人種差別に責任	多様性推進へ5000万ドル充当などで和解

・「欠陥のある移行戦略に固執し、気候変動がもたらすリスクに深刻にさらされている」。環境団体クライアントアースは2月、気候変動対策が不十分で会社法に違反するとして、株主でもある英石油大手シェルの取締役11人を英高等法院に提訴したと発表した。同団体によると、気候変動対策を怠ったとして企業役員の個人的責任を問う株主代表訴訟は世界初で、英年金基金など複数の株主が訴訟を支持している。

・独フォルクスワーゲン(VW)のロビー活動が気候対策に反するとの懸念から、情報開示を求める定款変更の株主提案を出したが拒否され、年金基金などが株主権を主張して提訴した。

・米証券取引委員会(SEC)は、ブラジル資源大手ヴァーレのダムが19年に決壊して270人が死亡した事故に関し「(ESG開示などで)ダムの安全性について投資家に虚偽かつ誤解を招く主張をした」として同社を提訴した138

仏ダノン、パーパス経営のCEOを解任

2021.05.19 [日経ESGより](#)

ESG経営を積極的に推進してきた仏ダノンのエマニュエル・ファベール会長兼最高経営責任者（CEO）は、業績不振を理由に解任された。つまり、「パーパス（企業の存在意義）」を明確に定めてESG経営を実践していた著名CEOが解任されたというわけだ。サステナビリティ（持続的成長）の大前提として株主価値向上が強く問われている。

ヨーグルト製品や飲料水「エビアン」で知られる仏食品大手ダノンは2021年3月15日、エマニュエル・ファベール会長兼最高経営責任者（CEO）を同日付で解任したと発表。同CEOを巡っては業績不振の責任があるとしてアクティビスト（もの言う株主）であるヘッジファンドのブルーベルなどが交代を求めている。

2014年にCEOに就いたファベール氏は「人と自然重視の資本主義」を唱えて、ESG経営を推進してきた。20年には取締役会から独立して環境や社会の取り組みの進捗を監督するミッション委員会を10人のメンバーで設立。同年6月の株主総会で定款変更をして、「使命を果たす会社」として取り組む新たな4つの目標を盛り込んだ。製品を介した健康の改善、地球資源の保護、将来を社員と形成すること、包摂的な成長の4つからなり、収益性を重視しながらも社会的使命を果たすパーパス（企業の存在意義）の実践、さらにステークホルダー資本主義を標榜した。

この方針に当初は株主も賛成していたが、雲行きが変わったのは20年の株価動向がさえなかったためだ。20年通年でダノンの株価は27%下落。新型コロナの影響があったとはいえ、同業のネスレの2%下落、英ユニリーバの1%上昇と比べて見劣りする結果となった。

今回の解任劇を巡っては、ESG経営の難しさを2つの側面で示している。1つは、長期的なビジョンと短期的な収益のバランス。地球や人類の将来のために働くサステナビリティ経営を株主が支持する一方で、収益の確保も強く求める構図が浮かぶ。2点目はポスト・コロナへの対応だ。世界的な金融緩和を受けて株式市場は上昇、資金調達もしやすい状況にある。「『コロナ禍だから』は言い訳にならない」との認識がアクティビストらに強まっている。

長く続くコロナ禍という特異な経済環境に置かれているだけに、経営方針や収益プランについて、企業と投資家の間で新しい軸やコンセンサス（同意）を設ける時が来ている。

東京ガス、株主還元を縮小 脱炭素投資へ資金創出

日経新聞2021.9.30から抜粋

東京ガスが脱炭素投資を手厚くするため、株主還元の縮小に踏み切る。2022年3月期から、連結純利益に占める配当と自社株買いの合計額の比率「総還元性向」の目標を6割から5割に下げる。年間で数十億円の現金を創出し、再生可能エネルギー企業への成長資金に充てる。脱炭素投資のために株主還元を減らすケースは世界でも珍しい。

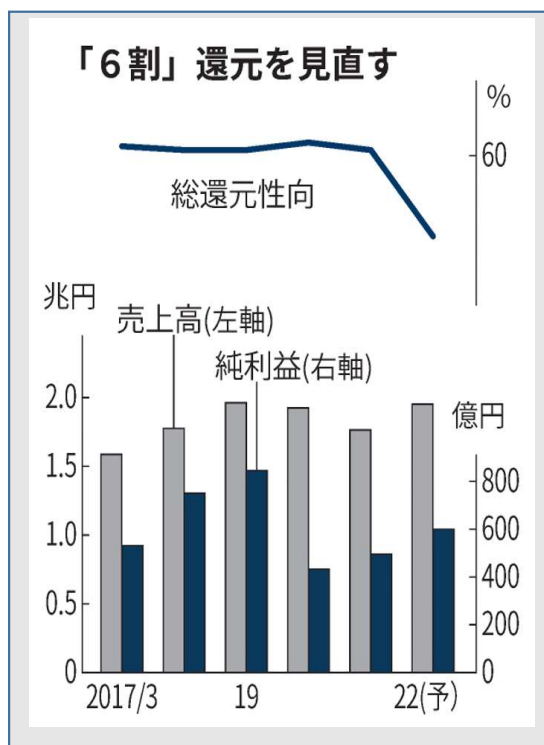
総還元性向は配当と翌期の自社株買いの合計額を連結純利益で割って算出する。東ガスは2007年3月期に6割の目標を掲げ、約15年にわたり実行してきた。4～5割程度にとどまる他のエネルギー関連企業より高く、市場から「還元優等生」との評価を受けてきた。

投資家の反発

経済社会の変化に応じて株主と経営者が経営資源の配分で正面からせめぎ合う。東京ガスの今回の決断は、非連続な時代の企業統治改革の本質を映す。成長という果実が伴わなければ、投資家からの反発が強まるのは必至だ。

市場の目線はなお厳しい。大和証券アナリストの西川周作氏は「投資のリターンと、なぜ今すぐ巨額投資が必要なのかきちんと示すべきだ」と話す。脱炭素投資で業績拡大を示唆しながら、具体的にどう業績に反映されるかの説明が足りないとの指摘だ。

企業統治に詳しい井上光太郎・東京工業大学教授は「多くの機関投資家は高い水準の企業統治を確保した上で、環境も社会も追求せよと要請している」と指摘する。「(東ガスが)建設的会話を重ねて機関投資家と合意できるかどうか、脱炭素投資を加速させる今後の試金石になる」とみている。



非財務情報の開示

企業のサステナビリティ情報開示の義務化に向けた検討が開始

ソフト・ロー（取引所規則）

CGコード改訂によってサステナビリティ情報開示が求められることが明確化された

2021年6月11日のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)改訂により、サステナビリティへの取組みの開示に関する補充原則3-1③が追加され、特にプライム市場上場会社に対しては気候変動に関する情報をTCFD等の枠組みに沿って開示の質・量の充実を進めるべきとされた。

ハード・ロー（法令）

ハード・ロー(法令)でも企業のサステナビリティ情報開示を求める動きが加速しつつあると考えられる。

2021年6月25日、第46回金融審議会総会・第34回金融分科会合同会合が開催された。「金融審議会」とは、金融制度などの国内金融関係の重要事項について、調査・審議を目的に設置される、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問機関である。

今回の総会では、麻生太郎金融担当大臣から諮問事項として、「**企業情報の開示のあり方に関する検討**」について「**企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討を行うこと。**」を求められた。

「ディスクロージャーワーキング・グループ」(DWG)が設置された。企業のサステナビリティ情報開示について具体的な検討を開始。定。同ワーキング・グループでの検討を踏まえ報告書が公表され、報告書の内容に沿って開示府令の改正などが行われ、有価証券報告書等で企業のサステナビリティに関する法定開示が求められるようになる。

非財務情報の開示

金融庁 ディスクロージャーワーキング・グループでの検討がスタート

第1回会合(9月2日)

サステナビリティ開示「優先的に議論を」との意見多数

- ・「将来を見据えて先見性を持った対応が必要」「**気候変動のような問題を経営に統合することは、中長期的な企業価値向上の観点からも重要**」といった意見が聞かれた。
- ・「**企業にリスクや機会が生じるような課題に着目する「シングルマテリアリティ」の考え方に主眼を置くべきだ。**」との意見があった。
- ・比較可能性を向上させる必要性は認識しつつも、画一的な開示の要求により企業固有の状況との関連性が薄れてしまうことのバランスが重要との意見があった。
- ・制度開示において将来情報を含む非財務情報を開示させる場合に虚偽記載が生じることを懸念するあまり、開示に慎重に成り過ぎる可能性についてどのように考えるべきかといった議論がなされた。

第2回会合(10月1日)

気候変動対応の開示 重要性(マテリアリティ)の考え方に意見

- ・開示媒体については、**各社の創意工夫が見られる任意開示を有報に参照することで、総覧性を確保できるとの考え方が示された。**ただ、メンバーからは「**利便性を高める面もあるが、法定開示の内容の充実が損なわれてはならない**」「**有報で任意開示を参照する旨を記載すると、法的に有報の一部になってしまう懸念がある**」との意見も。
- ・いずれにせよ、開示項目や媒体の検討は、**海外の動向と歩調を合わせていく必要がある。**ISSB基準も来年夏には最終化される見込みであり、その点についても、「**基準ができるのを待つのではなく、ISSBの設置や活動に積極的にコミットしていくべきだ**」との意見も出た。

第3回会合(10月29日)

サステナビリティの開示欄 有報に新設を提案

- ・開示する情報は**TCFD提言に基づき、「ガバナンス」「リスク管理」を挙げ、「戦略」「指標・目標」は各企業にとって重要性がある場合に開示することを提案。**ただし、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)により基準を踏まえた開示が重要であり、段階的に適用していくことを視野に入れている。**142**

非財務情報の開示

金融庁 ディスクロージャーワーキング・グループでの検討がスタート

第4回会合(12月1日)

この会のテーマは「コーポレートガバナンスに関する開示」であった

- ・取締役会や指名・報酬委員会等の活動状況の開示拡充を求める意見があり議論された。現状では、任意開示で任意開示で取締役会・委員会等の活動状況を説明する企業も見られる。有報で任意開示等を参照して総覧性を確保することについては賛否があったが、企業サイドからは「法定開示による自由度低下などを鑑みると任意開示の活用が望ましい」との意見があった。
- ・監査に対する信頼性確保の観点から、監査役等により監査役会の活動状況等の説明を促す論点が上がった。
- ・政策保有株式についてどのような開示を促進していくべきか議論された。



その後9回目で会合実施し

金融庁、金融審議会「ディスクロージャーワーキンググループ(DWG)」の報告書を取りまとめ公表した。(2022.6.13)

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が拡充

報告書の4つの柱

- ①サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- ②コーポレートガバナンスに関する開示
- ③四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミングについて
- ④その他の開示に関する個別問題

企業情報の開示

○ 2022年11月：金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）」の改正案を公表

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報をはじめとする非財務情報の開示

・有価証券報告書に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設する

- ① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については必須記載事項とする
- ② 「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載

・人的資本、多様性に関する開示の充実

有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の「戦略」及び指標及び目標」において、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等の記載を必須事項として記載

○ 2022年12月：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（「DWG」）からの提言

コスト削減や開示の効率性の観点を踏まえ、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する上で次の点を提言

- ① 当面は、四半期決算短信を一律義務づけし、今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討する
- ② 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、投資家からの要望が特に強い情報を追加する
- ③ 監査人によるレビューについては、任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務づける
- ④ 虚偽記載については、取引所のエンフォースメントをより適切に実施する
- ⑤ 半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度＋監査人のレビューとし、提出期限は決算後45日以内とする

→ これを受けて、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）の廃止に向けた金融商品取引法の改正を予定している

非財務情報の開示

改正開示府令が公布された 2023.1.31

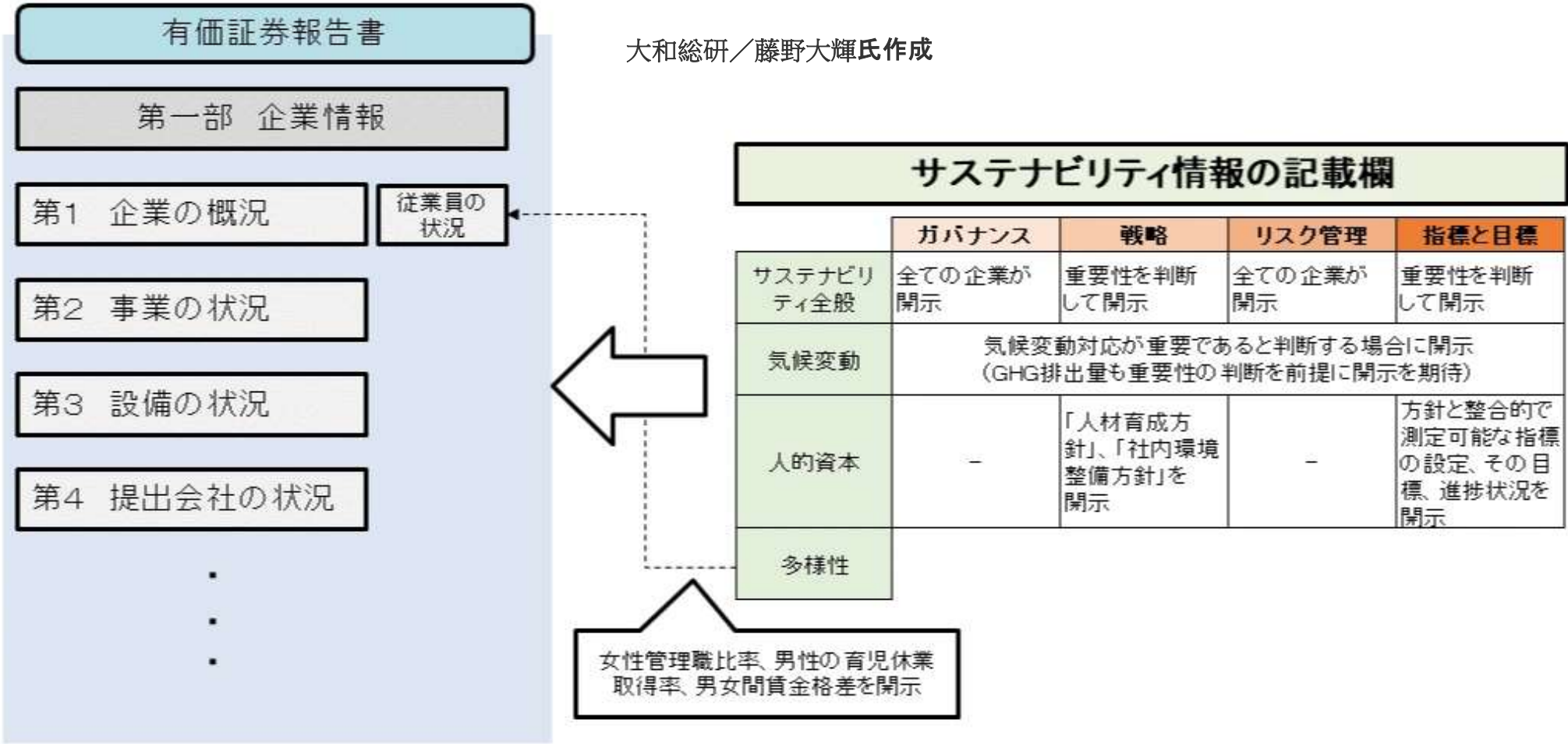
まず留意すべきなのは**ハード・ローでも企業のサステナビリティ情報開示の義務化**になったということである。企業が有価証券報告書などの法定開示でサステナビリティ情報を開示することになる場合、従来以上の**負担**が生じることや、**監査の問題**など、様々な考慮すべき事項が発生することが予想される。

すなわち、法定開示書類にESG情報開示が要請されると、その開示内容に要求される厳しさのステージが急に跳ね上がることが想像に難くない。集計精度の問題のみならず、現在、財務情報が連結を範囲としている一方で、ESG情報は単体限定となっている場合が殆どと考えられる。このような状況は、任意開示であるから許されているが、法定開示資料の中に掲載するデータとしては、大いに不十分との烙印が押されることとなる。

また、大きな目標を掲げていたのに全く達成できないといった状況も、任意開示の時点より酷評を生むことにつながる。そもそも**有報における虚偽記載は、投資家から訴えを起こされる可能性すらあり得る。**

金融庁 開示府令を公布 2023.1.31（2023年3月期の有価証券報告書から適用）

大和総研／藤野大輝氏作成



非財務情報 企業価値を左右 企業価値(時価)に影響を与える要因が激変している

従来は、金融機関・投資家が「環境リスクに対する備え」を考慮して投融資することはほぼなかった。企業側も非財務要因をどう財務諸表に反映させればいいのかわからない、という状況でもあった。そもそも、環境や社会的リスクへの対応を財務諸表で表示する概念自体がなかった。



ところが近年、そうした状況が確実に変わりつつある。それを示すのが、米国で知的財産関連ビジネスを展開している米オーシャン・トモ社の分析だ。同社の分析によると、1975年におけるアメリカ主要企業の時価総額に及ぼす影響度は、約80%が財務要因で、約15%が非財務要因であった。しかし、2015年には比率がきれいに逆転し、約80%を非財務要因が占めている。さらに2020年には90%にまで上昇している。(一般社団法人環境金融研究機構 代表理事 藤井良広氏)

ここでいう非財務要因には、ESG以外の知的財産の評価等の将来にわたって利益を生み出すいわゆる無形資産も含まれる。いずれにしても、環境リスクや社会的リスクに対する対応が、投融資において重視されていることは間違いない。要は投資家が企業を評価する観点が、40年前とは大きく変わり、現在の利益よりも、将来のリスクに移ってきているというわけだ。その大きなものが気候変動への対応等のE、人権やジェンダーへの配慮や人的資産そのものとしてのS、健全なる経営体制としてのG、それ以外に知的財産等々のバランスシートに現れない非財務項目が評価対象で、企業の企業価値を構成するということだ。非財務要因(いわゆる無形資産)に目配りしないと企業価値評価ができない時代に入った。



2017年に、その流れを世界にはっきりと示すできごとが起きている。それは、金融安定理事会による、気候関連リスクを財務情報として扱うタスクフォース(TCFD)のレポートが公表されたことである。

内容は、気候変動は金融システムに大きな影響を及ぼすものであり、そのリスクを、事前に把握して財務的に対応すべきだ、というものだ。注目すべき点は、このレポートが世界の主要国で構成するG20の活動の一環として出されたことである。

同レポートは、企業は自らが抱える気候変動リスクを推計・評価し、財務諸表にその推計コストを計上する必要がある、としている。加えて、金融機関は投融資判断に際して「企業が環境リスクに対処しているかどうか」を評価すべき、としている。つまり、企業は自らの環境リスクを推計して開示しなければ、投融資の対象から外れる可能性が出てきたということであるし、気候変動リスクへの対応が評価対象であり、企業価値算定の基本項目のひとつとされたということである。

金融機関と企業は同レポートにより、気候変動の重みを突如突きつけられたといえる。そういう意味で、TCFDレポートは、気候リスク、環境要因、非財務要因を重視せざるを得ないというターニングポイントの一つになったといえる。

非財務情報の財務数値化

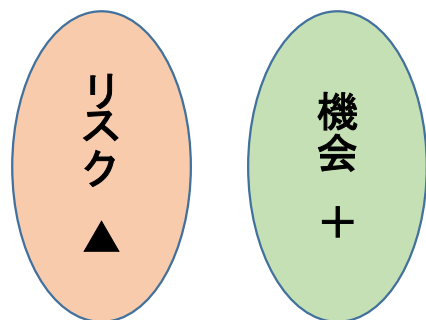
- ・脱炭素社会への取り組み
- ・SDGsへの取り組み
- ・ESG経営の実践

→ 社会課題の解決への姿勢が問われる →

企業価値を構成

評判・レピュテーション
投資対象からの除外
(スクリーニング)

気候変動リスクへの対応



→ 財務インパクトの算定 →

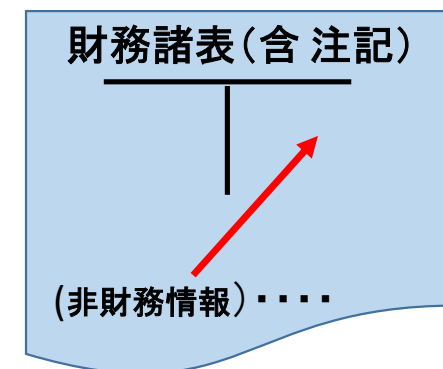
企業価値への数値化影響

欧米ではESGに慎重論も多い。中でも米投資会社、バークシャー・ハザウェイCEOのウォーレン・バフェット氏は「ESG課題への対応で企業に大きなコストが発生した場合、そのコストは投資家が持つべきではない。企業がESG課題を解決し続けることは当然の前提であり、投資家はESGの要素をことさら強調すべきではない」と批判的な姿勢を示す。ESGは企業が取り組むべき必須の課題だが、**ESGで高い評価を得ても、足元の利益が伴わず株価が低迷すれば投資家の評価を得るのは難しいだろう。**(日経新聞2021.6.2大機小機より抜粋)

将来的には、「非財務情報の財務情報化」の流れ

TCFD提言の開示

移行リスク	物理的リスク
(例)・炭素税導入によるコスト増 ・技術革新で需要が減少 ・環境負荷の高さで評判悪化	(例)・水害などで本社や工場が稼働停止 ・海面上昇で設備が浸水



将来的には、非財務情報から財務情報の位置づけへ

企業監査への注文 (日経新聞2021.11.10、一部加筆)

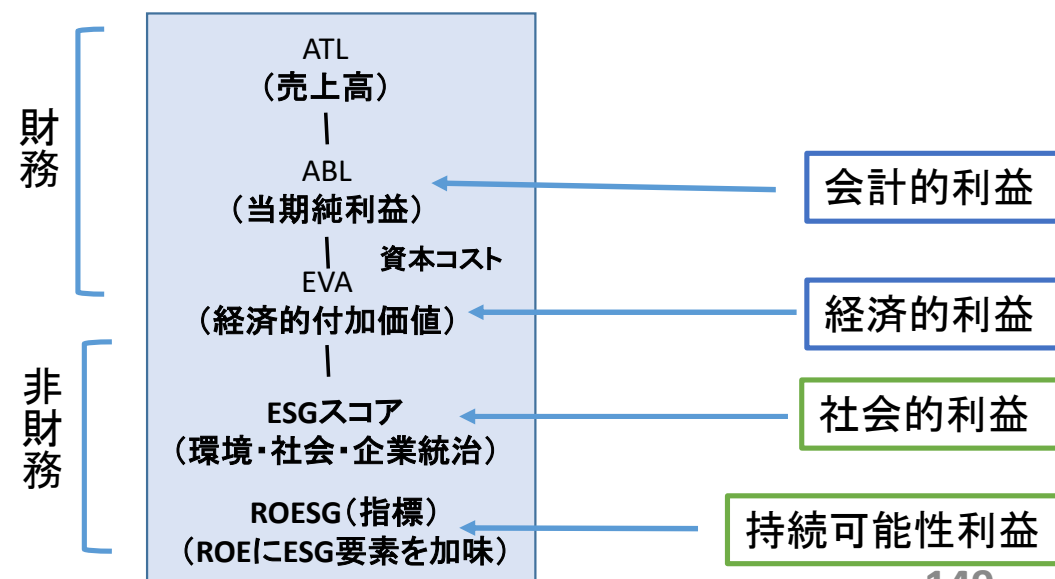
資産運用会社の24社(サラシン・アンド・パートナーズ等)が「ビッグ4」に対して、「**監査対象の企業が抱える気候変動リスクがより信頼できる形で監査結果に反映されていなければその企業の株主総会で監査人の選任に反対票を投じる**」と通告した。

伊藤邦雄氏の提唱 (日経新聞2021.10.14)

損益計算書に多様なステークホルダーの要素を組み込んだ「拡大業績(持続可能性)報告書」を提唱している。

サステナビリティが求められている中、3番目のボトルラインとしてESGスコアを加味する必要がある。

さらに、4番目として新たに自己資本利益率(ROE)とESGを統合したROESGという指標を開発した。3番目のESGを「社会的利益」と表現すれば、4番目の最終的ボトムラインは「持続可能性利益」といえる。



「非財務情報の財務情報化」: 気候変動影響以外にも

「インパクト会計」広がる エーザイなど、社会影響を金額換算 (日経新聞2022.10.26より抜粋)

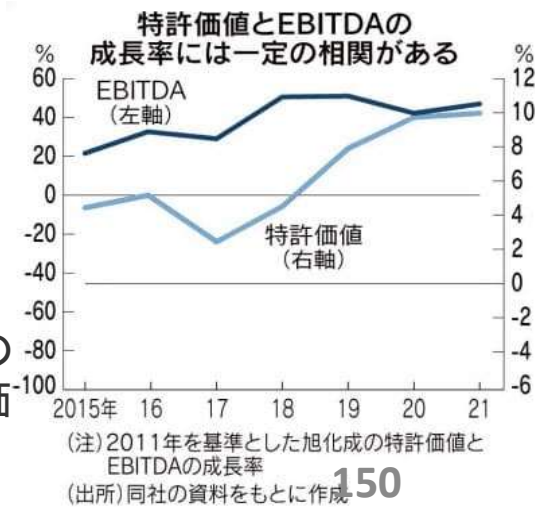
企業が事業により生み出される社会的価値を金額換算して開示する動きが広がっている。投資リターンと社会や環境への好影響の両立をめざす「インパクト投資」を取り込むため、同投資残高は2021年に世界で初めて1兆ドル(約150兆円)を超えた。エーザイは薬剤の無償提供の価値が年間約1600億円と開示した。企業の情報開示の拡充につながりそうだ。

積水化学工業は気候変動対策による雇用創出額などから温暖化ガス排出に伴う経済損失などを差し引き、純利益と足して「ステークホルダー包括利益」を算出。21年度の同利益は16年度比で2倍程度に増えた。スペインの複合企業アクシオナは賃金や飲料水の生成など10の項目についてインパクトを算出し、合計で21年に純利益の10.5倍にあたる価値を生んだという。

「特許価値」投資家に開示 旭化成が算出 非財務情報で長期の成長力訴え (日経新聞2022.9.8より抜粋)

旭化成は「特許価値」を投資家との対話に生かす。特許価値は非財務的な価値指標で、他の特許への引用件数や特許保有地域などから求める。今年から毎年開示する。多角化で企業価値が抑えられる「コングロマリット・ディスカウント」もあり株価がさえない。特許価値が伸びると利益も増えるという一定の相関があるとし、潜在的な成長力を訴え、株価の底上げを狙う。

社会影響を金額換算する動きが相次ぐ	
エーザイ	途上国への薬無償提供の金銭価値を開示
積水化学	純利益に気候変動関連の価値や損失などを加算
アクシオナ(スペイン)	賃金や飲料水の生成など10の項目について影響を利益額対比で算出
BASF(独)など	社員教育や温暖化ガス排出などの影響の金額算出手法を開発
ブラックロック(米)など	インパクト加重会計を試験的に活用して投資先を分析



投資家集団、企業に一段の気候変動対応を要求へ BPの減損を評価

ロイターより

2020年6月22日

同グループを率いる資産運用会社サラシン・アンド・パートナーズは、英BPが石油・ガス価格の長期予想を大幅に引き下げ、**第2・四半期決算で最大175億ドルの費用を計上すると発表**したことについて「極めて重要な」ニュースだと指摘。

クリーンエネルギーへの移行が世界的に進む中、「**すべての企業経営者と株主は、会社のどこが過大評価されているかを直ちに直視する必要がある**」とコメント。大手石油会社に対し、気候変動リスクを会計に反映させるようさらに求めていく方針を示した。

同投資家グループはすでに、建材大手のCRHに対するロビー活動を開始。鉄鋼原料を供給する資源大手リオ・ティントにも書簡を送付する計画。セメントと鉄鋼は温室効果ガスの大きな発生源となっている。

同グループはインタビューで「化石燃料への依存度が高い他の企業にも同様の働き掛けを進めていく」と発言。化石燃料プロジェクトに融資を行っている欧米の銀行も対象にする方針という。

同投資家グループは2019年以降、4大監査法人(EY、デロイト、KPMG、PwC)に対し、気候変動の関連リスクを見過ごさず早急に行動するよう求める書簡を送付している。

投資家の間では、地球温暖化や経営リスクに対する懸念を背景に、気候変動問題への取り組みを企業に求める動きが広がっている。

4大監査法人に気候変動リスク対処を要請、欧州投資家らが書簡

ロイターより 2019年11月29日

運用資産が合計1兆ポンド(1兆2800億ドル)を超える欧州の29の投資家が4大監査法人(EY、デロイト、KPMG、PwC)に対し、気候変動の関連リスクを見過ごさず早急に行動するよう求める書簡を送っていた。今年1月に送付した書簡が今回初めて公表された。

投資家らは、会計・監査業務で気候変動リスクが「無視されている」ことに懸念を表明。気候変動抑制のための2015年パリ協定が政府の実行段階に入っている中で、監査法人は将来の低炭素化社会に向けて急速な移行が起きる可能性を重視していないと指摘している。

投資家らは、キャンペーンを拡大して大手石油・ガス各社の監査委員会にも同様の行動を求める書簡を直接送付する準備をしているとし、このため4大監査法人に送っていた書簡の公表を決めたという。

投資家グループを率いる資産運用会社サラシン・アンド・パートナーズの担当責任者ナターシャ・ランデルミルズ氏は、監査法人が対応を怠れば、将来の金融危機のリスクよりももっと深刻な損害のリスクをもたらすと警告している。同氏はロイターに対し、企業トップが将来的な損失や法的責任の反映を怠っていることに監査法人は警報を発してほしいと述べた。

EYは投資家とビジネスと公益のニーズに応えることが自分たちの使命だとするコメントを出した。デロイトの広報担当者は、気候変動が顧客の重大なリスクであることは認識しており、その問題意識を監査業務に反映させていると述べた。

第3の「ビッグバン」が間近に迫る

「会計ビッグバン」
2000年～2003年

投資家目線を会計に取り込む

(税効果会計・キャッシュフロー計算書・時価会計・減損会計・退職給付会計・連結の範囲の厳格化・企業結合会計)

「財務報告ビッグバン」
2010年

IFRS(国際会計基準)へのパラダイムシフト

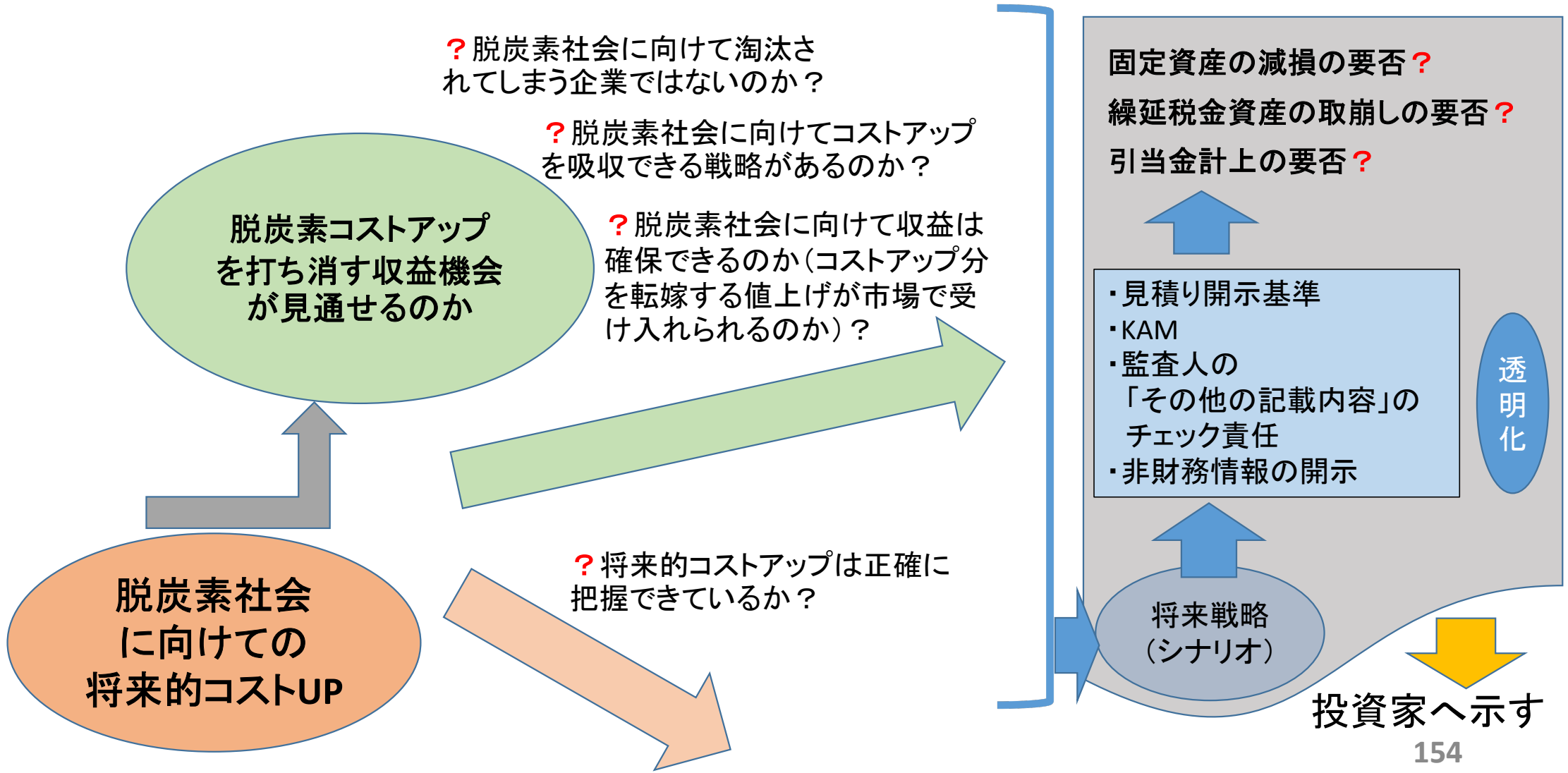
投資家への企業価値算定のための情報提供会計に変貌
(資産負債アプローチ・原則主義・公正価値会計・包括利益概念・デューデリ会計)。まさにデューデリ会計。

「開示情報ビッグバン」
2023年～

非財務情報の財務書類への取り込み

非財務情報の開示がますます進展していくと考えられるが、将来的には、この**非財務情報の財務数値化が進むと考えられる**。非財務情報が企業価値を大きく左右する時代になる中、投資家に企業価値算定のための情報提供を提供するツールとなっている現在の企業会計の姿としては避けられない流れと考える。

私見:「脱炭素社会を生き抜いていける企業」であることを財務諸表で示す必要



イメージ図(これからの財務会計の姿)

脱炭素社会に向けての企業経営と企業会計の役割

B/S(現在)

脱炭素社会に絡む収益機会

将来企業価値

+

脱炭素社会に向けての将来的コストUP(移行損失含む)

企業経営

- ・将来企業価値を最大化していくこととそれを実現していくこと
- ・収益機会を創り出すこと
- ・将来的な移行損失や将来的コストアップを精緻に算出し最大限の対策を一刻も早く練ること

企業会計の役割

- ・現在の財務諸表に引当金会計・減損会計等で表現すべきである将来移行損失等が既に予見できていないのか？
- ・減損会計や繰延税金資産のフィルターを通して将来C/Fを見積る場合における将来的コストアップ等や収益機会等は合理的に見積もられているのか。
- ・有報の非財務情報や自主的開示は財務諸表・注記による財務情報の記載事項と整合性は取られているか。

なぜ今、人的資本なのか 経営者を動かす4つの視点

「人的資本」が世界的に注目されている。従業員の成長なくして企業の成長はない。従業員を経営のステークホルダーとしてより重視し、戦略的に人材開発に投資し、人事評価制度や職場環境を整える。こうした施策によって、一人ひとりの能力を引き出す取り組みが必須になっている。新型コロナウイルス禍を機に、働く人々の意識や働き方、コミュニケーションも大きく変化し、時代の転換期ともいえる今、人材マネジメントの実践は最重要課題である。

株主資本主義からの脱却

人的資本経営への転換が起きている背景には、4つの視点がある。

(1) 社会的視点

サステナブル（持続可能）な社会づくりに向けた世界的なコミットメント。米国の経営者団体「ビジネス・ラウンドテーブル」は2019年、これまでの「株主資本主義」から脱却し、顧客・従業員・サプライヤー・地域社会・株主などすべてのステークホルダーを重視する方針を表明しました。20年に開催された世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）でも、同様の概念である「ステークホルダー資本主義」が主題となった。

こうした動きが、近年のESGへの積極的な取り組みと相まって、「多様性の尊重」「従業員エンゲージメント」といった従業員に関わる指標を重視する経営へとつながっている。

(2) 経済的視点

投資判断指標として「見えざる資産」を評価する傾向が強くなっている。一昔前は主に財務的な指標が株価に反映されているが、1990年代以降、非財務的な資本によって企業価値の8割が評価される方向へ変化しているという分析（「Recommendation of the Investor Advisory Committee Human Capital Management Disclosure」(米証券取引委員会、2019年3月28日)）がある。今後の投資判断において、「人的資本」の指標を抜きに、企業価値を考えることはできなくなっている。

(3) 戦略的視点

あらゆる企業が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）を含め、産業構造の転換が起きている。時代が大きく動く中、企業は未来志向の挑戦的な経営を展開していく必要にかられている。

そのためのイノベーションを生み出すのは、やはり「人」。人が健康に、生き生き・伸び伸びと働ける環境をいかに整えるか。「人を最大限に活かす」視点が重要であり、それが企業の中長期的な発展につながっていくと考えられる。

(4) 世代価値観の視点

1981年～96年に生まれた「ミレニアル世代」は、環境問題や社会課題に対して非常に関心が高いと言われている。世界最大の資産運用会社である米ブラックロックも、ミレニアル世代の6割強が「企業の存在意義は利益追求よりも社会貢献」と考えているという調査結果を投資先企業に発信している（「LETTER TO CEO 2019 企業理念と収益」（米ブラックロック））。

今後、社会や経済の中心がZ世代（1990年後半から2000年代に生まれた人）や、アルファ世代（2010年以降に生まれた人）へと移り変わっていくにつれて、企業に社会貢献を求める傾向はさらに強くなっていくと予測される。こうした将来世代の社会的価値観を企業経営に織り込んでいくことも、重要な課題となっている。サステナビリティ（持続可能性）に対する若者たちの意見や感性をいかにして経営に織り込むか、そして必要な人材を自社につなぎとめるか。こうした観点でも、人的資本を重視する経営への転換が進んでいる。

こうした背景に加え、新型コロナウイルス禍で人的資本経営へのシフトに拍車がかかっている。多くの経営者が、いかにして従業員の安全を確保し、安心して働ける環境をつくるかに思いを巡らせている。

「**人的資本が投資判断指標に**：「人的資本経営」は、まったく新しい概念というわけではない。もともと「人材は重視しない」と言う経営者はいないと思う。これまでも多くの企業が、雇用の保障や福利厚生充実という形で人材を大切にしてきた。

しかし、今、大きく変わっているのは、人材を大切にすることと「企業のパーパス（存在意義）」や「中長期戦略」をしっかりとつなぎ合わせてマネジメントしようとしている点にある。具体的な施策や仕組みに落とし込み、運用していこうとするところが近年の大きな特徴といえる。

ESG投資が広がり、人的資本に関わる企業の取り組みが、株式市場から直接評価される時代になりつつある。環境や社会への貢献を目指す「CSR（企業の社会的責任）」の活動はこれまでも評価されてきた。しかし、人的資本に関する指標が明確に開示され、投資判断の材料とされることは、過去に例を見ない。

人を最大の資本と捉え、すべての人材を活かし切る。それが企業のビジョンやパーパスの実現につながる時代が到来したといえる。 157

人的資本経営の実現に向けた検討会 報告書

～ 人材版伊藤レポート2.0～

令和4年5月 経済産業省

・新たな3つの視点で考える

- ① コーポレート・ガバナンス改革の文脈で捉えること。日本は2010年代に入りガバナンス改革を進めてきた。人事・人材戦略もそうした大きな枠組みの中で議論する必要がある。
- ② 持続的な企業価値創造という文脈で議論すること。今や企業価値の決定因子は有形資産から無形資産に移行した。その無形資産の中核が紛れもなく人材である。したがって、人材の価値を高めれば、無形資産の価値が高まり、それが企業価値を持続的に押し上げることになる。
- ③ 人事・人材変革を起こすのに、資本市場の力を借りようと試みた。なぜなら先進的な投資家は近年、人事・人材戦略に強い関心を寄せている。その証拠に人事部門の責任者(CHRO)と直接対話を始めている機関投資家も少なくない。今まで見られなかった光景である。こうした観点から、代表的な投資家のたちも研究会のメンバーになった。

・人材は「管理」の対象ではなく、その価値が伸び縮みする「資本」なのである。企業側が適切な機会や環境を提供すれば人材価値は上昇し、放置すれば価値が縮減してしまう。人材の潜在力を見出し、活かし、育成することが、今まさに求められている。

・人的資本の価値の最大化には、従来の雇用慣行やパラダイムから脱却することが求められる。個人も主体的に、そして自律的に変わり、会社も社員一人ひとりと丁寧に向き合い、多様性を大事にし、更に高めるための支援や施策を推し進める必要がある。そうしてこそ個人と組織が互いに選び選ばれる関係が構築できる。

人的資本経営

- ・経済産業省は、人的資本経営を「人材を『資本』として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営のあり方」と定義している。
- ・従来から、企業は人材を「資源」と捉え、OFF-JTや自己啓発支援といった人材に対する金銭の支出は「コスト」として後回しにする傾向があった。
- ・人材を「価値を生み出す源泉」として捉える人的資本経営では、人材に対する支出も「価値を生み出す投資」として考える。
- ・人的資本経営の特徴的な点は、経営戦略と人材戦略が深く結び付いていること。

主な動き

海外からの要請	・株式市場での重要度向上 ・ISO30414をはじめとした情報開示ルールの制定 ・ESG投資の広がり
人材版伊藤レポートの公表	・2020年に初版、2022年に2.0が公表される ・3P・5Fモデル
日本での人的資本開示	・2021年にコーポレートガバナンス・コード改訂 ・2022年に開示指針が公表される ・早ければ2023年に有価証券報告書に反映
人的資本経営コンソーシアムの発足	・第二次岸田内閣からのサポート ・開示委員会での検討 ・経営者と投資家の対話の場

海外からの要請

・世界的に人的資本の重要性が高まっている。アメリカのアドバイザリー会社が発表した米国株式市場の重要な株価指数であるS&P500の市場価値の構成要素を見ると、1975年には人材を中核とする無形資産の割合が17%だったのに対し、1995年には68%、2020年には90%と急激な伸びを見せている。

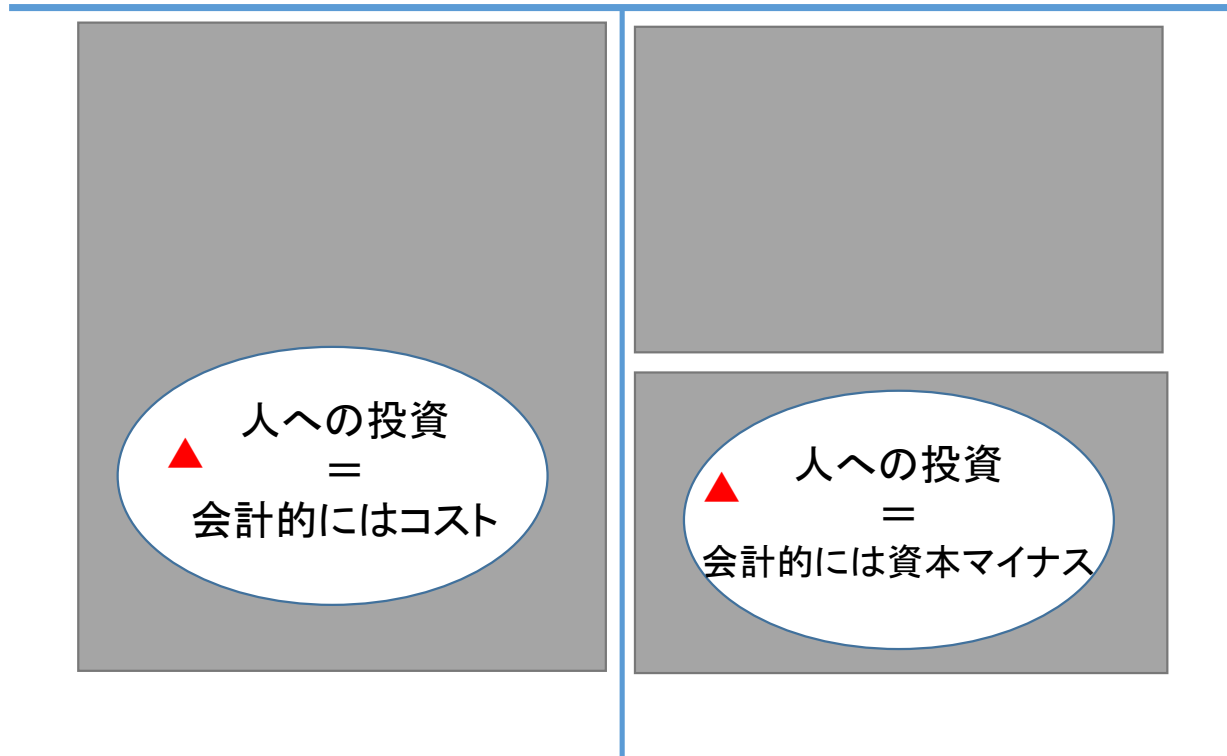
・2018年には、国際標準化機構(ISO)がそれまで企業ごとにバラバラだった人的資本の情報開示のルールを「ISO30414」として制定。国際的なガイドラインであるISO30414では、「コンプライアンスと倫理」や「コスト」、「ダイバーシティ」といった11領域58項目を開示すべき項目として設定している。このガイドラインに沿って情報を公開することで、現在の自社の人的資本の状況を可視化することが可能になった。

・2019年にはサステナビリティ会計基準審議会(SASB)が人的資本の重要項目の開示を要求。2020年には米証券取引監視委員会(SEC)がRegulation S-Kを改訂し、米国の上場企業に対して人的資本の情報開示を義務付け。また欧州連合(EU)でも2014年、非財務情報開示司令(NFRD)従業員500人超の企業に開示を義務付けるなど、人的資本情報の開示をめぐる動きが活発化している。

・海外でESG投資が広がっていることも、人的資本経営に注目が集まる一つの要因。ESG投資は環境への配慮や社会との関係といった非財務指標を加味して企業の成長性を判断する投資の手法。人的資本への投資は「社会(S)」にあたる。

会計的には・・・

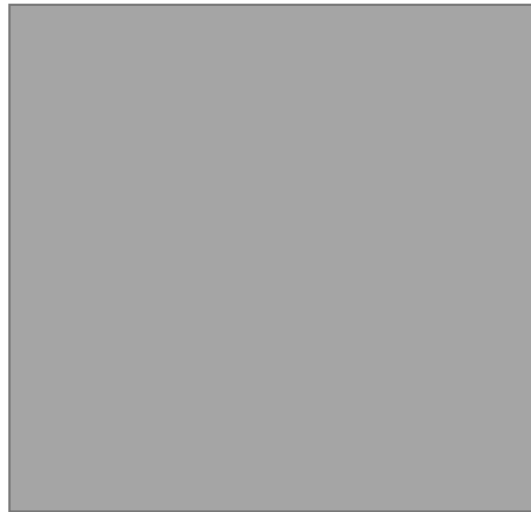
B/S



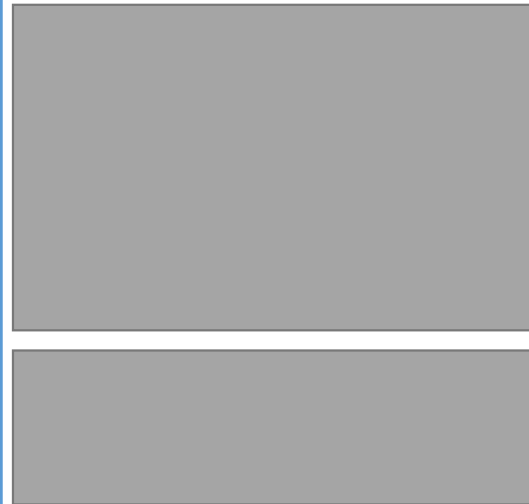
日本では、いまだコストカットの対象という企業会計の世界から抜けきれていないのではないかと。また、人件費や研究開発費の効果は単年度で発現するものではないのに、単年度費用として捉えている企業も多い中、営業利益率改善の観点から費用削減の対象となってしまう傾向にあるのが現実であるが・・・

会計的には費用だが...

B/S



人への投資



人的資本

発想の転換が
できるのか。

11 今後の課題

① 単体開示の意義

単体開示の簡素化が言われ、単体が軽視されるような空気も漂っているが、単体開示はしっかり守っていかなければならない。包括利益の概念を入れていない。これは非常に賢明な扱いであると思う。

IFRSの理解に際してもそうであるが、会計基準を二つに分けなければならない事態に至ったことをみなさんも一緒に考えていただきたい。資本主義経済の中で、資金の出し手のことを考えた経営が求められることは言うまでもない。しかし、資金の出し手にも二通りある。株式を短期間に市場で売買して利益を得ようとする投資家と、しっかり経営を監視して長期的観点から利益を得ようとする投資家だ。誤解をおそれずに言うと、前者が金商法的、後者が会社法的ということになるかもしれない。そうすると、会社法では、経営者には今回の業績をしっかりと開示してもらおうという従来の日本の会計に非常に近いものになる。また、配当可能利益ということも重要で、単体財務諸表が基本になる。金商法的に考える連結財務諸表は、株価に直結する情報が求められ、IFRSの発想もこれに重なることになる。



会計には①経営者の投資家への企業価値に係る情報提供と②経営者の株主に対する受託責任解除の遂行という2つの経営者に課された責務(使命)を果たすために使われるツールである(説明責任: アカウンタビリティ)。

② 企業会計とバリエーション

- ・会計はあくまでも企業業績をその実績値として示すものであって(資産評価として将来の見積りデータを使う場面はあるにしても)、金融マーケットにおける企業価値評価の値を示すものではない。それは本来の役割ではない。
- ・マーケットにおける企業評価を行うための有用情報を実績値から提供する機能である会計が、ややもすると企業価値評価の結論を数値化する役割に成り代わるべきだとする誤解があり、危惧を感じる。
- ・企業評価つまりバリエーションはあくまでもマーケット自体からの帰結であり、決して所与のものではない。
- ・企業の将来収益を認識していくこと(自己創設のれんの認識)は会計の世界では決してできない。
- ・将来シナリオを実績値として達成していくことは経営の使命であり、その達成結果をしっかりと示していくことが会計の本来の役割のはずだ。
- ・会計情報を投資家の企業評価のための有用情報として開示させようとする試みは、マーケットインフラの整備として望ましいが、行き過ぎは考えものだ。会計情報の軸足はあくまでも実績値にあるはずだ。決して株価情報ではない。
- ・会計は将来シナリオの表現ツールではなく、現在を語るものである。

③ 簿記会計と財務報告

会計は会計記録(簿記)と財務報告の作成からなる

財務報告は財務諸表を含む財務情報の提供である

財務諸表は両者に共通しているが、「簿記」は財務報告には含まれない



財務報告における「簿記」離れの危険性

- ・簿記は、財務管理を目的として誕生したがゆえに、日々の取引の記録がベースにある。簿記及びそれに基づく会計は、いわば企業の論理がその基礎にある。
- ・企業経営に会計管理(accounting control)は欠かせず、会計管理に簿記会計は欠かせず、会計管理に簿記会計は不可欠である。
- ・となれば、企業は自身のために簿記会計を行う一方で、市場に対しては(簿記会計から独立した)財務報告を行うことになろうか。

④ 非財務情報開示の管制塔の担い手

開示項目間の整合性・結合性の確保
が重要である

有価証券報告書 (金商法開示)

サステナビリティの記載欄

事業等のリスク

ND&A

コーポレートガバナンス
の開示項目

経営理念・経営方針・経営戦略

(会社法開示)

事業報告

.....

(証券取引所開示)

決算短信

.....

(任意開示)

統合報告書

.....

ウェブ開示

.....

サステナビリティ報告書

.....

⑤ 公認会計士(会計監査人)の将来

監査法人太田哲三事務所に入所した時に目にした太田先生の言葉は、その後の職業専門家としての人生に少なからぬ影響を与えている。

これは太田哲三商学博士が昭和44年(1969年)1月に書かれた色紙

「吾等は 会計奉公の精神を堅持し 企業財政の健全化による邦国経済の永遠なる繁栄に寄与することを本領とす」

ただ、今は、これを多少読み替えて考えていかななくてはならない。

会社のビジネスや業界・市場等々における会社の現状を十分に理解した上で、教科書的な杓子定規の判断に陥ることなく、会社が金融マーケットでしっかりとプレゼンスを発揮できるよう、会社のビジネスパートナーとして会社とともに歩んでいく姿勢を堅持。

本質を徹底的に追究する姿勢を堅持しながら、会社と双方向でのコミュニケーションを高め、会社の実態に合った新しい会計の考え方を自らつくり、世界に向けて主張していくマインド、そして何よりもグローバル化が進展する中で日本企業を守りサポートしていく気概が必要と考える。

